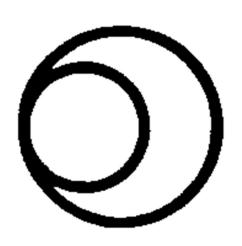
明和町地域防災計画

震災対策編

令和4年度修正



明和町防災会議

→目 次**←**

震災対策編

第1章 総 則

第1節	計画の目的・方針等	1
第2節	防災関係機関の責務と処理すべき業務の大綱	3
第3節	明和町の特質と杜会的条件	11
第4節	地震の想定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	かった。ルルサマはコー	
	第2章 災害予防計画	
第1節	防災知識の普及計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	19
第2節	防災訓練実施計画	22
第3節	自主防災組織の育成計画	23
第4節	ボランティアの活動支援計画	25
第5節	地域内資源動員計画	26
第6節	通信及び放送施設災害予防計画	27
第7節	津波災害予防計画	28
第8節	海上災害予防計画	30
第9節	避難計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	31
第10節	備蓄資材・機材等の点検整備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
第11節	火災予防計画	35
第12節	医療・救護計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	37
第13節	危険物施設等の災害予防計画	38
第14節	公共施設・ライフライン施設災害予防計画	39
第15節	建築物等の災害予防計画	43
第16節	地盤災害防止計画	45

第17節	震災予防のための基盤、施設整備	46
第18節	避難行動要支援者対策計画	47
第19節	企業・事業所における防災対策推進計画	57
	第3章 災害応急対策計画	
第1節	防災組織計画	58
第2節	動員計画	70
第3節	自衛隊災害派遣要請計画	74
第4節	海上保安庁災害対応措置の実施要請計画	80
第5節	ボランティアの受入体制	86
第6節	地震・津波情報等の伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	88
第7節	津波災害応急対策計画	95
第8節	被害情報収集・連絡計画	99
第9節	通信運用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	104
第10節	被災者等への情報伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	106
第11節	避難計画	108
第12節	消防救急活動に関する計画	114
第13節	救助活動に関する計画	116
第14節	医療・救護計画	118
第15節	水防活動に関する計画	121
第16節	災害警備計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	122
第17節	交通応急対策	123
第18節	障害物除去計画	125
第19節	海上災害応急対策	127
第20節	緊急輸送計画	128
第21節	県防災へリコプター活用計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	132
第22節	危険物施設等応急対策計画	134
第23節	公共施設・ライフライン施設応急対策計画	135
第24節	給水計画	138
第25節	食料供給計画	140
第26節	生活必需品等供給計画	145

第27節	防疫・保健衛生計画	147
第28節	清掃計画	149
第29節	遺体の捜索・処理・埋火葬計画	152
第30節	文教対策計画	156
第31節	応急住宅対策計画	159
第32節	救助法適用計画	162
	第4章 災害復旧計画	
第1節	民生安定のための緊急措置	
第2節	激甚災害の指定	173
	第5章 地震防災強化計画	
第1節	総則	174
第2節	活動体制	
第3節	情報伝達計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第4節	町民への広報計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
第5節	避難計画	
第6節	緊急輸送計画	
第7節	自衛隊との連携計画	
第8節	消防活動に関する計画	184
第9節	社会秩序維持計画	
第10節	警察活動に関する計画	185
第11節	ライフライン施設応急対策計画	186
第12節	交通対策計画	188
第13節	食料・生活必需品確保計画	191
第14節	医療・救護計画	191
第15節	公共施設等対策計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	192
第16節	町民のとるべき措置	194
第17節	大規模な地震に係る防災訓練計画	196
第18節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	197

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節	総則	199
第2節	関係者との連携協力の確保	200
第3節	津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	201
第4節	南海トラフ地震臨時情報の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	209
第5節	地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画	213
第6節	防災訓練計画	213
第7節	地震防災上必要な教育及び広報に関する計画	214
第8節	津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項	215

第1章 総 則

第1節 計画の目的・方針等

第1項 計画の目的

本町は、平成15年12月に東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下、「東南海特措法」という。)に基づき、東南海・南海地震防災対策推進地域(平成25年11月の法改正により「南海トラフ地震防災対策推進地域」に改正)に指定され、平成26年3月に南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(以下、「南海トラフ法」という。)に基づき、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域に指定され、大規模地震および津波の発生に伴う被害が危惧されている。この計画は、町民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼす恐れのあるこれらをはじめとする地震災害に対処するため、県、町、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等の防災関係機関及び町民が、有機的に結合し、総合的かつ計画的な地震防災対策の推進を図り、町民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。

第2項 計画の性格

この計画は、災害対策基本法の規定及び南海トラフ法第5条第1項の規定に基づく地震災害に関し、本町の地域における防災機関の防災業務の実施責任を明確にし、かつ、相互間の緊密な連絡調整を図る上においての基本的な大綱をその内容としているものである。したがって、本町の現状に適合した具体的な防災活動計画としての性格をもつものであり、防災活動はすべてこの計画を基本として有機的に運営されるべきものである。また、三重県地域防災計画とは相互に補完的な関係にあり、その運用に当たっては、両者が有機的な関連のもとに運用されるよう留意されなければならないと同時に、計画の内容が三重県地域防災計画に抵触することのないよう、必要な補正を加える。

なお、その実施細目等については、関係機関において別途定める。

第3項 計画の基本方針

この計画は、各防災関係機関の実施責任を明確にするとともに、南海トラフ地震等大規模地震の防災対策を推進するための基本的事項を定め、その実施細目については、各防災関係機関ごとに具体的な活動計画等を定めるものとし、毎年検討を加え必要に応じ修正する。

また、地域住民からその地区の特性に応じた地区防災計画の提案があった場合は、町防災会議に諮り、明和町地域防災計画に定めるよう努める。

第4項 用 語

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 1 基 本 法………災害対策基本法をいう。
- 2 救 助 法………災害救助法(昭和22年法律第118号)をいう。
- 3 町防災計画……明和町地域防災計画をいう。
- 4 町 災 対 本 部………明和町災害対策本部をいう。
- 5 県 災 対 本 部…………三重県災害対策本部をいう。
- 6 地 方 部…………三重県災害対策本部の松阪地方災害対策部をいう。
- 7 地震予知情報等…………東海地震等に関わる警戒宣言、地震予知情報の内容その他関連 する情報をいう。
- 8 判 定 会………気象庁長官が定める地震防災対策強化地域判定会をいう。
- 9 防災関係機関………町、県、指定地方行政機関、自衛隊、指定公共機関、指定地方 公共機関、公共的団体及び防災上重要な施設の管理者をいう。
- 11 住民・・・・・・・・・・・本計画の避難にかかる項中、住民とは、在住者・在勤者等その 他保護すべき者を含む。
- 12 津波ケース……平成25年に内閣府が発表した「南海トラフ巨大地震による津 波高・浸水域等及び被害想定」で用いられた11のケースのこ とをいう。
- 13 要配慮者……………高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。
- 14 避難行動要支援者……要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者をいう。
- 15 その他の用語については、災害対策基本法の例による。

第2節 防災関係機関の責務と処理すべき業務の大綱

第1項 実施責任

1 町

町は、防災の第一次的責務を有する基礎的な地方公共団体として、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、防災活動を実施する。

2 県

県は、県の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震及び津波災害から保護するため、 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関及び他の地方公共団体等の協力を得て、 県の地域における防災対策を推進するとともに、町及び指定地方公共機関の防災活動を援助し、 かつ、その調整を行う。

3 指定地方行政機関

指定地方行政機関は、町の地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震から保護するため、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、 県及び町の活動が円滑に行われるように勧告、指導、助言等の措置をとる。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性に鑑み、自ら防災活動 を積極的に推進するとともに、県及び町の防災活動が円滑に行われるよう業務に協力する。

5 公共的団体及び防災上重要な施設の管理者

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図り、警戒宣 言発令時及び災害時には応急措置を実施するとともに、町、県その他防災関係機関の防災活動 に協力する。

第2項 処理すべき事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、次のと おりである。

明和町

- (1) 明和町防災会議及び明和町災害対策本部に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備
- (3) 防災に関する施設及び設備の整備・点検
- (4) 防災行政無線局の整備と運用
- (5) 防災に必要な物資及び資機材の備蓄・整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練の実施
- (7) 消防団及び自主防災組織等の育成及び強化
- (8) 地震災害に関する情報の収集、伝達及び被害調査
- (9) 被災者に対する情報の伝達及びその他の住民に対する広報
- (10) 地域住民に対する避難指示等
- (11) 被災者の救助に関する措置
- (12) ボランティアの受入れ等に関する措置
- (13) 災害時における防疫及び保健衛生等についての措置
- (14) 被災公共施設及び設備の応急対策
- (15) 災害時の文教対策
- (16) 災害時における交通及び輸送の確保
- (17) その他地震災害応急対策及び地震災害復旧対策の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (20) 町内の公共的団体が実施する災害応急対策の連絡調整
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

三重県

- (1) 県防災会議及び県災対本部に関する事務
- (2) 防災対策の組織の整備
- (3) 防災施設の整備

- (4) 防災行政無線の整備と運用
- (5) 防災に必要な資機材の備蓄と整備
- (6) 防災のための知識の普及、教育及び訓練
- (7) 災害に関する情報の収集、連絡及び被害調査
- (8) 被災者に対する情報の伝達及びその他の県民に対する広報
- (9) 被災者の救助に関する措置
- (10) ボランティアの受け入れに関する措置
- (11) 災害時の防疫その他保健衛生に関する措置
- (12) 被災県営施設の応急対策
- (13) 災害時の文教対策
- (14) 警戒宣言時及び災害時の混乱防止
- (15) 災害時の交通及び輸送の確保
- (16) 自衛隊の災害派遣要請
- (17) 災害復旧の実施
- (18) 災害廃棄物の処理に関する措置
- (19) 市町及び指定地方公共機関が処理する防災に関する事務又は業務の支援及び総合調整
- (20) 地震防災応急計画の作成指導及び届出等の受理
- (21) 避難地、避難路、緊急輸送を確保するために必要な道路、その他地震防災上整備が必要な事業の実施
- (22) その他災害の発生の防御及び拡大防止のための措置

警察 (松阪警察署)

- (1) 災害警備体制
- (2) 災害情報の収集・連絡等
- (3) 救出救助活動
- (4) 避難誘導
- (5) 緊急交通路の確保
- (6) 身元確認等
- (7) 二次災害の防止
- (8) 危険箇所等における避難誘導等の措置
- (9) 社会秩序の維持
- (10) 被災者等への情報伝達活動
- (11) 相談活動
- (12) ボランティア活動の支援

陸上自衛隊

- (1) 要請に基づく災害派遣
- (2) 関係機関との防災訓練に協力参加

松阪地区広域消防組合

- (1) 火災の予防・警戒・鎮圧
- (2) 災害の防除及び被害の軽減
- (3) 救助・救急活動
- (4) 災害情報の収集・連絡等

指定地方行政機関

指定地方行政機関は、法令及び各行政機関の定める防災業務計画に基づき、それぞれの防災 に関する所掌事務を実施し、本町の行う防災上の諸活動についてそれぞれの業務に応じて協力 し、その大綱は次のとおりとする。

- 1 東海農政局三重県拠点
 - (1) 農地海岸保全事業、農地防災事業、地すべり対策事業(農林水産省農村振興局所管に限る)等の国土保全対策の推進
 - (2) 農作物、農地、農業用施設等の被害状況に関する情報収集
 - (3) 被災地における生鮮食料品、農畜産物用資材等の円滑供給に関する指導
 - (4) 被災地における農作物等の病害虫防除に関する応急措置に関する指導
 - (5) 農地、農業用施設等の災害時における応急措置に関する指導並びに災害復旧事業の実施及び指導
 - (6) 直接管理又は工事中の農地、農業用施設等の応急措置
 - (7) 地方公共団体の要請に応じ、農林水産省の保有する土地改良機械の貸付け等
 - (8) 被災農業者等の経営維持安定に必要な資金の融資等に関する指導
 - (9) 被害を受けた関係業者・団体の被害状況の把握
 - (10) 職員の派遣による食料供給活動の支援

2 鳥羽海上保安部

- (1) 情報の収集及び伝達に関すること。
- (2) 海難の際の人命、積荷及び船舶の救助並びに天災事変その他救済を必要とする場合に おける援助に関すること。
- (3) 船舶交通の安全のために必要な事項の通報に関すること。
- (4) 海洋汚染等及び海上災害の防止に関すること。
- (5) 法令の海上における励行に関すること。

- 3 津地方気象台
 - (1) 東海地震に関連する情報の通報並びに周知
 - (2) 気象庁本庁が行う津波予報警報等の県への通知
 - (3) 地震、津波に関する観測及びその成果の収集並びに情報の発表
 - (4) 気象庁が発表する緊急地震速報(警報)について、緊急地震速報の利用の心得などの周 知・広報

4 三重労働局

- (1) 事業者に対し、二次的災害防止のための指導・監督の実施
- (2) 事業場における労働災害発生状況の把握
- (3) 労働災害と認められる労働者に対し、迅速・適正な保険給付等の実施
- 5 国土交通省中部地方整備局三重河川国道事務所
 - (1) 災害予防
 - (ア) 応急復旧用資機材の備蓄の推進、災害時にも利用可能な通信回線等の確保及び防 災拠点の充実
 - (イ) 機動力を生かした実践的な方法による防災訓練の実施
 - (ウ) 公共施設等の被災状況調査を行う防災エキスパート制度の活用
 - (エ) 災害から地域住民の生命、財産等を保護するための所管施設等の整備(耐震性の 確保等)に関する計画・指導及び事業実施
 - (オ) 災害時の緊急物資の整備に関する計画・指導及び事業実施
 - (カ) 関係機関との連携による災害に強い地域づくり計画の策定
 - (キ) 洪水予警報や道路情報、波浪観測情報等の発表・伝達及び住民・事業者への伝達 手段の確保
 - (ク) 河川管理者の水防への協力事項及び道路啓開に関する計画等の情報共有
 - (2) 初動対応
 - (ア) 情報連絡員(リエゾン)及び緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)等を派遣し、被災地方公共団体等が行う被災状況の迅速な把握、被害の発生及び拡大の防止、被災地の早期復旧その他災害応急対策に対する支援の実施
 - (3) 応急・復旧
 - (ア) 防災関係機関との連携による応急対策の実施
 - (イ) 緊急輸送道路を確保する等の目的で実施される交通規制への協力
 - (ウ) 水防・避難のための氾濫情報等の発表・伝達、水害応急対策、水防活動への協力 及び著しく激甚な災害が発生した場合における特定緊急水防活動の実施

- (エ) 道路利用者に対して、地震予知情報及び道路障害規制等の情報提供を道路情報板 や道の駅等の道路情報提供装置を用いて行い、情報の周知を図るとともに、低速走 行の呼びかけ等の実施
- (オ) 応急活動のための体制の整備及び所掌事務の実施
- (カ) 道路啓開に関する計画に基づく、路上障害物の除去等による緊急輸送道路の確保
- (キ) 緊急を要すると認められる場合の申し合わせに基づく自主的な応急対策の実施
- (ク) 所管施設の緊急点検の実施
- (ケ) 情報の収集及び連絡
- (コ) 道路施設、堤防、水門等河川管理施設等の被災に対する総合的な応急対策並びに 応急復旧に関する計画・指導及び事業実施
- (サ) 要請に基づき、中部地方整備局・近畿地方整備局が保有している防災へリ・各災 害対策車両等を被災地域支援のために出動

指定公共機関及び指定地方公共機関

指定公共機関及び指定地方公共機関は、業務の公共性、公益性に鑑み、法令及び当該機関の防災業務計画並びに県防災計画の定めに従い、それぞれの業務について災害対策を積極的に実施し、本町の行う防災活動が円滑に行われるよう業務に協力し、その大綱は次のとおりとする。 〇指定公共機関

- 1 日本郵便株式会社(明和郵便局)
 - (1) 災害時における郵便業務の確保
 - (ア) 郵便物の送達の確保
 - (イ) 郵便局の窓口業務の維持
 - (2) 郵便業務に係る災害特別事務取扱い及び援護対策
 - (ア) 被災者の安否通信等の便宜を図るため、被災地の郵便局において、被災世帯に対 し、通常葉書などを無償交付する。
 - (イ) 被災者が差し出す郵便物の料金免除を実施する。
 - (ウ) 被災者の救助を行う地方公共団体、日本赤十字社、その他総務省令で定める法人 又は団体にあてた救助用の現金書留郵便物等の料金免除を実施する。
 - (エ) 被災者の救助を行う団体が被災者に配布する救助物資を購入するために必要な費用に充てるため、あらかじめ当該団体からの申請に基づき、総務大臣の許可を得て、 お年玉付郵便葉書等寄付金を配分する。
- 2 西日本電信電話株式会社三重支店
 - (1) 警戒宣言、地震予知情報等の正確、迅速な収集、連絡

- (2) 警戒宣言、地震予知情報等が発せられた場合及び災害応急措置に必要な通信に対す る通信設備の優先利用の供与
- (3) 地震防災応急対策に必要な公衆通信施設の整備
- (4) 災害発生に際して、電気通信設備運営の万全と総合的な通信設備の応急復旧計画の 確立並びに早急な災害復旧措置の遂行
 - ① 電気通信設備の災害情報の収集、情報連絡の措置
 - ② 非常時における通信電話回線の規制措置又は臨時回線の作成及び被災地の復旧救護等のための回線疎通措置
 - ③ 被災通信回線の復旧順位に基づき、要員、資材、輸送方法等の確保及び通信設備 の早急な災害復旧措置
- 3 中部電力パワーグリッド株式会社松阪営業所
 - (1) 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - (2) 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - (3) 地方自治体、警察、関係会社、各電力会社等との連携
 - (4) 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - (5) 電力供給施設の早期復旧の実施
 - (6) 被害状況、復旧見込み、二次災害防止など広報活動の実施
- 4 日本放送協会津放送局
 - (1) 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュース及び告知事項、災害防御又は災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に資する。
 - (2) 放送にあたっては、外国人、視聴覚障がい者等にも配慮を行うよう努める。
 - (3) 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のため町民への周知。
 - (4) 町民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知。
 - (5) 町民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道。

指定地方公共機関

- 1 公益財団法人三重県医師会
 - (1) 医師会救護班の編成並びに連絡調整
 - (2)医療及び助産等救護活動
- 2 三重交通株式会社

- (1) 災害応急活動のための県災対本部からの車両借り上げ要請に基づく応急輸送車の派遣及び配車配分
- (2) 災害により線路が不通となった区間の鉄道旅客の代行輸送
- (3) 災害における学校、病院及び社会養護施設等の通学、通院利用者の臨時応急輸送
- 3 一般社団法人三重県トラック協会
 - (1) 災害時におけるトラックによる救援物資、人員等の輸送、避難者の輸送協力
- 4 近畿日本鉄道株式会社
 - (1) 災害により線路が不通となった場合の自動車による代行輸送又は連絡他社線による 振替輸送
 - (2) 線路、トンネル、橋りょう、停車場、盛土及び電気施設等その他輸送に直接関係ある施設の保守管理
- 5 一般財団法人三重県LPガス協会
 - (1) 需要者の被害復旧及び状況調査をして、需要者に対する特別措置の計画と実施
 - (2) 供給設備及び工場設備の災害予防及び復旧を実施し、需要者に対する早期供給

防災上重要な施設の管理者

防災上重要な施設の管理者は、平素から災害予防体制の整備を図るよう要請し、各施設の管理者は、災害時には応急措置を実施するとともに、本町の行う防災活動に協力し、その大綱は次のとおりとする。

1 産業経済団体

多気郡農業協同組合、伊勢湾漁業協同組合大淀支所・下御糸支所及び明和町商工会、明和町建設業協会等は、災害時の対策指導、被害調査を自主的に行うとともに、必要資機材及び融資あっせんについて協力する。

2 文化、厚生、社会団体

明和町社会福祉協議会等は、被災者の救助活動及び義援金品の募集、ボランティアの受入れ等について協力する。

3 防災上重要な施設の管理者

所管に係る施設について防災管理を行うとともに、有事に際しては防災に関する保安措置、応急措置を実施し、及び当該施設に係る災害復旧を実施する。

第3節 明和町の特質と社会的条件

1 土地利用、地形等

本町の土地利用状況は、南部丘陵地等を除く大部分が平坦な地形となっており、町面積41.04km²の大半を農用地が占め、住宅地等の宅地面積は約12%にすぎない。

土地利用規制の状況は、町全域が都市計画区域と農業振興地域に重複指定されているが、都市計画上は区域区分を行わない非線引き都市計画区域であることから、建築や開発行為の分散化が進み、計画的で効率的な土地利用を図っていくうえでの課題となっている。このことから、明和町都市計画マスタープランに基づき、田園(農業)や自然・歴史・文化の活用と都市の形成を方向付ける土地利用を柱に、良好な景観形成を検討しつつ、明和都市計画特定用途制限地域と建築物等の制限に関する条例の円滑な運用に努め、建築・開発動向を緩やかに誘導し、土地利用の住み分けを図る必要がある。

森林地域の指定は、北部海岸線の防風保安林と大仏山周辺の土砂流出防備保安林及び町内各所に点在する民有林を対象としている。森林地域においてもその近隣の開発等の影響により自然環境の破壊が進んでおり、環境保全が困難な状況にある。

また、町中央部に位置する国史跡「斎宮跡」(約140ha) は、昭和54年の国史跡指定以来土地の公有化、調査・解明は進展しているものの、今後の史跡の保存と整備・活用面における土地利用の策定が望まれている。

土地は、町民の生活及び生産活動の基盤であることから、長期的な視点にたち、地域の特性 を生かした適正で均衡ある土地利用を図る必要がある。

第4節 地震の想定

町に被害を及ぼす地震は、内陸を震源とするもの(直下型地震)と東海道沖から南海道沖を 震源とするもの(海溝型地震)がある。

町では、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災(以下「阪神・淡路大震災」という。)と同様の直下型地震と平成23年3月11日に発生した東日本大震災と同様の海溝型地震である南海トラフ地震により大きな被害を受けることが考えられる。

特に南海トラフ地震では、地震に加え、津波による甚大な被害が想定される。

そこで、より甚大な被害が想定される南海トラフ地震が発生した場合を想定し、計画を行う ものとする。

1 地震の想定

中央防災会議、地震調査研究推進本部、南海トラフの巨大地震モデル検討会等で検討された 三重県にとって大きな影響を及ぼす可能性のある地震(プレート境界型地震ケース)及び三重 県地震被害想定調査(平成26年3月)(以下「三重県被害想定」という。)で対象とした「過 去最大クラスの南海トラフ地震」(以下、「過去最大クラスの地震」という。)及び「理論上最 大クラスの南海トラフ地震」(以下、「理論上最大クラスの地震」という。)を想定する。

- (1) 強震断層モデルにおいては、マグニチュード9.0
- (2) 津波断層モデルにおいては、マグニチュード9.1

2 被害の想定

(1) 南海トラフ地震(三重県被害想定より)

ア三重県

(ア) 震度

過去最大クラス地震では、三重県南部の大半と県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部 において、震度6弱が想定されている。また、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震 度6強が想定されている。

理論上最大クラス地震では、県内のほぼ全域で震度6弱以上が想定されている。また、三重県南部の大半と、県内の人口が集中する伊勢湾沿岸部では、震度6強が想定されている。さらに、伊勢志摩地域の沿岸部を中心として、震度7が想定されている。

(イ) 液状化

液状化危険度については、南海トラフ地震では、どちらのクラスの地震においても 県内の分布傾向はほとんど変わらない。液状化危険度が極めて高い範囲は、新しい時代 の堆積物が厚く堆積している伊勢平野内の伊勢湾沿岸部に集中している。

(ウ) 津波の到達時間(過去最大クラスの地震)

20 cmの津波(津波注意報基準の下限値)到達までに要する時間は概ね、松阪市以北で60分以上、明和町以南の伊勢湾内で20~30分程度、熊野灘では、英虞湾内や五ヶ所湾奥などを除いて20分以内である。特に到達が早いのは、尾鷲市以南と志摩半島東岸から志摩半島の先端付近にかけてで、5分以内の所が見られる。

(エ) 津波の高さ(過去最大クラスの地震)

松阪市以北で $3\sim4$ m、明和町以南の伊勢湾内で $5\sim6$ m、熊野灘沿岸の大半で6 m以上である。志摩半島先端付近の一部や東紀州地域では、10 m近くに達しているところが見られ、中には10 mを超えているところもある。最大は、「志摩市志摩町越賀」の11.7 mである。

(才) 建物被害

(a)全壊·焼失棟数

項目	三重県南海トラフ	三重県南海トラフ
- K H	(過去最大)	(理論上最大)
揺れ	約23,000	約170,000
液状化	約5,900	約6,200
津波	約38,000	約37,000
急傾斜地等	約700	約1,100
火災	約2,100	約34,000
計	約70,000	約248,000

冬の夕方発災の場合で比較

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(カ) 人的被害

(a) 死者人数

項目	三重県南海トラフ	三重県南海トラフ
	(過去最大)	(理論上最大)
建物倒壊	約1,400	約9,700
うち家具転倒等	約70	約500
津波	約32,000	約42,000
うち自力脱出困難	約700	約5,400
うち逃げ遅れ	約31,000	約37,000
急傾斜地等	約60	約100
火災	_	約900
計	約34,000	約53,000

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較

三重県南海トラフ(理論上最大)は津波ケース⑥の場合

(b) 負傷者数

	項目	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
					軽傷者
				重傷者	
	建物倒壊	約2,300	約15,000	約17,000	約42,000
	うち家具転倒等	等 約300 約1,400		約2,100	約7,900
	津波 約400 ※		約800	約700	約1,300
	急傾斜地等			約60	約60
	火災			約200	約500
-	ブロック塀・自動				
Į	販売機の転倒、屋 — — — — — — — — — — — — — — — — — — —		_	_	約30
	計			約18,000	約44,000

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑥の場合

(ク) ライフライン施設被害

(a) 上水道の被害想定

断水人口と断水率

三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)		
7日後 1か月後		7日後	1か月後	
約1,291,000 約441,000		約1,482,000 約798,000		
69	24	79 43		

上段:断水人口(人)、下段:断水率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(b) 下水道の被害想定

機能支障人口と機能支障率

三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)		
7日後 1か月後		7日後	1か月後	
約173,000 約26,000		約205,000 約29,000		
20 3		24 3		

上段:機能支障人口(人)、下段:機能支障率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(c) 電力の被害想定

停電件数と停電率

需要家数	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)		
	1日後	1週間後	1日後	1週間後	
約1,206,000	約981,000 約56,000		約986,000	約143,000	
	81	3	82	12	

上段:停電軒数(軒)、下段:停電率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(d) 通信の被害想定

通信不通回線率に関して、過去最大クラスの場合、発災直後から1日後は、県内 ほぼ全域にわたって、不通回線率90%程度の状態となる。1週間程度で、不通回線 率がほぼ10%以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により 沿岸部の一部では、1ヶ月後でも不通回線率が最大50%程度の市町が残る可能性が ある。

理論上最大クラスの場合でも同様であるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1か月後でも不通回線率が最大80%程度の市町が残る可能性がある。

イ 明和町における被害想定

(ア) 震度

過去最大クラスの地震の場合震度6強、理論上最大クラスの地震の場合震度7が想定されている。

(イ) 津波の高さと津波の到達時間

	三重県南海トラフ		三重県南海トラフ	内閣	府
	(過去最大)20cmの津波最大津波高到達時間(m)(分)(T.P.上)		(理論上最大)	(2012)	公表値
			最大津波高	1mの津	最大津
			(m)	波到達時	波高
			(T. P. 上)	間(分)	(m)
場所					
明和町笹笛川	27 5. 19 22 5. 57		5. 91	55	0
明和町大淀港			6. 92	99	8

(ウ) 建物被害

全壊•焼失棟数

項目	三重県南海トラフ (過去最大)	三重県南海トラフ (理論上最大)
揺れ	約400	約4,300
液状化	約100	約100
津波	約1,100	約300
急傾斜地等	_	_
火災	約10	約500
計	約1,700	約5,300

冬の夕方発災の場合で比較

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(エ) 人的被害

(a) 死者人数

項目	三重県南海トラフ (過去最大)	三重県南海トラフ (理論上最大)	
建物倒壊	約20	約300	
うち家具転倒等	_	約10	
津波	約600	約600	
うち自力脱出困難	約10	約100	
うち逃げ遅れ	約600	約500	
急傾斜地等	_	_	
火災	_	約20	
計	約700	約900	

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑥の場合

(b) 負傷者数

項目		三重県南海トラフ		三重県南海トラフ		
		(過去最大)		(理論上最大)		
		重傷者	軽傷者	重傷者	軽傷者	
	建物倒壊	約40	約400	約400	約900	
	うち家具転倒等	約10	約20	約50	約200	
	津波	約10	約20	約10	約20	
	急傾斜地等			_	_	
	火災		l	_	約10	
7	ブロック塀・自動					
具	反売機の転倒、屋	_	_	_	_	
	外落下物					
	計	約50	約400	約500	約900	

冬の夕方発災、津波からの早期避難率が低い場合で比較

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑥の場合

(オ) ライフライン施設被害

(a) 上水道の被害想定

断水人口と断水率

給水人口	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	7日後	1か月後	7日後	1か月後
約23,000	約22, 000 94	約19,000 79	約23, 000 99	約23, 000 96

給水人口は、平成24年3月31日時点

上段:断水人口(人)、下段:断水率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(b) 下水道の被害想定

機能支障人口と機能支障率

処理人口	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	7日後	1か月後	7日後	1か月後
約3,300	約100	_	約400	約60
	3	0	14	2

処理人口は、平成24年3月31日時点

上段:機能支障人口(人)、下段:機能支障率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(c) 電力の被害想定

停電件数と停電率

需要家数	三重県南海トラフ (過去最大)		三重県南海トラフ (理論上最大)	
	1日後	1週間後	1日後	1週間後
約15,000	約12,000	約1,300	約12,000	約1,500
	82	9	81	10

上段:停電軒数(軒)、下段:停電率(%)

三重県南海トラフ (理論上最大) は津波ケース⑦の場合

(d) 通信の被害想定

通信不通回線率に関して、過去最大クラスの場合、発災直後から1日後は、県内 ほぼ全域にわたって、不通回線率90%程度の状態となる。1週間程度で、不通回線 率がほぼ10%以下となる市町が多くなると見込まれるが、津波や停電の影響により 沿岸部の一部では、1ヶ月後でも不通回線率が最大50%程度の市町が残る可能性が ある。 理論上最大クラスの場合でも同様であるが、津波や停電の影響により沿岸部の一部では、1か月後でも不通回線率が最大80%程度の市町が残る可能性がある。

(カ) 帰宅困難者

帰宅困難者数 約2,400人

(平成22年国勢調査(従業地通学地人口)から算出)

第2章 災害予防計画

第1節 防災知識の普及計画

地震災害を防止又は軽減するためには、町防災関係機関の防災対策の推進はもとより、「自らの身の安全は自らが守る」(自助)という自覚のもとに災害弱者を最優先して町民の一人ひとりが災害から自らを守り、地域の人々は助け合う(共助)という意識と行動が被害を最小限にする原点である。このため、町防災関係機関は、防災訓練、学校教育、広報等を通じ町民の防災意識の高揚を図る。

1 町職員に対する研修

町は、町職員に対し次の事項を中心として研修会などを通じ災害時に迅速かつ的確な行動が とれるよう研修を行う。

- (1) 南海トラフ地震等大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれらに基づきとられる措置の内容
- (3) 地震・津波に関する一般的な知識
- (4) 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (5) 緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震発生時に適切な防災行動がとれる知識
- (6) 職員等が果たすべき役割
- (7) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (8) 今後地震対策として取り組む必要のある課題
- (9) 要配慮者の優先避難、誘導、受け入れ等の思想の普及

上記のうち(5)及び(6)については、災害時に迅速かつ的確な対応がとれるよう毎年度当初に各課において所属職員に対し十分に周知徹底する。また、各部局等は所管事項に関する地震防災対策について、それぞれが定めるところにより所属職員に対する教育を行う。

2 教育を通じての普及

町教育委員会は、教師及び教師を通じ児童生徒等に対し地震防災教育を行うものとし、児童 生徒等が学んだ地震に関する知識を、地域社会において地震対策に生かせるよう努める。

(1) 教師に対する研修

地震発生時の動員及び町警戒本部、支部、保護者、PTA、自主防災組織との連携等、 地震防災応急対策及び災害応急対策について研修を行う。

(2) 園児児童生徒に対する指導

教科、学級活動、HR(ホームルーム)活動、学校行事等、教育活動全体を通じて地震の基礎的知識、地震が発生したときの対策等の指導を行う。

3 町民に対する防災思想の普及

町は地震発生時に町民が的確な判断に基づき行動できるよう地震についての正しい知識、防 災対応等について啓発するとともに、要配慮者に十分配慮する。

(1) 一般的な啓発

- ① 啓発内容
 - ア 南海トラフ地震等大規模地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する 知識
 - イ 東海地震の予知に関する知識、地震予知情報等の内容、警戒宣言の性格及びこれら に基づきとられる措置の内容
 - ウ 地震・津波に関する一般的な知識
 - エ 東海地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣 の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行 動に関する知識
 - オ 住民が緊急地震速報や緊急地震速報の利用の心得の内容について十分理解し、地震 発生時に適切な防災行動がとれるよう、気象台や町等はこれらについて周知や啓発を 行う。
 - カ 正確な情報入手の方法
 - キ 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策、災害応急対策等の内容
 - ク 各地域における津波危険予想地域、土砂災害危険箇所等に関する知識(警戒避難に 関する知識)
 - ケ 各地域における避難場所及び避難路、避難行動要支援者が避難する際の支援のあり 方に関する知識
 - コ 避難生活に関する知識
 - サ 平素住民が実施しうる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック塀の倒壊防止等対策の内容
 - タ 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容
- ② 啓発の手段及び方法

防災マップ、各種パンフレット、リーフレット、ポスター、映画フィルム、ビデオテープ、DVD等並びに報道機関の媒体を活用し普及を図る。特に地震予知情報の内容、地震発生時の住民の行動指針について早急に周知徹底を図る。

(2) 社会教育を通じての啓発

町教育委員会は社会福祉協議会、PTA、青少年団体等を対象とした各種研修会、集会等を通じて地震防災に関する知識の普及、啓発を図り、町民がそれぞれの立場から社会の一員としての自覚をもち、地域の地震防災に寄与する意識を高める。

また、文化財を地震災害から守り、後世に伝承するため文化財保護団体の諸活動を通じ 防災指導、文化財に対する防災知識の普及を図る。

① 啓発の内容

町民に対する一般的な啓発に準ずる。その他各団体の性格等を考慮し、それぞれに合致したものとする。

② 啓発の手段及び方法

各種講座、学級、集会、大会、学習会、研修会等において実施する。

(3) 各種団体を通じての啓発

町は各種団体に対し研修会、講演会、資料の提供、映画フィルム等の貸出し等を通じて 地震の知識等防災思想の普及に努める。これによって、それぞれの団体の構成員である民 間事業所等の組織内部における防災知識の普及を促進させる。

(4) 自動車運転者に対する啓発

町は地震発生時において自動車運転者が措置すべき次の事項について徹底を図る。

- ア 運転を中止するに当たっての注意事項
- イ 避難における車の原則使用禁止
- ウ 交通規制、交通整理に関する協力

(5) 相談窓口等

町はそれぞれの課において所管する事項について、町民の地震対策の相談に積極的に応じる。

4 その他の防災関係機関が実施する対策

防災上重要な施設の管理者は、町、防災機関と協力して防災訓練、安全講習会等を通じて、 従業員の防災意識の高揚を図り、出火防止、初期出火、避難等災害時における的確な行動力を 養い、自主防災体制の整備を図る。

5 個人備蓄の推進

「自らの身の安全は自らが守る」という防災の基本を踏まえて、各家庭において7日分、最低3日分の調理不要の食料と、飲料水をはじめとする生活用水、常備薬、生活必需品等を備蓄しておくよう努める。

また、高齢者及び乳幼児用の食料品等については供給が困難となる場合が想定されるので、 各家庭の世帯構成に応じた備蓄に努める。

第2節 防災訓練実施計画

地震が発生し、又は発生するおそれがある場合、被害を未然に防止し、又は最小限にくい止めるため、町及び防災関係機関は、近隣府県等の防災関係機関と相互に連携し防災活動を行うことが重要である。

そのためには、災害に備え年1回以上の防災訓練を実施し、防災機能の向上を図るとともに、 地域住民等の参加を求め、要配慮者対策を含めた広範な防災意識の高揚に努める。

1 総合防災訓練

町、防災関係機関及び地域住民の協力により南海トラフ地震等大規模地震を想定した職員の 非常参集、情報伝達、防災広報、避難誘導、消火活動、救出活動、交通規制等災害発生後の応 急復旧に至るまでの総合防災訓練を実施する。

(1) 実地訓練

災害想定に即応した応急対策活動が迅速かつ的確に行えるよう、防災技術の練磨を図る。

(2) 図上訓練

災害時における各機関の役割及び他機関との連携等、防災体制を検証するため、地図上 で応急対策活動の演習を行う。

(3) 津波避難訓練

伊勢湾内に波及する津波被害を軽減するため、円滑な津波避難訓練を実施する。

2 通信連絡訓練

災害時における防災活動を的確に行うためには、正確な情報を迅速に伝達、収集することが 重要であるが、地震によって有線通信系が途絶したり無線通信設備に支障が生じることも予想 されることから、各機関が所有する通信施設を活用し、円滑な通信の運用を確保するため訓練 を実施する。

3 その他の訓練

町及び防災関係機関は、災害時にその機能が十分発揮できるよう、固有の地震防災活動に応じた訓練を適宜実施し、機能の向上に努める。

4 防災訓練の検証

町及びその他の防災関係機関は、防災訓練終了後に防災訓練の検証を行い、防災対策の課題 等を明らかにするとともに、必要に応じ防災対策の改善措置を講じる。

5 町民が実施する防災訓練への支援

自主防災組織や防災ボランティア・グループが主体となって実施する防災訓練について積極 的に協力、支援する。

第3節 自主防災組織の育成計画

南海トラフ地震等大規模地震発生による災害は、広い地域で同時に発生するため、道路交通や 通信手段の混乱等により防災機関の防災行動が著しく妨げられることが予想される。

このような事態に対処するためには「自分たちのまちは自分たちで守る」という意識のもとに住民自らが、出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等防災活動を行い、被害の防止と軽減を図ることが必要であることから、地域及び事業所単位での自主防災組織の育成・強化を推進する。

1 地域住民の自主防災組織

- (1) 自主防災組織には、町の地域防災計画との連携を保った地区防災計画の作成を指導し、 次の事項について、平常時及び災害時の活動計画等を定める。
 - ア 防災組織の編成及び任務分担に関すること。
 - イ 防災知識の普及に関すること。
 - ウ防災訓練の実施に関すること。
 - エ 情報の収集、伝達に関すること。
 - オ 出火防止、初期消火に関すること。
 - カ 救出救助、救護に関すること。
 - キ 避難誘導及び津波避難誘導に関すること。
 - ク 給食、給水に関すること。
 - ケ防災資機材の整備に関すること。
 - コ 地域における自主防災組織と事務所等との連携体制の確立と訓練を実施すること。
- (2) 自主防災組織の育成については、女性の参画を促し、組織間のネットワーク化を推進するとともに、防災資機材の整備に対して助成するなど組織の活性化に向け、積極的に取り組む。
- (3) 町は個人情報の取り扱いに十分留意しつつ町内自主防災組織の名簿等を調製し、相互に 連絡が取り合える体制を構築する。

2 事業所単位の自衛消防組織等

事業所の自衛消防組織等の自主防災体制については、震災を考慮した防災活動の充実強化を 図るとともに、地域の自主防災組織との連携を推進し、事業所、自治会、住民等が一体となっ た自主防災体制の確立に努める。

事業所における自主防災活動は次のものについて、それぞれ事業所の実情に応じて行う。

(1) 防災訓練

- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集、伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策及び津波避難対策の確立
- (6) 救出及び応急救援等
- (7) 飲料水、食料、生活必需品等、警戒宣言時及び災害時に必要な物資の確保
- (8) 地域自主防災組織
- (9) その他地域の防災活動への協力

3 自主防災組織の連携

町は、同一地域内における地域住民による防災活動と事業所、施設管理者の防災活動が一体となって有機的な連携のもとに行われることが効果的であると認めるときは共同して自主防災組織を設けるための支援を行う。更に自主防災組織間のネットワークを構築するため、様々な機会を通じて自主防災組織間の意見交換の場を設けるなど、組織間の連携構築を支援する。

第4節 ボランティアの活動支援計画

災害時においては各種援護を必要とする者が増大し、ボランティアの積極的な参加が期待される一方、その活動が統一的に行われないと、この善意が効果的に活かされない。

行政としてボランティア活動の独自の領域と役割に留意しつつ、これを積極的に位置づけ、活動が円滑かつ効果的に行われるよう環境整備を行い、相互協力のシステムを構築する。

1 活動環境の整備

災害時において効果的なボランティア活動を助長するためには、町及び関係団体とボランティア間の情報システムの構築が求められる。このためには、平常時において、こうした情報システムの活用が行われる必要があり、そのためのボランティア活動情報システムや活動拠点の整備が必要である。

2 人材等の育成

災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、平常時においてボランティア登録 等の推進、団体の組織化、相互交流を図ることが重要である。

- (1) ボランティア登録を促進し、特に実践的・活動的な企業ボランティアの育成を促進する。 このための研修制度の充実や、企業ボランティアの活動が当該企業の地域貢献の一つとし て位置づけられるよう努める。
- (2) ボランティアのリーダー的存在となるボランティア・コーディネーターの育成、研修等を行い組織化を促進する。

3 協力体制の構築

災害救援ボランティアの活動が円滑に行われるよう、平常時から「みえ災害ボランティア支援センター」と連携し、行政、明和町社会福祉協議会、ボランティア関係機関、災害救援ボランティアグループ等が交流を深め、災害時の連絡体制や相互支援、役割分担の明確化など協力体制の構築を図る。また、災害救援ボランティア間のネットワーク化を支援する。

第5節 地域内資源動員計画

1 隣接市町との協定

南海トラフ地震等大規模地震発生時における行政の対応には限界があるため、隣接する市町において、生活圏としてのつながりを踏まえ、隣接市町と協定を結ぶ等、災害時の協力体制を構築する。

2 自主防災組織の育成・強化

県との有機的な連携のもとに、自主防災組織の結成促進、育成・強化を図るとともに、資機 材の整備についても県との連携を図る。

3 災害救援ボランティアとの連携

災害救援ボランティア活動を支援していくため、平常時から防災研修等を通じて交流を図っていくとともに、専門職ボランティアの登録や受入窓口、連絡体制の構築等を行う。

4 救助対策

大規模災害時の初動期においては、人命救助が最優先であるため、ライフライン関係機関、 建設関係団体等との連携を図り、人員、資機材等の提供などの協力を得られる体制を構築する。

5 観光客対策

町内で被災した観光客を迅速に避難誘導するために、平常時から観光関連団体等との連携を 図り、観光拠点における広報活動や避難場所の確保等の対策を講じる。

第6節 通信及び放送施設災害予防計画

南海トラフ地震等大規模地震発生時における通信の確保を図り、地域住民に的確な情報を伝達するため、防災関係機関は災害応急対策に使用する通信施設の必要数をあらかじめ把握し、その調達方法や運用について計画しておく。また安全性を確保するための整備を行うとともに、既存の施設については点検するなど災害予防に万全を期する。

1 町防災行政無線

地震災害時において迅速に被害の状況を把握するとともに、平常時又は被災時に住民等に対して、地震情報や津波警報等の情報を速やかに伝達するため、防災行政無線設備の維持管理及び整備拡充に努める。

2 県防災通信ネットワーク

町と県及び防災関係機関の災害時における迅速かつ的確な情報の収集、伝達を行うため、防災行政無線(衛星通信及び地上系)並びに高速データ通信が容易となるように県内に行き渡っているケーブルテレビ網を利用したネットワーク(有線系)を構築し、県防災通信ネットワークとして、大規模災害時における複数の通信手段を確保し、運用する。

3 全国瞬時警報システム

地域衛星通信ネットワークと町防災行政無線を接続し、災害情報等を瞬時に伝達するシステムを運用する。

4 移動通信

有線通信の途絶時に通信を確保するため、携帯電話、衛星による携帯通信等の移動通信の活 用及び中継施設の整備を推進する。

5 インターネット等

インターネットを活用して情報発信・収集を行う。

6 FM放送

大規模災害時には臨時災害FM放送局を開設し、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に 提供する。

7 CATV

災害時に行政チャンネル等を使用し、住民に対して必要な情報を正確かつ迅速に提供する。

第7節 津波災害予防計画

南海トラフ地震等大規模地震発生に伴う津波による被害は過去の例からみても、大規模災害となることが予想される。このため、この計画は、災害を防止するために必要な対策に関し、定める。

1 潮位観測体制

津波等の注意報、警報が発表され、又は海面に異常を認めた場合の沿岸住民に対する広報、 避難誘導等の措置が適切に講じられるよう、県と協議を進めながら既設の監視カメラによる潮 位観測に努める。更に住民に対し、地震を感じた場合は、海面状態に留意するなど自衛措置を とるよう指導する。

2 防災施設の未整備地区に対する措置

防潮堤等の海岸施設及び河川堤防等の整備を促進するとともに、津波(高潮)注意報、警報が発表された場合は、巡回、潮位観測等の警戒体制をとる。また、防潮扉、水門、樋門等の管理及び迅速、的確な開閉に万全を期する。

3 津波緊急避難施設等の整備

津波浸水想定エリア及びその周辺地域において、津波緊急避難施設、避難路等の整備を図る。

4 住民等に対する周知

以下の項目について、住民等に対して周知を図る。

- (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに沿岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 正しい情報を同報無線、広報車、ラジオ、テレビを通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報が発表されたら沿岸の危険な区域にいる住民等はすぐに 避難する。
- (4) 津波注意報でも、海水浴や海岸、河口での釣りは危険なので行わない。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。

5 船舶に対する周知

以下の項目について、船舶に対して周知を図る。

(1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりと

した揺れを感じたときは、直ちに港外(水深の深い広い海域)退避する。ただし、短時間で津波の来襲が予想される場合は、直ちに安全な場所に避難する。

- (2) 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- (3) 地震を感じなくても、津波警報、注意報が発表されたら、すぐに港外に退避する。
- (4) 港外退避できない小型船は、高い所に引き上げて固縛するなど最善の措置をとる。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるので、警報、注意報解除まで沿岸部に近づかない。
- ※ 港外退避、小型船の引き上げ等は、時間的余裕がある場合のみ行うこととし、地震発生後、 短時間で津波の来襲が予想される地域にあっては、直ちに安全な場所に避難する。

6 津波の速度

津波の速度は、地震の規模や揺れ方によっても大きく異なってくるので十分な警戒を必要とする。特に震源地が近海の場合では、津波の来襲が極端に早いので、水門閉鎖等にも十分な対策が必要となる。 また、これらの作業中に作業に関わっている者が被害に合わないよう配慮する。

第8節 海上災害予防計画

1 防災設備及び防災資機材等の整備

町は、災害を未然に防止し、又は災害が発生した場合、被害の拡大を防止するために必要な 設備及び資機材を備蓄・整備・点検し、その増強に努める。

2 防災訓練の実施

町は、災害の拡大防止方法を演習し、防災活動の迅速かつ的確な実施と相互の有機的連携を 図るため、海上災害に対する総合的な防災訓練を実施する。

3 調査研究の実施

町は、防災活動の円滑な実施を図るため、次の資料を整備し、その充実を図る。

- (1) 災害発生状況及び災害の教訓等に関する資料の整備
- (2) 災害発生の予想に関する資料(気象、海象、地震等に起因する災害の種類、発生時期及 び程度の予想並びに判断のための諸資料)の整備
- (3) 漁港状況の調査
- (4) 防災施設、資機材等の種類・分布状況の調査

4 危険物積載船舶等の対策

町は、海上災害に対する防災意識の高揚を図るため、以下の項目について、防災参考資料を 配布する等指導啓発に努める。

- (1) 漁港における危険物積載船舶等の制限又は禁止
- (2) 海面に油等の危険物が流出した場合における船舶交通の制限又は禁止

5 海難事故防止対策

町は、町内の伊勢湾漁業協同組合の組合員に安全運航等について指導・啓発を行い、海難事故の未然防止を図る。

6 海上保安庁からの協力

町は、災害を未然に防止するため、又は災害が発生した時のために、あらかじめ海上保安庁 の協力を得る態勢を整える。

第9節 避難計画

災害時における人命の安全を確保するため、避難指示の適正化、避難路の点検、避難場所の整備し、住民に周知する。

なお、大規模地震発生直後においては、自主防災組織及び自治会単位で避難行動要支援者数等 を早急に把握できるよう努める。

1 避難場所、避難路の指定等

町は、建築物の耐震性及び空地等を調査し、避難場所又は避難所並びに避難路をあらかじめ 指定しておく。

なお、指定にあたっては、津波浸水予測図を確認するほか、観光客等地域外の滞在者についても考慮し、民間事業者等と積極的に協議しながら避難場所及び避難所の確保に努め、明和交番及び他の防災機関と協議して、以下の事項について定めておく。

(1) 避難場所等の留意事項

- ア 公園、広場等のような相当の広さを有し、かつ、その場所又は周囲に防火に役立つ樹木、貯水槽等があること。
- イ 周囲に崩壊のおそれのある石垣、建物、その他の建造物、あるいは崖等がないこと。
- ウ 周囲に防火帯、防火壁が存在し、かつ、延焼の媒介となるべき建造物あるいは多量の 危険物品のないこと。
- エ 地割れ、崩落等のない耐震的土質の土地及び耐震、耐火性の建築物で安全性のあること。
- オ 延焼の危険があるとき、又は収容人員の安全度を超えたときは、更に他の場所へ避難 移動できること。
- カ 避難場所に至る避難路の安全を確保すること。
- キ 避難場所及び避難路の代替場所、経路を確保しておくこと。
- ク 余震が長引いた場合の仮設テントの設置に配慮すること。
- ケ アからクの指定に当たっては、海岸部の場合、三重県が公表した津波浸水想定図等を 勘案した上で、浸水被害の恐れのない場所とすること。
- コ 津波来襲時に逃げ遅れた避難者のために、小学校の校舎屋上等を津波緊急避難場所と して指定するとともに、新たな津波緊急避難施設の整備に努める。

(2) 避難所の留意事項

ア 長期にわたる避難を想定しているので、避難所は寝起きができる学校施設、公民館等 を選定すること。 また、学校については余裕教室などを活用し、平時から防災施設としての整備を図る。

- イ 飲料水、電源を確保するために必要な井戸、貯水槽、水泳プール、発電設備など(被 災者の安全を確保するため)の施設・設備の整備を図るとともに、防災備蓄倉庫を整備 し、避難生活のための食糧、毛布、常備薬、炊きだし用具等を確保すること。
- エ 要配慮者に配慮した福祉避難所の確保や、被災地区内外を問わず宿泊施設を避難場所 として借り上げるなど、多様な避難場所の確保について検討すること。
- オ テレビ、ラジオ等、被災者が災害情報を入手できる機器の整備を図ること。

2 避難場所、避難路の整備

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合に、著しい被害が予想される地域、またはその 周辺地域の避難場所として、安全に避難するための津波緊急避難施設及び避難路等の整備を推 進する。

3 避難指示基準の策定等

(1) 町長は避難指示を行う場合、地震及び津波の状況によって次のような基準をあらかじめ 定める。

ア 緊急避難

危険が目前に切迫していると判断され、至近の安全な場所に避難させる必要がある場合。

イ 収容避難

地震、津波、地震火災等により家屋が全壊、半壊(全焼、半焼、流失)し、生活の根拠を失った場合。

(2) 避難指示の伝達体制の整備

急を要するため、消防無線、防災行政無線(同報系)、広報車、緊急速報メール等周知の手段、方法について整備し、万全を図る。

4 避難誘導体制の整備

避難に当たっては、避難行動要支援者を優先させて実施するが、警察、消防、自主防災組織、 自治会等の協力を得ながら、情報伝達体制及び避難行動要支援者情報の把握、観光客等多数の 避難者の集中、混乱を想定した避難誘導体制を整備する。

また、避難誘導に際し、被災者の安全を確保するため、発電装置、照明装置等の整備を図る。

5 避難所運営体制の確立

地域住民が避難所を円滑に運営できるよう、地域主体による避難所運営マニュアルの作成を推進する。

6 観光客等帰宅困難者への対策

町内で被災した観光客等帰宅困難者を迅速に避難誘導するために、平常時から観光関連団体等との連携を密にし、緊急事態に対応できるよう啓発活動を行うほか、帰宅困難者対策として町内にあるガソリンスタンド等を、飲料水や通行規制などの道路情報を提供する一時休憩場所として利用できるよう検討する。

7 ペット対策

災害時には、多くの住民がペットを伴って避難所に避難してくることが予想されることから、 平常時から以下のとおり努める。

(1) 飼い主

ペットの飼い主は、災害発生時に動物を同伴して避難できるよう日頃からゲージに慣れ させる等の訓練を行うとともに飼い主の連絡先を記載した名札等の装着、ワクチンの接種、 食料等動物用避難用品の確保に努める。

(2) 町

町は、避難所等におけるペットの状況等について関係団体等の協力のもと情報提供に努める。

また、避難所設置にあたり、住民が動物を同伴して避難できるよう、ペットの避難場所の確保に配慮する。

8 避難所

資料編2-1 避難所一覧参照

9 避難所外避難者対策

車中泊等やむを得ず避難所に滞在することができない被災者を想定し、避難所運営における避難所外避難者対策を推進する。

第10節 備蓄資材・機材等の点検整備計画

南海トラフ地震等大規模地震災害の予防及び応急対策に必要な資機材を、有事に際し、その機能を有効適切に発揮できるよう、避難所に必要な資機材を設置するなど計画的に整備するとともにこれら資機材を定期的に点検する。また、資機材を集中して管理、備蓄できるよう専用倉庫の建設も進める。

1 資機材の備蓄計画

災害時、緊急に対応するための資機材の備蓄は、備蓄方法、場所等について、各種災害被害 想定調査等に基づく数量等を把握し、備蓄計画を立て整備する。

町における備蓄計画は、中央防災会議から示されている防災基本計画に合わせ、住民の7日 分、最低3日分の備蓄意識の高揚と併せ立案し、実効性を高める。

特に、資機材の整備にあたっては、要配慮者対策に留意する。

2 拠点防災倉庫の整備

町は南海トラフ地震等大規模地震に対応するため、拠点避難所である各小学校等に設置した 防災備蓄倉庫の食糧及び資機材等の備蓄を計画的に行う。

第11節 火災予防計画

南海トラフ地震等大規模地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害となる可能性が高い。

このため、町及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努める。

また、火災情報の収集伝達を迅速、的確に行うため、通信体制の拡充、多元化を図るとともに 非常時の電源等の確保を行う。

1 火災予防対策の指導

- (1) 住民に対する地震防災思想の普及に努め、特に、地震発生時における出火防止及び延焼 防止を図るため、家庭に消火器具、消火用水等の備えとこれら器具の取り扱いを指導する。
- (2) 多数の人が出入りする防火対象物は、火災が発生した場合、大災害になる可能性が高い ことから、町及び消防機関は、常に地域環境の変化を把握し、予防査察を計画的に行うと ともに施設の管理者に対し、消防計画の作成と計画に基づく訓練の実施を指導する。
- (3) 消防法の規制を受ける危険物の取り扱い作業従事者の資質向上を図るため、保安講習を実施するとともに施設の管理者に対し、自主的な保安教育を実施するよう指導する。

2 初期消火体制の確立

大地震直後の消火栓の使用不能、道路の通行不能などの悪条件下でも初期消火の目的を十分 発揮することができるよう、耐震性貯水槽、自然水利を整備するとともに、水バケツ、消火器 等を充実させ、体制を確立する。特に住民の初期消火活動が積極的に行われるよう指導する。

3 消防力の整備

地震による被害の防止または軽減を図ることを目的に、「消防力の整備指針」、「消防水利の 基準」を充足するための消防組織の充実強化を図るとともに、消防用施設等の整備に努める。

- (1) 消防職員の充実及び資質の向上を図るとともに、地域における消防防災の中核である消防団について、機能別分団や青年・女性層の参加促進などにより活性化を図るほか、育成教育、装備の充実を推進し、減少傾向にある消防団員の確保に努める。
- (2) 消防自動車等の消防設備の整備を推進するとともに、地震防災に関する知識の啓発、情報の伝達、延焼防止活動及び救助活動等の被害の防止または軽減に必要な消防防災活動を有効に行うことができる消防用施設の整備を推進する。

- (3) 地震災害時において、消防の用に供することを目的とする耐震性貯水槽等の貯水施設や 取水のための施設を整備するとともに、人工水利と自然水利の適切な組み合わせによる水 利の多元化を推進する。
- (4) 交通障害によって消防ポンプ自動車の活動が制限される場合が多いので、各地区に可搬 式小型動力ポンプを増設する等、消防力を強化する。

4 自主防災組織の育成強化

災害時において、広い地域で同時に火災が発生する可能性があり、住民による消火活動が重要である。そのため、自主防災組織の育成強化に努めるとともに、地域住民が発生直後において円滑に初期消火を行うための資機材等を整備する。

第12節 医療・救護計画

南海トラフ地震等大規模地震発生時には医療救護需要が極めて多量、広域的に発生し、かつ即 応体制が要求されるため、応急医療体制の整備が極めて重要となり、初期医療体制、後方医療体 制、医薬品等の確保及び広域的救護活動の調整について計画しておく必要がある。

1 医療体制の整備

(1) 初期医療体制の整備

ア 災害現場におけるトリアージ体制の検討

大規模地震発生時には、被災地が広範囲に及び、医療関係者による適切な治療の優先度を判断するトリアージが困難となるため、救急隊員や消防団員等によるトリアージが 実施できるよう教育、研修体制の検討を行う。

イ トリアージタッグの標準化等の検討 トリアージタッグの標準化、保管方法、配布方法等について検討を行う。

(2) 後方医療体制等の整備

医療機関相互の連携体制及び役割分担の整備

災害時に多数の人命の救助、医療救護を可能にするため、救護所等におけるトリアージ やその度合いに応じた医療機関への搬送等を迅速に行える連携体制の整備を図る。

(3) 救護所設置場所の事前指定

救護所の設置場所については、下記の点を考慮に入れ、町の実情に合わせてあらかじめ 候補地を選定しておくとともに、住民への周知を図る。

- 災害拠点病院、救急病院、消防署等周辺の公共施設及び空地
- (4) 自主救護体制の確立

応急救護所の設置、医療救護班の編成、出動について地元医師会と協議して計画を定めるとともに、軽微な負傷者等に対する自主防災組織等による応急救護や医療救護班の活動 支援など、自主救護体制を確立させるための計画を定める。

(5) 医療情報の収集、伝達手段の整備

各地域の医療機関の被害状況を把握するため、保健所をはじめ消防本部、自衛隊、警察 署等が収集した情報を多角的に活用する仕組みについて検討を行う。

2 医薬品等の確保・供給

(1) 医薬品・衛生材料等の備蓄

災害直後の初動期に必要な医薬品・衛生材料等の備蓄に努め、災害医薬品備蓄センター (三重県赤十字血液センター:津市桜橋2-191)及び医薬品卸業者及び医薬品販売業者 との協力体制を整備する。

(2) 医薬品・衛生材料等の調達・分配

町は、県が備蓄している医薬品・衛生材料等の被災地内の医療機関等への供給を要請する。

第13節 危険物施設等の災害予防計画

危険物施設等による地震災害の発生及び拡大を防止するため防災関係機関及び関係事業所は、 適正な施設の管理、防災資機材の整備、教育訓練の徹底、自衛消防組織等の保安体制を確立して 危険物施設等の安全を確立する。

1 施設の耐震性の強化

事業所の管理者等は消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づく、構造、設備基準の遵守は もとより、設置地盤の状況をよく調査し、耐震性の強化に努める。

2 指導の強化

消防法、高圧ガス保安法等関係法令に基づき、立入検査、保安査察等を実施し、施設の維持 管理及び管理監督者に対する指導を強化する。

3 自衛消防組織の充実強化及び保安教育等

事業所の管理者等は、危険物施設等の専門的知識を有する事業所員で構成する自衛消防組織を充実させるとともに、保安管理の向上を図るため、従事者を対象に講習会、研修会など保安教育を実施する。

また、万一災害が発生した場合の初期消火を図るため、必要な資機材を整備するとともに防 災訓練を実施し、防災体制の確立を図る。

第14節 公共施設・ライフライン施設災害予防計画

道路、河川、鉄道、電気、上下水道等の公共施設は町民の日常生活及び社会経済活動上、欠く ことのできないものであり、また、南海トラフ地震等大規模地震発生後の災害復旧の根幹となる べき使命を担っている。

これら公共施設の被害は災害時における避難、救護、復旧対策に大きな障害となり、災害の拡大を招いたり、災害復旧を遅らせる原因となりうる。したがって、これらの公共施設については、速やかな災害復旧はもとより、事前の予防措置を講じることが、必要かつ重要である。

このため、各公共施設は耐震性を備えるよう設計指針を検討するとともに施設の耐震性、代替性の確保、多重化、また、防災活動の拠点となり得る建築物や災害時に要配慮者対策が必要となる施設については津波浸水想定区域外への移転等を図り、被害を最小限にとどめるよう、万全の予防措置を講じる。

1 道路

大災害により発生が予想される道路の損壊としては、高盛土箇所の崩壊、沖積層地帯、埋立 地内等軟弱地盤にある道路の亀裂沈下、上・下水道管等地下埋設物の破損に伴う道路の損壊及 び法面からの土砂・岩石の崩壊、高架橋や歩道橋等の橋りょうの落橋等が想定される。

(1) 道路の点検整備

- ア 危険箇所の点検及び施設の整備をはじめ、異常気象時の通行規制、巡回点検、情報連絡体制の整備等を実施して、安全を確保する。
- イ 各施設の総点検を行い、必要により改築事業を実施して災害に強い道路づくりを推進 する。
- ウ 道路整備事業計画に基づき、災害時における重要度を勘案して事業を推進する。

(2) 橋りょうの点検整備

本町の橋りょう総数は、240橋(令和4年3月末現在 道路台帳)である。次のような点検整備と祓川、大堀川、笹笛川の橋りょうについては町幹線道路整備計画にあわせた改良が必要である。

- アパトロール等により異常箇所を発見した場合は、早急に橋りょうの保全を図る。
- イ 既設橋りょうの補修計画は、老朽度、架設年度、耐震強度、交通量、幅員設計荷重、 将来の道路計画等を調査しながら整備の促進を図る。
- ウ 道路及び交通の状況に関する情報を適切に収集把握し、これを道路情報表示装置等に より道路利用者への情報提供、関係機関への連絡等、情報連絡体制を整備し安全を図る。

(3) 応援体制の整備

県及び町は、大災害による道路、橋りょう等に被害が発生した場合、応急復旧に必要な

人員、資機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、建設業者等の関係機関 との協定・覚書等を締結し、応援体制の整備を促進する。

また、町は、遠隔市町村との相互応援協定等を締結し、応援体制の整備を図る。

2 電気

電力供給機関は災害時における電力供給を確保し、社会生活の維持を図るため電力設備の防 護対策等、日常の防災に努める。

3 ガス

ガス供給機関は災害時におけるガスの供給を確保し、社会生活の維持を図るためガス設備の防護対策等、防災の日常化に努める。

4 上水道

大災害による施設故障や漏水に伴う断水を最小限にとどめるため、施設の耐震性の強化、施設管理図書の整備、応急給水・応急復旧体制の整備等を図り、かつ、漏水による浸水、水質汚染等の二次災害を防止する。

(1) 施設の耐震性の強化

水道施設の新設、拡張、改良等については、「水道施設設計指針解説(日本水道協会編)」 「水道施設耐震工法指針解説(日本水道協会編)」に基づき、十分な耐震設計及び耐震施工 とする。

また、施設の維持管理に際しては、「災害対策基本法」や「大規模地震対策特別措置法」 に基づく「厚生労働省防災業務計画」及び「水道耐震化計画等策定指針」等により、施設 整備を図るとともに適切な保守点検による耐震性の確保に努める。

(2) 管理図書の整備

被害状況を的確に把握し、迅速かつ円滑な応急復旧活動を行うため、施設管理用図書の保管、整備を図る。

(3) 応急給水体制と防災用資機材の整備

水道事業の管理者は、水道施設の破壊に備え、水道施設の点検整備を行うとともに、給 水用資機材及び応急復旧用資機材及び人員の配備等の応急給水体制を整備する。

(4) 非常時の協力体制

町は、飲料水の供給あるいは水道施設の復旧を図るため、三重県水道災害広域応援協定により広域支援体制を整備する。

更に、町は、自ら実施が困難な場合は、県あるいは、県を通じて自衛隊又は他府県への応援を求める。

(5) 応援体制の整備

県及び町は、大災害による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、三重県水道災害広域応援協定等に準拠して応援体制の整備を促進する。

また、町は、遠隔市町村との相互応援協定等を締結し、応援体制の整備を図る。

5 下水道

災害時においても住民の安全で衛生的な生活環境を確保するため、下水道の機能を最低限維持するとともに、施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、次の措置が講じられるよう指導する。

(1) 安全性の強化及びバックアップ施設の整備

下水道の新設、拡張、改良等については「下水道施設計画・設計指針と解説」「下水道施設地震対策指針と解説」(日本下水道協会出版)等に基づき十分な安全設計及び安全施工を行うとともに、自家発電装置や設備の二元化など災害に強い下水道の整備を図る。

(2) 被災の可能性が高い地区の把握及び施設管理図書の整備 被害状況の迅速な把握及び早急かつ円滑な復旧を図るため、被災の可能性が高い地区の 把握及び施設管理図書を保存・整備する。

(3) 下水排除の制限

下水処理場または管渠の損壊等により処理不能となった場合、下水道管理者は住民に対して、下水排除の制限を行う。

(4) 下水の仮排水及びし尿の応急処理

下水道管理者は、管渠の損壊等による下水の滞留に備えポンプ・高圧洗浄機等の確保、 また主管部局と協力して仮設トイレの設置について体制を整える。

(5) 非常時の協力体制

施設の点検、復旧要員の確保を図るため、町は県及び周辺市町との協力応援体制を整備する。

また、必要な場合は、国及び他の自治体に対して、援助を要請する。

6 廃棄物処理

(1) 災害廃棄物処理計画の策定

災害時に発生する廃棄物を適正かつ迅速に行い、早期復旧に資するため、「災害廃棄物 処理計画」を策定する。

(2) 管理体制

廃棄物処理施設等が被災した場合には、適正な維持管理が困難となり、周辺環境に影響を及ぼすこととなるので、平素から施設の管理を十分に行う。また、被害が生じた場合には、迅速に応急復旧を図り、必要な手順や必要最低限の機材、予備部品等を確保する。

(3) 応援体制の整備

県及び町は、震災による処理施設、機材等の不足に対応するため、県内市町相互はもとより、三重県災害廃棄物処理応援協定に準拠して応援体制の整備を推進する。

7 公園

阪神・淡路大震災は、神戸市を中心とした地域を襲い、戦後最大規模の被害をもたらした。 神戸市等の被災した諸都市において都市公園は、被災者の避難地又は火災の延焼防止帯となる など多様な機能を果たしている。このため、本町の今後の公園整備に当たって、1)備蓄倉庫、 2)耐震性貯水槽、3)ヘリポート等の防災対策について検討し、質的向上を図る。

8 地域防災拠点施設等

町は、地震災害時において災害応急対策の拠点として機能する地域防災拠点や、非常用食糧、 救助用資機材等の物資の備蓄倉庫の整備を図る。

9 不特定のものが出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会福祉施設等の管理上の措置は、おおむね次のとおりである。

- (1) 地震・津波等各種情報の入場者等への伝達 (施設が海岸近くにある場合や、強い、あるいは長くゆっくりとした地震を感じた時は、 津波警報発表前でも来場者等に情報を伝達)
- (2) 入場者の安全確保のための退避等の措置
- (3) 施設の防火点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- (4) 出火防止措置
- (5) 水、食糧等の整備
- (6) 消防用設備の点検、整備
- (7) 非常用電源装置の整備、防災行政無線、テレビ・ラジオ・コンピュータなど情報を入 手するための機器の整備
- (8) 学校等の避難の安全に関する措置
 - ア 当該学校が、町の定める津波対象地区にあるときは避難の安全に関する措置
 - イ 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合、これらの者に対する保護措置
- (9) 社会福祉施設にあっては、重度障がい者、高齢者等移動することが不可能、または困 難な者への安全確保に必要な措置

10 災害応急対策の実施上重要な施設

- (1) 災害対策本部またはその支部が置かれる庁舎等の管理者は、前項(1)から(9)に 掲げる措置をとるほか次に掲げる措置をとる。
 - ア 非常用電源の確保
 - イ 無線通信機等通信手段の確保
 - ウ 災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保

第15節 建築物等の災害予防計画

建築物は建築基準法に基づき、耐震性を確保されているが、埋立地等の軟弱地盤では液状化現象により、耐震性を十分確保したはずの建築物が崩壊した例もみられることから、防災上重要な公共施設は一層耐震性を強化する必要がある。

このため、新設の建築物については、耐震設計を十分行うように指導するとともに、既存建築物は耐震診断及び補強の計画を推進する。

また、一般建築物は昭和56年5月以前に建てられた建物も相当数あることから、防災対策の重要性の周知徹底に努め、耐震性確保を図るよう指導する。

1 対象となる建築物

(1) 町有建築物

災害対策活動を円滑に進めるため、防災業務の中心となる施設の耐震性の確保を図る必要があることから、次の建築物を重点として、耐震性の調査を行い、耐震化計画に基づき、 地震防災上必要な改修又は補強を実施する。

- ア 災害対策本部を設置する施設及びその代替施設
- イ 防災情報の伝達、救出、救助、救援等の中心となる町施設
- ウ 救護所や避難場所となる学校、社会福祉施設等
- エ その他の町有施設については順次耐震性の確保を図る。

(2) 一般建築物

学校、病院、社会福祉施設等多数の住民が集合する建築物について、町有建築物と同様、 耐震性の確保(建築落下物の防止を含む。)を図るよう指導する。

また、建築物の耐震化を進めるため、住民との情報共有化、専門家との協働による住民への働きかけ、耐震診断・改修の促進・支援、耐震性を確保するための指導等行う。

特に、昭和56年5月以前に建てられた住宅に関しては、明和町耐震改修促進計画に基づき、耐震化の促進を図る。

(3) ブロック塀、石垣等対策

ブロック塀については、正しい施工のあり方及び既存のものの補強の必要性についての 普及を図るために施工関係者に対して講習会、研修会を実施するとともに、築造時には建 築基準法等による建築基準が遵守されるよう啓発に努める。

また、既存のブロック塀や石垣等については、除去改修を促進する。

2 技術者の養成

既存建築物の耐震診断、耐震改修を推進するため、関係団体が開催する建築士等に対する講習会を支援し、技術者の養成を図る。

3 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定体制

(1) 被災建築物応急危険度判定士の養成

余震による建築物の倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、建築士等を対象と した被災建築物応急危険度判定士養成講習会を支援し、被災建築物応急危険度判定士の養 成に努める。

また、町が被災建築物応急危険度判定実施本部を設置した場合における当該実施本部、 県が設置する被災建築物応急危険度判定支援本部及び災害対策本部と判定士との調整連絡 にあたる応急危険度判定コーディネーターの養成や研修を行う等、必要人数(明和町の目 標値は3名)の確保に努める。

(2) 被災宅地危険度判定士の養成

余震による宅盤・擁壁等の変状による二次災害の防止を図るため、建築又は土木技術者を対象とした被災宅地危険度判定士養成講習会を支援し、被災宅地危険度判定士の養成に努める。

(3) 体制の整備

判定方法、派遣要請等について、行政庁間(国、県、町)で相互に緊密な連携を取るとともに、体制の整備に努める。町内もしくは近隣市町に居住する被災建築物応急危険度判定士にあっては、密に連絡をとり、発災後、迅速に活動できるよう平時の連絡体制の構築に努める。

また、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定について、住民への周知に努める。

4 密集市街地に係る地震防災対策

地震発生時に、建物の倒壊や火災の発生により、特に大きな被害が予測される密集市街地に おいて、地区住民や町民等が、建物の更新を図り、避難地、避難路、公園等の防災施設を、そ の地域特性に応じた整備を促進・支援する。

第16節 地盤災害防止計画

農用地、森林地からの宅地開発等が進んでいる状況に鑑み、日常生活の場において、地震の発生により、地すべり、崖崩れ、山崩れ、地割れ、擁壁の倒壊等の災害が発生し、町民の生命、財産が危険にさらされる事態が十分予測される。

特に、地震による地盤災害が発生すると思われる崩壊危険地、造成地、埋立地、地盤沈下地域、 軟弱地盤地、活断層地帯等については土地利用の適正な規制指導を行うとともに、災害防止に重 点をおいた技術基準に基づき、宅地開発事業者を指導する。

1 崩壊危険地域の災害防止

町内の土砂災害危険箇所に対して、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成十二年五月八日法律第五十七号)第7条の規定に基づく土砂災害警戒区域、第9条の規定に基づく土砂災害特別警戒区域、又は急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)第3条第1項の規定に基づく急傾斜地崩壊危険区域の指定を受け、県と連携して崩壊防止工事を実施するよう努める。

このため町では、危険地域ごとに避難措置として次の対策を立て、万一に備える。

- ア 避難所の設置(風水害等対策編第3章第10節、資料編2-1)
- イ 避難指示等の時期決定方法(第5章第5節)
- ウ 気象情報及び異常現象並びに避難指示等の伝達方法(第5章第5節)
- 工 避難誘導責任者 (第5章第5節)
- オ 避難所の位置及び避難指示等の住民への周知(第5章第5節)
- カ 土砂災害危険箇所の把握
- キ 土砂災害危険箇所のパトロール
- ク その他必要事項

2 液状化対策

(1) 地震時に発生する地盤の液状化については、地震災害対策の重要な事項である。三重県被害想定等から地盤の液状化による被害が懸念されることから最近の科学的知見の提示や基礎データの蓄積を踏まえ、さらに詳細な地盤データ等に基づく液状化危険度の検討を行う。

第17節 震災予防のための基盤、施設整備

南海トラフ地震等大規模地震は、同時に広域にわたって大規模な被害を生ずる。とりわけ、防 災関係諸施設等への被害については、応急対策活動、復旧活動、被災者避難などに、致命的な障 害を生ずる恐れがあるため、町は、震災時に機能しうる防災基盤、施設の整備を計画的に実施す る。

1 町の対策

震災予防のための基盤、施設等の整備については、膨大な財政的負担が予想されるため、町は、国、県などへ、補助金等の財政的協力を求め、今後以下の事業について積極的に実施する。 また、河川堤防等の改修事業については管轄の関係機関に早期改修実現を積極的に要請する。

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動用道路
- (5) 緊急輸送道路、漁港施設
- (6) 共同溝等
- (7) 社会福祉施設の改築、補強
- (8) 公立の小中学校等の改築、補強
- (9) その他の公的建造物の補強
- (10) 津波防止施設
- (11) 地域防災拠点施設
- (12) 防災行政無線設備等
- (13) 災害時に飲料水、電源を確保するためのライフライン代替施設
- (14) 備蓄倉庫
- (15) 救護設備等
- (16) その他の地震防災上緊急に整備すべき施設

第18節 避難行動要支援者対策計画

近年の急速な高齢化や国際化、更には町民のライフスタイルの変化等に伴い、災害発生時には、 避難行動要支援者が犠牲になるケースが多く、町及び避難行動要支援者を入所させる社会福祉施 設等の管理者(以下「施設等管理者」という。)は、災害から避難行動要支援者を守るための安全 対策の一層の充実を図る。

また、町及び施設等管理者は、人にやさしい施設整備の推進や教育・広報活動などの体制づくりに努める。

避難に時間を要する避難行動要支援者に対する地震、津波及び避難所等に関する情報の伝達体制を整え、避難行動要支援者が円滑かつ迅速に避難するための支援体制を構築することを目的に、以下の事項を定めるほか、その他の必要な事項についても別途『明和町避難行動要支援者避難支援プラン 全体計画』に定める。

1 避難支援等関係者

- (1) 明和消防署
- (2) 明和町消防団
- (3) 明和交番
- (4) 明和町社会福祉協議会
- (5) 自治会
- (6) 民生委員児童委員

2 避難行動要支援者名簿に掲載する者の範囲

- (1) 介護保険における要介護3、4、5
- (2) 重度障がい者
- (3) 高齢者のみの世帯の者
- (4)(1)から(3)に準ずる状態にある者

3 名簿作成に必要な個人情報及びその入手方法

- (1) 名簿に掲載する個人情報
 - ア. 住所
 - イ. 氏名
 - ウ. 生年月日
 - 工, 性別
 - 才. 電話番号

- 力. 要介護度
- キ. 身体障害者手帳の有無
- ク. 療育手帳の有無
- ケ. 精神障害者保健福祉手帳の有無
- (2) 個人情報の入手方法
 - ア. 前2の(1)及び(2)に該当する者は、町の所管課と連携し、名簿に掲載する。
 - イ. 前2の(3)及び(4)に該当する者は、本人からの申し出又は避難支援等関係者からの情報提供により、名簿に掲載する。

4 避難行動要支援者名簿の更新

避難行動要支援者名簿は、該当者の死亡、転入、転出、新規該当者等が確認された場合等、 随時更新する。

- 5 避難行動要支援者名簿情報の提供に際し情報漏えいを防止するために町が求める措置及び町 が講ずる措置
 - (1) 避難行動要支援者登録

自治会、民生委員児童委員、消防団等の支援団体が地域の避難行動要支援者の情報を 共有化するために、避難行動要支援者登録制度を整備し、地域の支援を希望する避難行 動要支援者の登録を促す。

避難行動要支援者登録の対象者は、明和町避難行動要支援者支援活動実施要領に基づき「2 避難所行動要支援者名簿に記載する者の範囲」の(1)から(4)の者であって、災害時の避難支援を希望し、平常時から避難支援等関係者に個人情報を開示することに同意する者とし、登録カードに住所、氏名、障がいの程度や内容、必要とする支援内容などの必要事項を記入し、町または自治会(自治会未加入者は民生委員児童委員)に提出する。

町は、登録を促すため次のことを行う。

- ア. 町は、広報、ダイレクトメール、各種認定や各種手帳等の交付等の機会を通じて、本人や家族等に対し避難行動要支援者登録制度を周知し、地域において支援を希望する者は、自治会長や民生委員児童委員と相談するよう促し、避難行動要支援者登録を働きかける。
- イ. 自治会長や民生委員児童委員に、地域において支援が必要な人を把握し、自宅等 を訪問するなどして登録を働きかけてもらうよう協力を求める。

(2)情報の提供

ア. 避難行動要支援者登録を行った者の情報提供

登録に際し、避難支援等関係者に情報を提供することを同意した者については、 その情報を避難支援等関係者に提供するものとし、その際には、避難支援等関係 者より守秘義務を遵守する旨の誓約書の提出を求める。

町は、提供する情報の管理について、厳重に保管すること、必要以上に複製しないこと、無用に共有しないこと、目的以外に利用しないこと等指導する。

避難支援等関係者は、提供を受けた情報について、厳重に保管するほか、必要 以上に複製しない、無用な共有をしない、目的以外に利用しない等情報漏えい防 止に努める。

避難支援等関係者は、避難訓練又は避難支援等の応援を得ることを目的とした 場合であっても、災害が現に発生していない平常時から他者に情報提供してはな らない。

イ. 避難行動要支援者登録を行っていない者の情報提供

避難行動要支援者登録していない避難行動要支援者の情報提供について、災害対策基本法第49条の11第3項の規定により、現に災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合、避難行動要支援者の生命または身体を保護するために特に必要がある時は、本人の同意の有無にかかわらず、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者、自衛隊、三重県以外の都道府県警察からの応援部隊、その他の者に名簿情報を提供できる。

町は、提供する情報の管理について、厳重に保管すること、必要以上に複製しないこと、無用に共有しないこと、目的以外に利用しないこと等指導する。

情報の提供を受けた者は、その情報について、厳重に保管するほか、必要以上 に複製しない、無用な共有をしない、目的以外に利用しない、目的達成後は廃棄 または返却する等情報漏えい防止に努める。

(3) 避難行動要支援者マップの作成

発災時に安否確認を迅速に行うため、避難行動要支援者の所在を地図上に明らかに した避難行動要支援者マップを作成する。避難行動要支援者マップ作成に当たり、自治 会長や民生委員児童委員に対し協力を求める。

6 避難行動要支援者が円滑に避難するための立ち退きを行うことができるための通知または警告の配慮

国の「避難情報に関するガイドライン」を踏まえ、「避難情報に関する判断基準・伝達マニュアル」を作成し、高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令する判断基準は、災害ごと及び具体的な地域ごとに留意すべき事項を個別具体的に定める。

情報伝達は、下記によって行う。

(1)情報伝達ルート

高齢者等避難等については、町防災無線の戸別受信機を活用して伝達するとともに、町から各自治会長(又は自主防災組織の代表者)へ連絡を取り、各自治会長(又は自主防災組織の代表者)を通じて避難行動要支援者及び避難支援者等へ伝達する。この際、福祉関係機関・団体のネットワークを情報伝達に活用し、避難行動要支援者及び地域支援者に対し確実に情報伝達する体制を整備する。

(2) 情報伝達手段

情報の伝達手段は、障害の状況に応じて、次の手段についても活用する。

- ・ 聴覚障害者:インターネット(電子メール、携帯メール等)、テレビ放送(地上デジタル放送も含む)、ファックス
- 視覚障害者:受信メールを読み上げる携帯電話
- ・ 肢体不自由者:フリーハンド用機器を備えた携帯電話等

(3)情報伝達責任者の明確化

避難行動要支援者に対する情報伝達については、福祉ほけん課、健康あゆみ課及び社会 福祉施設等が行う。

なお、緊急の場合や適切な情報伝達手段がない場合には、支援者等が避難行動要支援 者宅を直接訪問して、高齢者等避難等を伝達する。

7 避難支援等関係者の安全確保

避難行動要支援者登録制度を利用しようとする避難行動要支援者は、登録に当たり、あらかじめ避難支援者となることについて同意を得る。

町は、避難支援等関係者等の安全を確保するため、平常時に地域でルールを決め、計画をつくり、周知するよう指導する。

町は、あらかじめ以下のことを避難行動要支援者及び避難支援等関係者に説明する。

- ア. 災害時において、避難支援等関係者は、まず自己の安全を確保したうえで、避難 行動要支援者の支援を行うこと。
- イ. 場合によっては、避難支援者等関係者が避難行動要支援者の支援ができない可能性があること。

8 社会福祉施設等における対策

(1) 組織体制の整備

施設等管理者は、災害の予防や災害時の迅速かつ的確な対応を行うため、あらかじめ自 衛防災組織等を整備し、動員計画や非常招集体制等の確立に努める。

また、町は、近隣施設間、地域住民やボランティア組織等の協力を得て、入所者の実態

に応じた体制づくりに努める。

(2) 緊急連絡体制の整備

町及び施設等管理者は、災害の発生に備え、消防機関等への緊急通報のための情報伝達 手段の整備を図る。

(3) 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設等管理者は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難 行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

(4) 防災備品等の整備

施設等管理者は、災害に備え、食料や生活必需品の備蓄を図るよう努める。

9 在宅者対策

(1) 避難行動要支援者等の状況把握

町は、あらかじめ社会福祉施設等の協力を得て、介護を要する高齢者や障がい者等の人 数及び災害時における介護体制の有無等について、十分な状況把握に努める。

(2) 緊急通報システム等の整備

町は、避難行動要支援者の対応能力を考慮した緊急通報システムの整備を進めるととも に、地域ぐるみの避難誘導システムの確立を図る。

(3) 応援協力体制の整備

町及び施設管理者等は、被災時の避難行動要支援者の安全と入所施設を確保するため、 医療機関、社会福祉協議会、社会福祉施設、近隣住民やボランティア組織、国及び他の地 方公共団体等との応援協力体制の確立に努める。

(4) 防災教育・防災訓練の実施

町及び施設管理者等は、避難行動要支援者が自らの対応能力を高めるため、個々の避難 行動要支援者の態様に合わせた防災教育や防災訓練の充実強化を図る。

10 外国人等に対する防災対策

町、県及び防災関係機関は、言語、生活習慣、防災意識の異なる外国人や旅行者等が、災害 発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。

- (1) 広域避難場所や避難路の標識等を簡明かつ効果的なものとするとともに、多言語化を推進する。
- (2) 地域全体で支援システムや救助体制の整備に努める。
- (3) 多言語による防災知識の普及活動を推進する。
- (4) 外国人も対象とした防災教育や防災訓練の普及を図るよう努める。

11 避難行動要支援者支援

- (1) 町は、避難支援等関係者の協力を得て、避難行動要支援者の安否確認、避難誘導等を迅速かつ円滑に実施できるよう地域での支援体制構築に努める。
- (2) 町は、避難支援等関係者の協力を得、連携して、避難行動要支援者の個別避難計画の作成について、支援する。

【参考資料】

避難行動要支援者の情報提供に係る同意登録カード

(作成日 年 月 日)

自治会等	(組・班)			世帯番号				
ふりがな			男	血液型	生年月日	明治	・大正・日	召和・平	成
氏 名			女	型		3	年 月	日生	
住 所	多気郡明和岡	丁大字	•		電 話				
状 況	ひとり暮ら	し高齢者・高	齢者	のみ世帯・	要介護認定	者•	家族		人
	障がい者・犯	复たきり・虚!	弱•.	その他()		(本人含む)		
①心身の状									
②身体障割	『者手帳・要介	護度・疾病等	の内	容					
3福祉サー	-ビスの状況(事業所、ケア	マネ	ージャー氏	:名) 等				
④服薬状液	己等								
住宅の着コ	二時期 昭和56	年5月31日よ	Ŋ (Į	以前・後・フ	下明)	木造	・非木造	• ()
かかりつじ	け医院			i i	電話				
自治会長日	名			, 1	電話				
担当民生勢	5員児童委員			i	電話				
緊急連	氏 名	続 柄	電	話番号	現(È	所	備考	
絡先									
- , -									
	5その他()				,				
明和町長様									
私は、災害時等に支援を必要としますので、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防									

私は、災害時等に支援を必要としますので、自治会、自主防災組織、民生委員児童委員、消防団、消防署、警察署、明和町社会福祉協議会、地域支援者、その他町と避難行動要支援者情報の提供に係る協定等を締結した機関等の支援関係者が、このカードの情報(情報に変更が生じた場合を含む)を共有することを承諾します。

<u>署名 </u>		(印)	
(代理署名)	(印)	〔続柄)

*地域支援者(団体等でも可)

氏	名	電話	番 号	現	住	所	備考

ひ な んこうどうよう しえん しゃとうろく

避難行動要支援者登録をされる方へ

★明和町健康あゆみ課【電話(52)7115 ファックス(52)7137】

しょうぼうしょ やくば ひとで 大災害時には、消防署や役場などの人手が、すべての地域に行き届

くのが難しくなることが予想されます。その場合、地域の住民どうし

しょうか ひなん きゅうじょかつどう おこな が助けあい、速やかに消火、避難、救助活動を行うことが重要にな

さいがい じ ってきます。しかし、災害時には助けてくれると思っている近所の方に

どのような事情が発生しているかわかりません。自分の身は自分で

守るということを基本に、次のことに心がけましょう。

じちかい ちいきしえんしゃ

- 日ごろから、自治会、地域支援者、となり近所とのコミュニケー ションに努めましょう。
 - さいがい じ くんれん じ しえん
- 2. 災害時や訓練時の支援などについて、日ごろから地域支援者と話 しあっておきましょう。

- 3. 防災訓練へは、できるだけ参加しましょう。
- 4. 災害に備えて、自分にできることは自分で行うように心がけま しょう。
- 災害の発生が予想されるとき、または発生したときには地域 支援者へ自分から連絡するよう努めましょう。
- *登録内容に変更があった場合は、地域支援者か、自治会、民生委員 児童委員にご連絡ください。

地域支援者になられる方々へ

★明和町健康あゆみ課【電話(52)7115 ファックス(52)7137】

1. 避難行動要支援者とは

高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者(要配慮者)のうち、災害が発生し、または災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方々です。お年寄りや障がいのある方などが想定されます。

2. 地域支援者とは

地域支援者とは、災害時に近所で助け合う仲間のことです。

大災害時には、消防署や役場などの人手がすべての地域に行き届くのが難しくなることが予想されます。そのような状況では、地域の住民どうしが助け合い、速やかに消火、避難、救助を行うことが重要になってきます。避難行動要支援者への支援についても、とりわけ近隣での助け合いが有効です。

3. 地域支援者の活動内容

避難行動要支援者への日頃からの声かけや相談、災害に関する情報を伝えたり、いっしょに避難したりするなどの支援に心がけていただきますようお願いいたします。

責任を伴うものではありませんが、いざという時すぐに支援できるように、避難 行動要支援者の隣近所の方々に支援の協力をお願いしたいと考えています。

日頃からのお付き合いの中で、支援の内容や避難行動要支援者ご本人の健康状態、 災害時に役立つような情報などについて、確認し合っていただきますようお願いい たします。

4. 注意事項

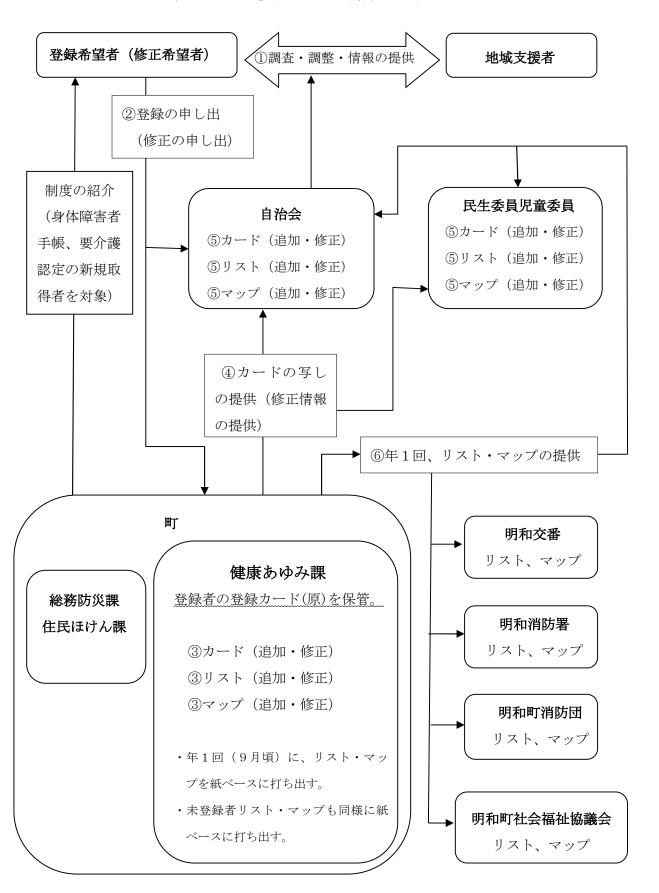
避難行動要支援者支援活動の登録情報などは、地域支援者の方々に提供されますが、個人情報になりますので、目的以外に使用したり、支援に関係しない人に提供したりしないように、取り扱いには十分ご注意ください。

5. 連絡

避難行動要支援者の登録内容に変更があった場合は、避難行動要支援者ご本人が自治会か、民生委員児童委員に連絡するよう働きかけていただくか、ご本人の承諾を得て、地域支援者の方が、自治会か、民生委員児童委員にご連絡くださいますようお願いいたします。

また、地域支援者自身が、転居等で役割を果たせないような状況が発生した場合は、自治会か、民生委員児童委員までご連絡ください。

避難行動要支援者の登録(情報修正)の流れ



第19節 企業・事業所における防災対策推進計画

企業は、災害時に企業の果たす役割(生命の安全確保、二次災害の防止、事業の継続、地域貢献・地域との共生)を十分に認識し、自らの自然災害リスクを把握するとともに、リスクに応じた、リスクマネジメントの実施に努める必要がある。これらを実現するため、町は以下の対策を実施する。

1 企業・事業所を対象とした対策

(1) 防災計画や事業継続計画 (BCP) 等の作成促進

災害時における顧客・従業員等の安全確保、被災による生産能力の低下や資産の喪失を最小限に止め、災害による地域の雇用や産業への影響を抑えるため、各企業・事業所の防災計画や事業継続計画(BCP)等の作成・点検を促進する。

特に津波浸水区域内等の危険性の高い場所に立地する事業者にかかる避難対策を含めたBCP等の作成・点検の促進に努める。

また、農業や水産業をはじめとする個人事業主等に対しても、防災に資する情報の提供に努めるとともに各業種に沿った内容のBCP等の作成・点検の促進に努めるなど、必要な支援を行う。

(2) 地域と連携した防災対策、防災活動の推進

企業・事業所と地域住民や地域における様々な団体との防災対策に関する連携が促進されるための環境を整備し、地域の防災力の向上を図るとともに、災害時に市町や各種団体が企業・事業所と共同で災害対応を行うための、救援物資の調達等に関する協定の締結に努める。

(3) 自衛消防組織の活動支援

企業・事業所の自衛消防組織の活動や地域の自主防災組織との連携強化に向けた支援 を行う。

2 自主防災組織、自治会等を対象とした対策

(1) 立地企業と連携した防災対策、防災活動の推進

地域住民や地域における様々な団体に対して企業・事業所との防災対策に関する連携 を促し、地域の防災力の向上を図る。

第3章 災害応急対策計画

第1節 防災組織計画

南海トラフ地震等大規模地震災害は、突然に発生し、交通、通信の途絶が予想されるので、防 災関係機関は迅速かつ効果的な災害応急対策が実施できるよう、その体制について具体的かつ明 確に定める。

第1項 防災会議

災害を防御し、又は応急的救助を行う等被害を最小限度にとどめるための組織を確立する。

明和町防災会議は、町長を会長として、基本法第16条第5項において準用される第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するものであり、所掌事務は、本町における防災に関する基本方針及び計画を作成し、実施の推進を図るとともに、災害情報の収集、関係機関相互間の連絡調整等をすることを任務とする。

第2項 災害対策本部

町災対本部は、町の地域に南海トラフ地震等大規模地震災害が発生し、又は発生するおそれがあって災害予防及び災害応急対策活動を強力に推進する必要がある場合、基本法第23条の規定に基づき設置する組織であり、その大綱は、明和町災害対策本部条例(昭和37年明和町条例第14号)の定めるところによるが、機構及び所掌事務の概要は、次のとおりである。

なお、町災対本部を設置した場合は、明和町水防本部の活動を包括する。

1 町災対本部の設置

町災対本部は、次の場合に明和町役場内に設置する。明和町役場庁舎が使用できない場合は、明和町総合体育館内に設置する。

なお、被害が局地的でありかつ重大である場合は、必要に応じて現地災害対策本部を設置することができる。

- (1) 町内に震度3以上の地震が発生したとき。
- (2) 三重県沿岸(伊勢湾・三河湾)に津波注意報又は三重県沿岸(南部)に津波警報が発表されたとき。
- (3) 東海地震観測情報が発表されたとき。
- (4) その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長(本部長)が必要と認めたとき。

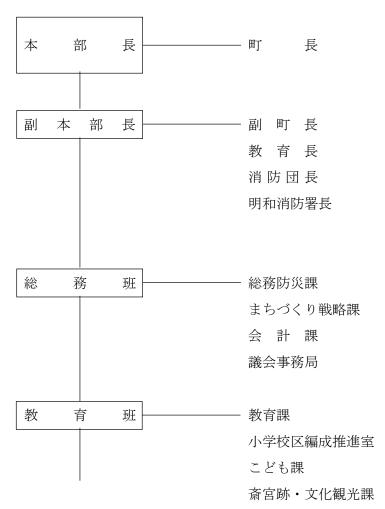
2 町災対本部の廃止

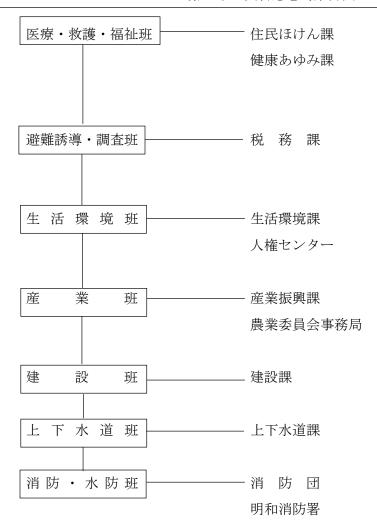
町長は、町の地域について、災害の発生するおそれが解消したとき、又は災害応急対策がお おむね完了したと認めたときは、これを廃止する。

3 組織の概要

- (1) 町災対本部に、本部長、副本部長、班長、及び班員を置く。
- (2) 本部長は町長、副本部長は副町長、教育長、消防団長、明和消防署長をもって充てる。
- (3) 町災対本部の機構及び所掌事務は、次のとおりとし、災害の状況、対策活動の必要度に応じ、本部長の指示を受け、随時各班の相互応援体制をとる。
- (4) 本部長不在のときは、副町長、教育長、以下については「明和町長の職務代理者の順序に関する規則」の定めによる順で本部長の職務を代行する。

ア 町災対本部機構





班 名	所 掌 事 務	担当課名
総務班	災害対策本部の運営に関すること。	総務防災課
	被害状況の収集に関すること。	総務防災課
	情報調整に関すること。	総務防災課
	災害対策本部施設が被災した場合の調整に関すること。	総務防災課
	災害応急対策に係る総合企画及び総合調整に関すること。	総務防災課
	避難指示等に関すること。	総務防災課
	備蓄物資の管理等に関すること。	総務防災課
	自治会公民館及び自主防災組織との連絡調整に関すること。	総務防災課
	で 被災者生活再建支援制度の適用手続きに関すること。	総務防災課
	災害救助法の適用に係る報告に関すること。	総務防災課
	県災害対策本部松阪地方部との連絡調整に関すること。	総務防災課
	気象警報の受理、伝達に関すること。	総務防災課
	交通及び輸送機関に係る被害調査並びに連絡調整に関すること。	総務防災課
	被害状況の総括及び報告に関すること。	総務防災課
	人的被害の調査に関すること。	総務防災課
	安否情報の収集・整理・報告・提供に関すること。	総務防災課
	国有財産の無償貸付等に関すること。	総務防災課
	防災無線に関すること。	総務防災課
	マスコミ応対に関すること。	総務防災課
	応急輸送に関すること。	総務防災課
	被災地の民心安定に関すること。	総務防災課
	広報活動に関すること。	総務防災課
	衣料生活必需物資の確保に関すること。	総務防災課
	町有車両の配車管理及び輸送の実施に関すること。	総務防災課
	災害文書の収受及び発送に関すること。	総務防災課
	職員管理に関すること。	総務防災課
	動員職員の食料の確保及び支給に関すること。	総務防災課
	動員職員の衛生管理及び公務災害補償に関すること。	総務防災課
	被災職員に対する給付その他福利厚生に関すること。	総務防災課
	労働力の確保に関すること。	総務防災課
	避難者及び救援物資等の輸送用車両の確保並びに運行計画に関すること。	総務防災課
		総務防災課
	事務用資機材の調達等に関すること。	総務防災課
	施設の点検、仮復旧に関すること。	総務防災課
	町有財産の被害状況の総括及び必要な対策に関すること。	総務防災課
	- C。 応急公用負担に関すること。	総務防災課
	災害に係る物品の購入契約に関すること。	総務防災課
	義援物資の集配に関すること。	総務防災課
	対策本部長及び対策副本部長の秘書(災害見舞及び視察	
	も含む)に関すること。	まちづくり戦略課

班 名	所 掌 事 務	担当課名
総務班	町民等からの問い合わせ、苦情等の処理及び担当班への 処理依頼に関すること。	まちづくり戦略課
	関係機関及び他市町村への連絡、応援要請に関すること。	まちづくり戦略課
	国、県等職員の応援要請及び自衛隊派遣要請に関すること。	まちづくり戦略課
	応援協定者との連絡調整に関すること。	まちづくり戦略課
	人的支援の受入調整に関すること。	まちづくり戦略課
	受援計画(全般)に関すること。	まちづくり戦略課
	災害関係機関の予算措置に関すること。	まちづくり戦略課
	災害対策と町一般対策の調整に関すること。	まちづくり戦略課
	【都市】開発許可区域等の被害調査及び必要な対策に関すること。	まちづくり戦略課
	【都市】建築物の制限、緩和等に関すること。	まちづくり戦略課
	災害経理に関すること。	会計課
	金融機関の被害調査及び連絡調整に関すること。	会計課
	義援金の収納及び支出に関すること。	会計課
	議員活動に関すること。	議会事務局
避難誘導・	被災地の町税減免及び徴収猶予に関すること。	税務課
調査班	避難誘導(一時避難所も含む)に関すること。	税務課
	避難状況の集約に関すること。	税務課
	家屋の被害認定調査に関すること。	税務課
	罹災証明の発行に関すること。	税務課
生活環境班	廃棄物処理業務に関すること。	生活環境課 人権センター
	清掃活動業務に関すること。	生活環境課 人権センター
	遺体の処理、埋火葬に関すること。	生活環境課 人権センター
	遺体の身元確認に関すること。	生活環境課 人権センター
	遺体の収容等に関すること。	生活環境課 人権センター
	【住宅】被災建築物応急危険度判定に関すること。(危険度判定士派遣要請に関することを含む)	生活環境課 人権センター
	仮設住宅建設用地、廃棄物の集積場所など被害応急対策 に必要な施設、用地の確保に関すること。	生活環境課 人権センター
	応急仮設住宅の入居及び入居者に関すること。	生活環境課 人権センター
	【仮設住宅】仮設住宅の設置に関すること。	生活環境課 人権センター
	【仮設住宅】収容施設の応急補修に関すること。	生活環境課 人権センター

班 名	所 掌 事 務	担当課名
生活環境班	【仮設住宅】応急仮設住宅の建設及び修繕に関するこ	生活環境課
	٤.	人権センター
	【町営住宅】町営住宅等の被害調査及び必要な対策に関	生活環境課
	すること。	人権センター
	注目 佐凯の か 宇調 木 耳 バ ソ 両 わ 昇 笠 フ 間 十 フ ァ し	生活環境課
	清掃施設の被害調査及び必要な対策に関すること。	人権センター
	災害廃棄物の収集及び処理に関すること。	生活環境課
		人権センター
	廃棄物処理業者との連絡調整に関すること。	生活環境課
ļ		人権センター 生活環境課
	飼い犬などの管理に関すること。	生活塚境味 人権センター
	(東)大山()~月月. トッ~ 1	生活環境課
	漂流物に関すること。	人権センター
	外国人の保護に関すること。※身元確認に関すること	生活環境課
		人権センター
医療・救護・福祉班	災害救助法の適用に関すること。 災害救助法運用、連絡調整に関すること。	住民ほけん課
	及音級助伝連用、連輪調整に関すること。 義援金の募集、配分委員会、配分等に関すること。	住民ほけん課住民ほけん課
	福祉避難所の開設、運営に関すること。	住民ほけん課
	被災者生活再建支援制度に関すること。	住民ほけん課
	災害援護資金に関すること。	住民ほけん課
	ボランティア団体ほか民間団体等への協力要請及び連絡	住民ほけん課
	調整に関すること。	
ļ	ボランティアの受け入れに関すること。	住民ほけん課
	消防署、社協(災害ボランティア)との連絡調整に関すること。	住民ほけん課
	救護所の設置・運営に関すること。	健康あゆみ課
	避難行動要支援者対策に関すること。	健康あゆみ課
	被災者に関する生活保護並びに生活福祉資金及び寡婦福 祉資金に関すること。	健康あゆみ課
	避難行動要支援者の安否確認及び必要な支援対策に関す ること。	健康あゆみ課
	避難所、医療救護所等の安全確認及び必要な対策に関すること。	健康あゆみ課
	ること。 医療機関の被害調査及び必要な対策に関すること。	健康あゆみ課
	医療救護ボランティアの派遣要請並びに連絡調整に関す	
	ること。	健康あゆみ課
	医薬品・医療資機材及び衛生材料の調達並びに供給に関すること。	健康あゆみ課
	感染症の防疫及び防疫薬剤に関すること。	健康あゆみ課
	医療班編成に関すること。	健康あゆみ課
	食品衛生に関すること。	健康あゆみ課
	入院治療を要するものの収容に関すること。	健康あゆみ課

班 名	所 掌 事 務	担当課名
医療 • 救	医療救護に関すること。	健康あゆみ課
護•福祉班	消防署、医師会・病院、日赤との連絡調整及び協力要請 に関すること。	健康あゆみ課
	障がい者施設・介護施設との連絡調整に関すること。	健康あゆみ課
	社会福祉施設の被害調査及び必要な対策に関すること。	健康あゆみ課
	避難者、被災者の健康管理、生活支援、防疫対策に関すること。	健康あゆみ課
産業班	班内における被害状況の統括及び報告に関すること。	産業振興課 農業委員会事務局
	班内の連絡調整(応急体制を含む)に関すること。	産業振興課 農業委員会事務局
	緊急(応急)物資の必要数等の把握及び手配、保管場所	産業振興課
	の管理に関すること。	農業委員会事務局
	緊急(応急)物資の受け入れ、数量等管理、分配、避難	産業振興課
	所等への輸送に関すること。	農業委員会事務局
	救助用食料、飲料水及び炊出し用資機材の確保並びに炊	産業振興課
	き出しの実施に関すること。	農業委員会事務局
	 消防活動支援に関すること。	産業振興課
		農業委員会事務局
	 救助活動支援に関すること。	産業振興課
		農業委員会事務局
	町外就労者、観光客等帰宅困難者及び外国人就労者の避	産業振興課
	難支援に関すること。	農業委員会事務局
	多気郡農業協同組合との連絡調整及び協力要請に関する	産業振興課
		農業委員会事務局
	被災農作物の応急対策(被災農業者の支援)に関すること。	産業振興課農業委員会事務局
+	C ₀	産業振興課
	土地改良区との連絡調整及び協力要請に関すること。	農業委員会事務局
		産業振興課
	排水機場、溜池の被害調査に関すること。	農業委員会事務局
	農業施設等(排水機場、農業用用排水路、農道、溜池	産業振興課
	等)の応急対策に関すること。	農業委員会事務局
		産業振興課
	耕地の応急復旧に関すること。	農業委員会事務局
	伊勢湾漁業協同組合との連絡調整及び協力要請に関する	産業振興課
	こと。	農業委員会事務局
	海洪の広告は修に明ナスとし	産業振興課
	漁港の応急補修に関すること。	農業委員会事務局
	被災漁業者に対する支援に関すること。	産業振興課
		農業委員会事務局
	明和町商工会との連絡調整及び協力要請に関すること。	産業振興課農業委員会事務局
		産業振興課
	被災商工業者に対する支援に関すること。	
		産業振興課
	家畜の伝染病予防及び防疫に関すること。	農業委員会事務局

班 名	所 掌 事 務	担当課名
産業班	京大学女の知识に関ナファ 1.	産業振興課
	死亡獣畜の処理に関すること。	農業委員会事務局
建設班	町発注の工事現場の被害調査及び必要な対策に関すること。	建設課
	土木建設用資機材及び人員の確保に関すること。	建設課
	土木建設事業者との連絡調整に関すること。	建設課
	建設業者の被害調査に関すること。	建設課
	班内における被害状況の統括に関すること。	建設課
	班内の連絡調整(応援体制を含む) に関すること。	建設課
	国土交通省三重河川事務所に対する排水ポンプ車の出動 要請及び手続きに関すること。	建設課
	【道路】被害調査(橋梁、路面)に関すること。	建設課
	【道路】被害応急対策に関すること。	建設課
	【道路】被害復旧対策に関すること。	建設課
	【道路】緊急輸送道路啓開作業に関すること。	建設課
	【道路】浸水、洪水、対策に関すること。	建設課
	【河川】被害調査(堤、樋門)に関すること。	建設課
	【河川】被害応急対策に関する連絡調整。	建設課
	【河川】被害復旧対策に関する連絡調整	建設課
	【河川】浸水、洪水、対策に関すること。	建設課
	【河川】防潮樋門の管理に関すること。	建設課
	【海岸】被害調査(堤、樋門)に関すること。	建設課
	【海岸】被害応急対策に関する連絡調整。	建設課
	【海岸】被害復旧対策に関する連絡調整。	建設課
	【海岸】浸水、洪水、対策に関すること。	建設課
	【土砂】被害調査(崖)に関すること。	建設課
	【土砂】被害応急対策に関すること。	建設課
	【土砂】被害復旧対策に関すること。 (被災宅地危険度 判定業務に関すること含む)	建設課
	【土砂】浸水、洪水、対策に関すること。	建設課
	【土砂】障害物(住家に流入した土砂等)の除去に関すること。	建設課
	【公園】公園緑地施設の被害調査並びに必要な対策に関すること。	建設課
上下水道班	水道に関すること。	上下水道課
	飲料水に関すること。	上下水道課
	上下水施設被害調査に関すること。	上下水道課
	上下水施設仮復旧に関すること。	上下水道課
	罹災者への給水に関すること。	上下水道課
	し尿処理に関すること。	上下水道課
	し尿処理業者との連絡調整に関すること。	上下水道課
	仮設トイレの確保及び設置並びにトイレ対策の総合調整 に関すること。	上下水道課
	下水処理施設設備工事業者及び管理委託業者等との連絡 調整に関すること。	上下水道課

班名	所 掌 事 務	担当課名
上下水道班	給水用資機材等の確保に関すること。	上下水道課
	班内における被害状況の統括及び報告に関すること。	上下水道課
	班内の連絡調整(応援体制を含む)及び応援派遣要請に 関すること。	上下水道課
	復旧資機材等の確保に関すること。	上下水道課
	臨時共用栓の設置に関すること。	上下水道課
	防疫その他必要な浄水に関すること。	上下水道課
	水道工事業者との連絡調整に関すること。	上下水道課
教育班	施設利用者の避難誘導・引き渡しに関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	園児・児童・生徒の避難誘導・引き渡しに関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	施設利用者の被害調査・必要な対策に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	園児・児童・生徒・教職員の被害調査・必要な対策に関 すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	園児・児童・生徒・迷子等の保護・応急保育に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	被災者の世帯構成等の確認に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	教育委員会内の連絡調整(応援体制を含む)に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	社会教育施設の被害調査・必要な対策に関すること。	教育課 小学校区編成推進室
	教育施設の被害調査・必要な対策に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	児童福祉施設の被害調査・必要な対策に関すること。	こども課
	避難所の設置・運営に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	県教育委員会及び他市町教育委員会との連絡調整に関す ること。	教育課 小学校区編成推進室
	社会教育施設の復旧に関すること。	教育課 小学校区編成推進室
	教育施設の復旧に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課

第3章 災害応急対策計画

班名	所 掌 事 務	担当課名
教育班	被災園児・児童・生徒等の保健に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	災害時における社会教育施設運営の応急措置に関するこ と。	教育課 小学校区編成推進室
	災害時における学校教育施設運営の応急措置に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	災害時における児童福祉施設運営の応急措置に関すること。	こども課
	被災園児・児童・生徒等の避難・授業に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	災害時の教育・保育支援に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	被災児童・生徒の教科書等学用品の確保・就学援助に関すること。	教育課 小学校区編成推進室 こども課
	文化財に関すること。	斎宮跡・文化観光課
	文化財及び文化施設等の被害調査並びに必要な対策に関すること。	斎宮跡・文化観光課
	観光施設の被害調査及び必要な対策に関すること。	斎宮跡・文化観光課
	観光客の保護に関すること。	斎宮跡・文化観光課
	宿泊客等の安全確保に関すること。	斎宮跡・文化観光課
		斎宮跡・文化観光課
消防水防班		_
		_
		消防団
		明和消防署
		-
	県内消防相互応援協定に基づく活動に関すること。	1
消防水防班	観光施設との連絡・調整に関すること。 水防、火災防止に関すること。 救出活動及び避難誘導に関すること。 災害警備に関すること。 危険箇所の警戒に関すること。 関係機関との連絡調整に関すること。 消防団施設等の災害防御及び被害調査に関すること。 県内消防相互応援協定に基づく活動に関すること。	

4 配備体制

(1) 配備の基準

町災対本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後の応急対策を迅速かつ強力に推進するため、次の基準による配備の体制を整える。地区部、出先機関もこの基準に準じて、 それぞれの地域の特性、災害の規模及び任務に即応した体制を整える。

○地震·津波災害時配備基準

種別	配 備 内 容 配 備 時 期
警 戒 準 備 体 制	今後の余震等に備え、 情報収集及び連絡を緊密にする必要があると認められる場合 (第1配備) 【災害対策本部設置】 1 町内に震度3の地震が発生したとき。 2 三重県沿岸(伊勢・三河湾)に津波注意報又は三重県沿岸(南部)に津波警報が発表されたとき。 3 東海地震観測情報が発表されたとき。
警 戒 体 制	各班長において防災組 織計画に基づく分掌事 項により各班の所要人 員事態の推移にともない速やかに非常体制に 入れる体制をとる。 (第2配備) 【災害対策本部設置継続】 町内に震度4の地震が発生したとき。 三重県沿岸(伊勢・三河湾)に津波警報又は三重県沿岸(南部)に大津波警報が発表されたとき。 東海地震注意情報が発表されたとき。 その他異常な自然現象又は人為的原因による災害で町長(本部長)が必要と認めたとき。
非常体制	明和町応急対策計画全 般を適用し一切の業務 を災害対策にあて如何 なる事態にも直ちに活動が開始できる完全な 体制をとる。 (第3配備) 【災害対策本部設置継続】 町内に震度5弱以上の地震が発生したとき。 三重県沿岸(伊勢・三河湾)に大津波警報が発表されたとき。 3 東海地震予知情報「警戒宣言」が発表されたとき。 (第3配備) とき。 4 町の地域に地震に関する甚大な被害が発生した場合で町長(本部長)が必要と認めるとき。

※南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表されたときは、東海地震に関する情報(臨時)が 発表された時に準じる。

○地震・津波災害時配備体制

職員の動員計画は、別途、「町職員及び消防団幹部災害時配備体制(班別)」で規定する。

(2) 災害の規模及び地域性等を考慮して、前記基準によりがたいと認められる場合においては、臨機応変の配備体制を整える。

5 職員の参集

(1) 準備体制、警戒体制の場合

各班の配備計画により参集が必要な職員は、勤務時間外、休日等において、災害が発生 したとき又は災害が発生するおそれがあることを知ったとき、以後の状況の推移に注意し、 すすんで所属の各課班と連絡をとり、又は自らの判断で所属機関に参集する。

(2) 非常体制の場合

全職員は、勤務時間外、休日等において、非常体制に対応する災害の発生又は発生する おそれがあることを知った場合は、連絡を待たずに自ら所属機関へ参集する。交通途絶時 の各人の参集場所については、平常時から各班において把握しておく。ただし、災害によ り家族が死亡又は傷害を受けた場合及び参集中に救助要請を受けた場合は、必要な措置を 講じた後に災害対策本部に参加する。

(3) 市町村間の派遣要請

他市町村の職員の派遣が必要な場合には、県内市町については、県災対本部に対して、 他市町職員の派遣要請を行う。応援協定市町村については、直接職員の派遣要請を行う。 派遣要請のための書類は、国の職員の派遣要請に準ずるが、緊急の場合においては、電話 連絡等適宜の方法により要請し、事後に文書を送付することができる。

第2節 動員計画

災害応急対策活動を行うに必要な人員を把握し、災害応急活動を確実にするために、災害応急 対策要員を動員し、配備する。

1 町災対本部要員の確保

(1) 職員の配備体制

ア 町災対本部の各班長は、配備基準に基づく班別活動要員を確保するための計画を樹立 し、班員に周知徹底するとともに、計画書を提出しなければならない。

(2) 動員、配備の方法

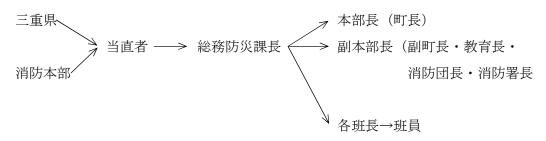
本部長が決定した配備体制をとるための動員指令は、次の方法により伝達し、所要人員の確保に万全を期する。

ア 勤務時間内の場合

勤務時間中における配備指令の伝達は、各班長→各班員の経路で伝達するとともに必要に応じて庁内放送を通じて速やかに伝達する。

イ 勤務時間外の場合

(ア) 休日、夜間等の勤務時間外において、当直者は、災害発生のおそれのある気象情報、異常現象などが通報され、又は災害が発生し、緊急に応急措置を実施する必要があると認められるときは、次のとおり非常伝達する。



各班長は、配備体制下の班員の動員を行う。

- (イ) 勤務時間外における配備指令の伝達は、電話又は急使等のうち最も敏速に行える 方法による。
- (ウ) 各班長は、所属の各班員を円滑に招集するため、それぞれの班において実情に即 した連絡方法を定める。

(3) 災害時における職員の服務心得

ア 職員の自覚

災害が発生し、又は発生するおそれのある場合には、職員は常に全体の奉仕者である

という自覚のもと、最善を尽くさなければならない。

イ 動員及び参集の義務

職員は、上司の指示にしたがって防災並びに救助及び応急復旧活動に従事しなければならない。

また、勤務時間外においても可能な方法により参集し、配備につかなければならない。

ウ 服務の厳正

災害時は、可能な範囲で最善を尽くし、服務の厳正に努めなければならない。

エ 担当業務の的確な履行

災害時における各部署の担当業務は、各人が的確かつ責任をもって実施するとともに、 必要に応じて各業務間の分担を弾力的に処理しなければならない。また、各関係機関と 密接に連絡協調し、問題の解決に当たらなければならない。

オ 被災者に対する応接

被災者に対する応接には、迅速かつ懇切に接するよう心掛けなければならない。

(4) 配備報告

各班長は、動員、配備を完了したときは、その状況を直ちに本部長に報告する。

(5) 配備状況の県等への報告

本部長は、動員・配備状況について適宜、県等関係機関に報告する。

2 他の防災機関による要員の確保

災害の規模等により町災対本部の人員のみで対処できない場合、又は特殊作業のため労力、 機械等が必要な場合は、次に掲げるところによる。

(1) 就労者及び車両、作業機械等の確保に係る協力要請

ア 町の登録業者に依頼する。この場合において、三重県建設業協会及び明和町指定水道 公認業者と密接な連絡を保持し、災害時出動計画を樹立する。

イ 県に一般就労者の供給を依頼する。

(2) 国、県及び他市町村に対する職員の応援要請

本部長は、災害応急対策又は災害復旧のため必要があるときは、県及び他市町村職員の派遣(地方自治法第252条の17及び基本法第29条)等をその長に対し要請する。

ア 国の職員の派遣要請

指定地方行政機関の職員の派遣要請は、基本法第29条に基づき、文書で行う。

イ 国の職員の派遣あっせんの求め

指定地方行政機関の職員の派遣あっせんを都道府県知事に対して求める場合は、基本 法第30条の規定に基づき、文書で行う。

- ウ 災害時相互応援協定に基づく職員の派遣要請 各協定書の規定に基づき、職員の派遣要請を行う。
- エ その他の地方公共団体職員の派遣要請

その他の地方公共団体職員の派遣要請は、地方自治法第252 条の17の規定に基づいて 行う。

才 従事命令等

基本法第71条第2項の規定に基づき、知事から、当該事務及び当該事務を行う期間の 通知を受けた場合は、町長は、当該期間において当該事務を行う。

なお、町長が行うこととなった知事の権限に属する事務の実施にかかる損失補償、実 費弁償、損害補償は、知事が自ら権限を行使した場合と同様に、知事に求める。

(3) 自衛隊に対する災害派遣要請

災害に際して自衛隊の救援を必要とするときは、「第3節自衛隊災害派遣要請計画」により派遣を要請する。

(4) 海上保安庁に対する災害応急措置の実施

災害に際して、海上保安庁の災害応急措置を必要とするときは「第4節海上保安庁災害 応急措置の実施要請計画」により、実施を要請する。

(5) 相互応援協定の活用

特殊災害に対処するために締結された各種協定を活用し、防災関係機関の応援を要請する。

- ア 三重県内消防相互応援協定
- イ 災害時における医療救護に関する協定
- ウ 三重県水道災害広域応援協定
- (6) その他奉仕活動を申し出たボランティア団体

奉仕活動を申し出たボランティア団体等には、集合場所等必要事項を連絡し、活動を要請する。

3 応援・受援体制の整備

- (1) 災害対策本部を対象とした対策
 - ア 他市町との応援・受援に係る計画の策定及び体制の整備

三重県市町災害時応援協定に基づき、円滑な応援・受援対策に必要な計画をあらかじめ策定し、体制の整備を図るとともに、協定に基づく防災訓練等の実施・協力に努める。なお、三重県外における災害に対する応援についても同様とする。

イ 県外市町村との災害時連携体制の構築

県外市町村との相互応援協定の締結を推進し、県外市町村との応援・受援体制の構築

を図る。すでに締結している相互応援協定に基づき、連携体制の整備を図る。

ウ 防災関係機関の受援体制の整備

国等からの応援が円滑に受けられるよう、警察・消防・自衛隊等部隊の展開、宿営場所、ヘリポート、物資搬送設備等の救援活動拠点の確保や受援に必要な対策について検討・実施する。

エ 応援協定団体との受援体制の整備

応援協定締結者からの応援が円滑に受けられるよう救援活動拠点の確保や受援に必要な計画等の策定について検討・実施する。

(2) 防災関係機関を対象とした対策

ア 防災関係機関(自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等)との連携体制の構築 平常時から連携強化に努め、発災時に自衛隊の災害派遣や海上保安庁、警察及び消防 機関等の応援要請が円滑に行えるよう、情報連絡体制の充実、共同の防災訓練の実施等 を行い、適切な役割分担が図られるよう努める。

また、要請の手順や連絡先の徹底、要請内容(救急、救助、応急医療、緊急輸送等) について平常時よりその想定を行い、自衛隊、海上保安庁、警察及び消防機関等との連携を図る。

(3) 受入拠点等

資料編4-4 受入拠点等 参照

第3節 自衛隊災害派遣要請計画

南海トラフ地震等大規模地震時に住民の人命、財産を保護するため自衛隊の派遣を必要とする場合は、自衛隊法第83条の規定に基づき、的確かつ迅速に要請し、災害応急対策活動に万全を期する。

1 要請の基準

- (1) 災害が発生し、人命、財産を保護するための災害応急対策の実施が、自衛隊以外の機関で不可能又は困難であると認められるとき。
- (2) 災害の発生が迫り、予防措置に急を要し、かつ自衛隊の派遣以外に方法がないとき。

2 要請の手続き

(1) 町長の派遣要請の通報

町長は、自衛隊の派遣を要請しなければならない事態が生じたときは、災害派遣要求書 (様式1)に次の事項を記入し、三重県松阪地域防災総合事務所長を経由して知事に提出 する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報し、事後に文書を送付することができる。

また、町長は、人命救助等事態が急迫し、速やかに自衛隊の派遣を要すると認められる場合は、知事に派遣を要請する。その後、必要に応じ、直接自衛隊に対し、事態の状況を通報することができる。

なお、知事に派遣要請を求めることができない場合には、町長は、その旨及び当該町の 地域へ係る災害の状況を自衛隊の部隊等の長に通知することができる。ただし、事後速や かに自衛隊の部隊等の長に通知した旨を知事に通知する。

- ア 災害の状況及び派遣を要請する事由
 - (ア) 災害の状況(特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。)
 - (イ) 派遣要請を要求する事由
- イ 派遣を希望する期間
- ウ 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (ア) 派遣を希望する区域
 - (イ) 派遣を希望する活動内容
 - (ウ) 連絡場所及び連絡者
- エ その他参考となるべき事項
 - ※緊急時派遣要請先電話番号
 - 三重県防災対策部災害対策課 059-224-2186

3 災害時の緊急派遣

(1) 災害の発生が突発的で、その救護が特に急を要し、要請を待ついとまがない場合で、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は明野航空学校長等の判断に基づいて部隊等が派遣されることがある。(自衛隊法第83条第2項ただし書)

この場合、町長等は、陸上自衛隊第33普通科連隊長又は明野航空学校長に直接災害の状況等を通報することができる。

(2) 自衛隊の庁舎、営舎その他防衛庁の施設又は、これらの近傍に火災その他の災害が発生した場合は、要請の有無にかかわらず部隊等が派遣されることがある。

4 派遣部隊の活動内容

- (1) 被害状況の把握(車両、航空機による偵察)
- (2) 避難の援助 (誘導、輸送)
- (3) 遭難者等の捜索救助
- (4) 水防活動の支援
- (5) 消防活動の支援
- (6) 道路・水路の啓開 (障害物除去等)
- (7) 応急医療、救護及び防疫
- (8) 通信支援
- (9) 人員及び物資の緊急輸送
- (10) 炊飯及び給水の支援
- (11) 救助物資の無償貸付又は譲与
- (12) 交通整理の支援
- (13) 危険物の保安及び除去等

5 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている 場合において、町長等、警察官及び海上保安官が、その場にいない場合に限り次の措置をとる ことができる。

この場合において、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を町長に通知しなければならない。

- (1) 自衛隊緊急車両の通行を妨害する車両・その他物件の移動命令、車両・物件の破損
- (2) 避難の措置・立入
- (3) 警戒区域の設定並びにそれに基づく立入り制限禁止及び退去命令
- (4) 他人の土地等の一時使用等
- (5) 現場の被災工作物等の除去等
- (6) 住民等を応急措置の業務に従事させる事項

6 派遣部隊の受入体制

(1) 知事は、自衛隊の災害派遣が決定したときは、町長にその旨を通報し、受入れ体制を整

備するとともに、必要に応じて職員を派遣し、町その他関係機関相互の連絡調整に当たる。

- (2) 町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。
 - ア 派遣部隊と町災対本部との窓口は総務防災課が担当し、総務防災課長が責任者(総務 防災課長不在時はその代務者)の任に当たる。
 - イ 作業計画及び資機材の準備
 - ウ 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
 - エ 住民の協力
 - オ 派遣部隊の誘導

7 連絡員の派遣

自衛隊は、災害時及び警戒宣言が発令された場合、県又は、町災対本部に連絡幹部を派遣、 災対本部との調整・連絡に当たらせる。

8 派遣部隊の撤収要請

派遣目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、関係機関の長及び派遣部隊の 長等と十分協議を行ったうえ、知事あてに災害派遣部隊の撤収要請(様式2)を行う。

9 経費の負担区分

派遣部隊が活動に要した経費のうち次に掲げるものは、当該部隊が活動した地域の負担とする。ただし、2以上の地域にわたる場合は、関係市町村が協議して負担割合を定める。

- (1) 派遣部隊が連絡のため宿泊施設に設置した電話の設置及び通話料金
- (2) 派遣部隊が宿泊のために要した宿泊施設借上料、光熱水料、入浴料
- (3) 活動のため現地で調達した資機材の費用
- (4) その他必要な経費については、事前に協議する。

10 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

町が災害時に航空機による援助を受ける必要がある場合の要請手続及びその受入れのための ヘリポートの取扱いは、次のとおりとする。

(1) 航空機派遣要請の受入れ準備

- ア 派遣要請を行う場合は、上記の要請手続きによるほか、使用ヘリポート名(特別の場合を除き添付資料に記載されているヘリポートを使用する)着陸地点の風向及び風速をあらかじめ電話、防災行政無線その他の方法で県(防災対策部 防災企画・地域支援課)に連絡を行うこと。
- イ ヘリポートには航空機に安全進入方向を予知させるため、吹流し又は発煙筒をたいて 着陸前に風向を示しておくこと。

- ウ あらかじめ着陸場の中央に石灰等を用いて、直径10mの⑪の記号を標示して、航空機 の降下場所選定に備えること。
- エ 夜間は、着陸場 (別に指定するものに限る。)にカンテラ等により、着陸地点15m平方 の各隅に上空から識別容易な灯火標識を行うこと。
- オ 着陸場と町役場及びその他要箇所と通信連絡を確保しておくこと。
- (2) ヘリポートの取扱いについて

ヘリポートとして県が選定した学校等のグランドは、平素から学校長等の管理者と常に 連絡を保ち現況の把握を十分しておくこと。また、管理者は、次に例示する現況の変更が なされた場合は、速やかに県(防災対策部 防災企画・地域支援課)にその概要(略図添 付)を報告すること。

- ア 面積を変更した場合
- イ 地面に新しく建物又はその他構築物が施設された場合
- ウ 地面の上空に電信、電話及び電力等の架線が施設された場合
- エ 既設建物、電線等が改造施設され、上空よりの進入に新しく障害を加えた場合
- オ グランド等に隣接する建物その他地上工作物又は地形が著しく変更され、着陸に支障 を生じた場合

設定にあたっては次の事項に注意すること。

- (ア) ヘリコプターの機能を事前に確認しておくこと。ヘリコプターは風に向って通常 約12度以下の上昇角、降下角で離着陸し、垂直に離陸あるいは高所から垂直に着陸 するものではない。
- (イ) 地面は堅固で傾斜9度以内であること。
- (ウ) 四方に仰角9度(OH-6の場合は12°)以上の障害物がないこと。
- (エ) 風の方向が分かるよう、ヘリポートの近くに吹流し又は旗を立てること。吹き流 しの標準寸法は図の通りであるが、できなければ小さいものでもよい。
- (オ) 着陸地点には石灰等を用いて、⑪の記号を標示して着陸中心を示すこと。
- (カ) 物資をたくさん輸送する場合は、搭載量を超過しないため重量計を準備すること。
- (キ) 大型車両等が進入できること。
- (ク) 林野火災対策に使用する場合は、面積 (100m×100m以上)、水利 (100 t 以上) を考慮すること。
- (ケ) ヘリポート付近への立入禁止区域を設定し、それに基づく立入り制限及び退去命令等の措置を講ずること。

11 ヘリポート場所

資料編4-2 ヘリポート一覧参照

(様式1)

年 月 日

三重県知事 様

町長

自衛隊の災害派遣要請要求について

災害を防除するため、自衛隊法第83条に基づく、自衛隊の派遣要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び派遣要請を要求する事由 災害の状況 (特に災害派遣を必要とする区域の状況を明らかにする。) 派遣要請を要求する事由
- 2 派遣を希望する期間
- 3 派遣を希望する区域及び活動内容
 - (1) 派遣を希望する区域
 - (2) 派遣を希望する活動内容
 - (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となる事項

(様式2)

年 月 日

三重県知事 様

町長

自衛隊の撤収要請要求について

このことについて、自衛隊法第83条の規定により、災害派遣を受けましたが、所期の目的を 終了しましたから、下記のとおり撤収要請を要求します。

記

1 撤収要請要求日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請要求日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

撤収作業内容

第4節 海上保安庁災害応急措置の実施要請計画

南海トラフ地震等大規模地震時に住民の人命、財産を保護するため海上保安庁の派遣を必要とする場合は、基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、的確かつ迅速に要請し、災害応急対策活動に万全を期する。

1 応急措置の実施要請の手続き

(1) 町長の応急措置の実施要請の手続き

町長は、海上保安庁の応急措置の実施要請をしなければならない事態が生じたときは、 応急措置実施要請書(様式5)に次の事項を記入し、三重県松阪地域防災総合事務所長を 経由して知事に提出する。ただし、事態が急を要するときは、電話又は非常無線等で通報 し、事後に文書を送付することができる。

なお、知事に応急措置の実施要請を求めることができない場合には、町長は、直接海上 保安庁または沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じ、第四管区海上 保安本部長に対して要請する。ただし、事後速やかにその旨を知事に連絡する。

- ア 災害の状況及び応急措置の実施を要請する事由
 - (ア) 災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。)
 - (イ) 応急措置の実施を要請を要求する事由
- イ 応急措置を希望する期間
- ウ 応急措置を希望する区域及び活動内容
 - (ア) 応急措置を希望する区域
 - (イ) 応急措置を希望する活動内容
 - (ウ) 連絡場所及び連絡者
- エ その他参考となるべき事項
 - ※緊急時応急措置要請先電話番号
 - 三重県防災対策部災害対策課 059-224-2186

2 支援要請事項

- (1) 傷病者、医師、避難者等または救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、県が行う災害応急対策の支援

3 応急措置の実施部隊の受入体制

町は、海上保安庁からの応急措置の実施部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮する。

- ア 応急措置の実施部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- イ 作業計画及び資機材の準備
- ウ 宿泊施設 (野営施設) 及びヘリポート等施設の準備
- エ 住民の協力
- オ 応急措置の実施部隊の誘導

4 応急措置の撤収要請

応急措置目的を完了し、又はその必要がなくなった場合、町長は、知事その他関係機関の長 及び第四管区海上保安本部長等と十分協議を行ったうえ、様式7により撤収要請を行う。

5 経費の負担区分

応急措置の実施部隊が活動に要した経費は、海上保安庁と県及び当該部隊が活動した地域の 市町が事前に協議して負担区分を決める。

6 航空機による災害派遣とヘリポートの選定取扱い

第3章 第3節 10のとおり。

7 ヘリポート場所

資料編4-2 ヘリポート一覧参照

海上保安庁応急措置実施要請及び撤収要請様式 (様式5)応急措置実施要請書(知事あて)

年 月 日

三重県知事様

明和町長即

海上保安庁の応急措置の実施要請要求について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、応急措置の実施要請を要求します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由 災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。) 応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (1) 応急措置を希望する区域
- (2) 応急措置を希望する活動内容
- (3) 連絡場所及び連絡者
- 4その他参考となすべき事項

(様式6)応急措置実施要請書(第四管区海上保安本部長あて)

年 月 日

第四管区海上保安本部長 様

三重県知事

印

海上保安庁の応急措置の実施要請について

このことについて、下記のとおり災害対策基本法第70条第3項及び海上保安庁防災業務計画 第3章第4節第9関係機関及び地方公共団体の災害応急対策の実施に対する支援に基づき、 応急措置の実施を要請します。

記

- 1 災害の状況及び応急措置を要請する事由 災害の状況(特に応急措置を必要とする区域の状況を明らかにする。) 応急措置を要請する事由
- 2 応急措置を希望する期間
- 3 応急措置を希望する区域及び活動内容
- (1) 応急措置を希望する区域
- (2) 応急措置を希望する活動内容
- (3) 連絡場所及び連絡者
- 4 その他参考となすべき事項

(様式7)撤収要請書(知事あて)

									年	Ē.	月	目
=	三重県知事			様								
								明和町長			E	印
			海	上保安	庁の応急	急措置撤	収要請	要求につい	T			
3	このことにつ	ついて	、災害	対策基準	 上法第7	0条第3項	頁及び消	每上保安庁隊	方災業務	計画	第3章	章第4
節第	第9関係機関	見及び	地方么	公共団体	の災害	応急対策	の実施	に対する支	援に基っ	づき、	、応急	措置の
実加	を受けまし	したが	、所期	の目的を	を終了し	よしただ	から、下	記のとおり	撤収要請	青を	要求し	ます。
						記						
1	撤収要請日	1時										
1			月	日	時	分						
2	応急措置の)実施	要請日	日時								
	年	Ē.	月	日	時	分						
3	撤収作業場	易所										
	撤収作業内	內容										

(様記	代8)撤収要	請書(第四管	曾区海上	:保安本	部長あて	()					
										年	月	日
第四	四管区海上	保安本	部長	様								
							三重県	知事			印	
				海上係	保安庁の)	芯急措置	置撤収要	請について				
	このことに	ついて	、災害	対策基	本法第7	0条第3』	頁及で流	上保安庁防	災業務	計画第	3章第	4 筋
								対する支援				
施	を受けまし	たが、原	折期の	目的を	終了しる	もしたか	ら、下記	しのとおり撤	収を要	請しま	(す。	
						記						
1	撤収要請	日時										
		年のおけ		日	時	分						
2	応急措置	の実施 年	豆要請! 月	日日	時	分						
			71	Н	L/J	<i>)</i> ,						
3	撤収作業	場所										
	撤収作業	内容										

第5節 ボランティアの受入体制

参加したボランティアの善意が効果的に活かされるよう、町は、明和町社会福祉協議会と連携 し、ボランティアの円滑な受け入れ体制を確立する。

1 ボランティア受入体制の整備

(1) 町は原則的には町単位で、明和町社会福祉協議会を窓口とした現地「災害ボランティア センター」を設置し、関係機関との相互協力により、地域内外からのボランティアを円 滑に受け入れる。

(2) 機能

災害救護ボランティア活動に関する県内の一元的な情報センターとして機能する。また、町は、災害時に町内に設置される「災害ボランティアセンター」について「明和の里」を第1候補地とするが、災害状況により「明和町総合体育館」等、最も適当と考える場所に開設する。また、ボランティア関係機関・団体とともに必要な体制・資機材等の活動環境を整備するための検討を続けることとし、「災害ボランティアセンター」の設置状況に応じ、これらのセンターに対しての情報提供や、センター間の広域的なコーディネート、人員配置、対外的な広報活動等の後方支援活動を行う。

- ア ボランティアのコーディネート
- イ ボランティアの活動支援
- ウ 現地災害ボランティアセンターの後方支援
- エ 関係機関との連携等
- オ その他ボランティア活動に関する庶務

2 ボランティア団体等の活動

ボランティア団体等に依頼する活動内容は、次のとおりとする。

- (1) 災害・安否・生活情報の収集・伝達
- (2) 炊出し、その他の災害救助活動
- (3) 高齢者介護、看護補助
- (4) 清掃及び防疫
- (5) 災害応急対策物資、資材の輸送及び配分
- (6) 応急復旧現場における危険を伴わない軽易な作業
- (7) 災害応急対策事務の補助

<参考>

大規模災害発生時に災害ボランティアセンターを県域で後方支援するために、みえ県民交流 センターにみえ災害ボランティア支援センターを設置する。

(1) 構成機関

県、県社会福祉協議会、日本赤十字社三重県支部、公益社団法人日本青年会議所東海地区三重ブロック協議会、三重県ボランティア連絡協議会、NPO法人みえ防災市民会議及びNPO法人みえNPOネットワークセンターで構成する。

(2) 活動内容

ア 県内で災害が発生した場合

広域センターとして県内各地の現地災害ボランティアセンターを支援するため、各種団体との連携や情報受発信、ボランティア募集・派遣、スタッフの募集・派遣、物資の調達、活動資金の募金・支援などを行います。

イ 県外で災害が発生した場合

被災地の現地センターと連絡を取り合って、本県から被災地の支援に 向かうボランティアへの情報提供や交通手段の提供などを行います。

第6節 地震・津波情報等の伝達計画

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、短時間に本県沿岸部に津波が来襲することが想定される。この津波による被害を最小限にとどめるため、気象業務法(昭和27年法律第165号)に基づく特別警報、警報、注意報及び情報、地震及び津波に関する情報を町その他関係機関に迅速かつ的確に連絡する。

1 津波に関する警報等の伝達

(1) 津波に関する警報等の種類及び内容

ア種類

- (ア) 大津波警報(特別警報):担当する津波予報区において津波警報の発表基準をはる かに超える大津波等が予想され、重大な災害の危険性が著しく高まっているときに 発表する。
- (イ) 津波警報:担当する津波予報区において津波による重大な災害のおそれがあると 予想されるときに発表する。
- (ウ) 津波注意報:担当する津波予報区において津波による災害のおそれがあると予想されるときに発表する。
- (エ) 津波予報:津波による災害のおそれがないと予想されるときに発表する。
- イ 発表基準・想定される被害と取るべき行動・発表れる津波の高さ等
 - (ア) 大津波警報(特別警報)・津波警報・注意報

種類	発表基準	想定される被害と 取るべき行動	発表される津波の高さ
大津波警報 (特別警報)	予想される津波の 高さが高いところ で3mを超える場	木造家屋が全壊・流失 し、人は津波による流 れに巻き込まれます。 沿岸部や川沿いにいる 人は、ただちに高台や 避難ビルなど安全な場 所へ避難してくださ い。	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≦10m) 5m (3m<予想高さ≦5m)
津波警報	予想される津波の 高さが高いところ で1mを超え、3 m以下である場合	標高の低いところでは 津波が襲い、浸水被害 が発生します。人はき 波による流れに巻き 波による流れに 半部や川沿いにいる 人は、ただちに高台な 遅難ビルなど安全など 所へ避難してくださ い。	3 m (1m<予想高さ≦3m)

津波注意報	予想される津波の 高さが高いところ で0.2 m以上 1 m 以下である場合で あって、津波によ る災害のおそれが ある場合	海の中では人は速い流れに巻き込まれ、また、養殖いかだが流失し小型船舶が転覆します。 海の中にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れてください。	1 m (0.2m≦予想高さ≦1m)
-------	--	---	-----------------------

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合、大津波警報(特別警報)、津波警報又は津波注意報の解除を行う。

このうち津波注意報は津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性 は小さいと判断した場合は、津波の高さが発表基準より小さくなる前に、海面変 動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなった時点におけるその潮位と その時点における津波がなくなったとした場合の潮位との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(イ) 津波予報

	発表基準	内 容
津波予報	津波が予想されないとき。	津波の心配なしの旨の発表
	(地震情報に含めて発表)	
	0.2m未満の海面変動が予想される	高いところでも0.2m未満の海面変
	とき。	動のため被害の心配はなく、特段
	(津波に関するその他の情報に含	の防災対応の必要がない旨を発表
	めて発表)	
	津波注意報解除後も海面変動が継	津波に伴う海面変動が観測されて
	続するとき。	おり、今後も継続する可能性が高
	(津波に関するその他の情報に含	いため、海に入っての作業や釣
	めて発表)	り、海水浴などに際しては十分な
		留意は必要である旨を発表。

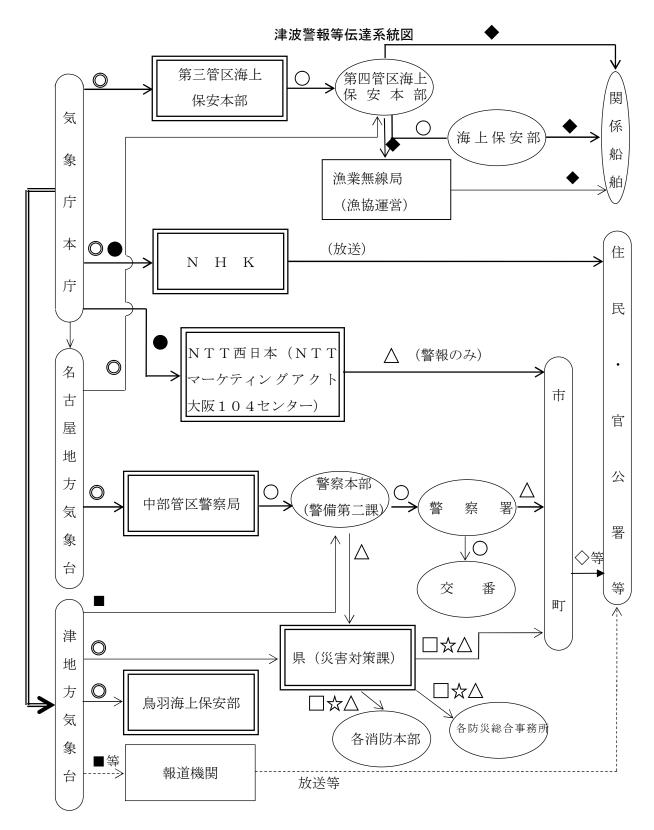
(2) 津波予報区

	予報区	解 説		
一手旧	伊勢湾・三河湾	伊勢市以南を除く		
三重県	三重県南部	伊勢市以南に限る		

(3) 津波警報等の伝達

ア 警報等伝達系統

津波警報等は気象庁から次の系統より伝達する。



第3章 災害応急対策計画

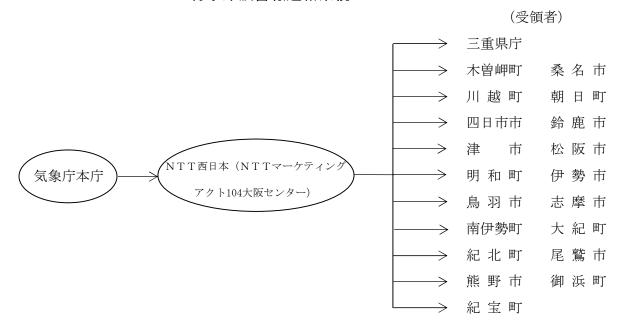
	凡 例
	気象業務法第15条等の法令によ
\longrightarrow	る通知系統
	気象業務法第13条の法令による
>	通知系統
	本地域防災計画、協定、その他
$ \longrightarrow $	による伝達系統
	気象業務法第15条等の法令によ
	る気象官署からの警報事項の通
	知機関

	凡
0	防災情報提供システム(専用回線)
	防災情報提供システム(専用回線)
	気象庁専用回線(ADESS回線等)
0	専用の電話・専用の電話FAX
\triangle	一般の電話・FAX
	三重県防災通信ネットワーク
\Diamond	町防災行政無線
☆	三重県の一斉優先FAX(Fネット)
•	無線通信など
A	気象庁本庁加入電話回線

イ NTTが行う津波警報連絡系統

NTTが行う津波警報に関する情報は、次の系統により連絡する。

NTTが行う津波警報連絡系統



ウ 連絡組織

県(本庁)及び県地域機関における連絡組織は、「三重県災害対策活動実施要領」に 定めるところによる。

エ その他

(ア) 警報等連絡発受にあたっては、確実を期するために記録簿を作り、記録のうえ原 文のとおり連絡する。

- (イ) 警報等連絡発受にあたっては、迅速に行うよう努めるとともに相手に相手方の氏名を確かめ、その時刻等を記入する。
- (ウ) 警報等の受領及び連絡についての担当者は、勤務時間外において異常な事態を知ったときは、直ちに出勤し状況を把握するとともに、警報等について適切な措置をとる。
- (エ) 津波警報等をサイレン又は鐘音によって周知する場合の標識は次のとおりとする。

+==	⇒近	<i>D</i>	衽	朱星	標	識
標	識	の	種類		鐘 音	サイレン音
津	波 注	意	報 標	識	(3点2点との斑打) ●―●―● ●―●	(約10秒) (約2秒)
津津	波 注 波 警 ‡		報 及 解除標		(1点2個と2点との斑打) ● ● ●—●	(約10秒) (約1分) (約3秒)

- (注) 1 「ツナミナシ」の津波注意報を行った場合は、標識を用いない。
 - 2 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

+==	⇒ ઇ\.	σ	衽	米石	標		識
標	識	0	種	類	鐘	音	サ イ レ ン 音
大	津 波	数幸	足 標	識	(連点) ●— ● —●	•	(約3秒) (約2秒)(短声連点)
津	波 警	拳 報	標	識	(2点) ●—● ●—●	• • •	(約5秒) (約6秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は、適宜とする。

2 津波及び地震に関する情報の伝達

(1) 伝達経路

津波及び地震に関する情報の伝達経路は、津波警報等の伝達系統図に準じる。

3 地震・津波に関する情報の種類と内容

	情報の種類	発表内容		
地震	震度速報	地震発生約1分半後に、震度3以上を観測した地		
情報		域名(全国を約188区分)と地震の揺れの発現時刻		
113 114		を連報		
	震源に関する情報	地震の発生場所(震源)やその規模(マグニチュ		
	DEDICINAL OF THE TENTON	ード) を発表。「津波の心配がない」又は「若干の		
		海面変動があるかもしれないが被害の心配はな		
		い」旨を付加		
	- 震源・震度に関する情報	地震の発生場所(震源)、その規模(マグニチュー		
	成队 成及10 K) 5 H 和	ド)、震度3以上の地域名と市町村名を発表		
		震度3以上の地域名と同時代名を発表 震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し ていない地点がある場合には、その市町村名を発		
		表		
	 各地の震度に関する情報	震度1以上を観測した地点のほか、地震の発生場		
		所(震源)やその規模(マグニチュード)を発表		
		震度5弱以上と考えられる地域で、震度を入手し		
		ていない地点がある場合には、その市町村名を発		
		表		
	 遠地地震に関する情報	国外で発生した地震について、マグニチュード7.0		
	是是没有人。	以上又は都市部など著しい被害が発生する可能性		
		がある地域で規模の大きな地震を観測した場に、		
		地震の発生時刻、発生場所(震源)やその規模		
		(マグニチュード)を概ね30分以内に発表。		
		日本や国外への津波の影響に関しても記述して発		
		表。		
	その他の情報	顕著な地震の震源要素更新のお知らせや地震が多		
	C -> 12 -> 111 1/k	発した場合の震度1以上を観測した地震回数情報		
		等を発表		
		震度 5 弱以上の地震が発生した場合、観測した各		
	121120200	地の震度データをもとに、1km四方ごとに推計し		
		た震度(震度4以上)を図情報として発表。		
津波	津波到達予想時刻・予想され	各津波予報区の津波の到達予測時刻や予想される		
情報	る津波の高さに関する情報	津波の高さを発表		
113 124	各地の満潮時刻・津波到達予	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻発表		
	想時刻に関する情報			
	津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表		
	沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観		
		測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高		
		さを津波予報区単位で発表		
1				

4 津波に関する自衛措置

- (1) 気象庁の行う津波予報は、津波による災害のおそれがあると予想されるとき、もしくは 津波の有無について注意を喚起する必要があると認められるときに遅滞なく発表されるこ とになるが、強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間 ゆっくりとした揺れを感じて避難の必要を認める場合、または津波警報を覚知した場合に は、町長は避難指示を行うほか、次の措置をとる。
 - ア 町長は海浜にある者、海岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、急いで安全な場所 に避難するよう指示し、又は命令する。
 - イ 町は気象庁発表の津波の有無についての情報が届くまで、少なくとも30分間は、安全 な地点で海面の状態を監視する組織を確立すること。
 - ウ町はNHK等放送機関の放送を聴取するよう努める。
 - エ 町は、避難行動要支援者に配慮しつつ、対象者に漏れのない伝達に努める。
- (2) 地震発生後、報道機関から津波警報が放送されたときには、次の措置をとる。

町長は、海浜にある者、海岸付近の住民及び津波浸水予測図により津波による著しい被害が生じる恐れがあると認められる地域の住民等に海浜から退避し、急いで安全な場所に避難するよう指示する。

なお、放送ルート以外の法定ルート等により町長に津波警報が連絡された場合にも、同様の措置をとる。

5 津波及び地震に関する情報の伝達

収集した情報の住民等への伝達に関しては、防災行政無線(同報系)、ケーブルテレビや携帯端末等を活用した情報提供手法を検討するなど、多様な情報伝達手段の整備・確保に努めるほか、避難行動要支援者に対しては、確実に伝達できたことが確認できる情報伝達体制作りを進める。

第7節 津波災害応急対策計画

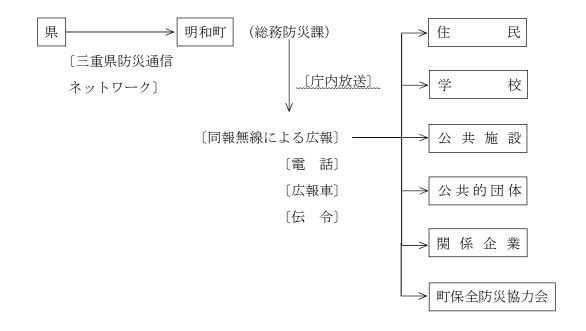
この計画は、南海トラフ地震等大規模地震による津波に関する警報等が発表され、又は津波発生のおそれがある場合の対策に関する計画とする。

1 津波に対する警戒態勢

- (1) 町長は、津地方気象台の発表する津波に関する警報等によるほか、相当規模の地震が発生した場合又は異常な現象を知った場合、消防機関等に連絡するとともに、監視カメラによる海面の監視、同報無線又は消防機関の協力を得て、危険地域の住民(観光客を含む)に対し、海岸等からの退避、潮位の監視等の警戒態勢をとるよう広報の徹底を図る。
- (2) 消防機関等は、津波の来襲に備えて、水門等の閉扉、潮位の測定を行うなど警戒に当たるとともに、逐次潮位を町長に報告する。
- (3) 町長は、潮位の変化を住民に広報するとともに、関係機関に通報する。
- (4) 津波に関する警報等は、危険地域の住民に対して迅速かつ的確に伝達されなければならないので、関係機関は次のとおり津波警報等を伝達する。

地震災害情報の伝達

- ア 伝達先 住民、学校、公共施設、公共的団体、関係企業、町保全防災協力会
- イ 伝達の方法 同報無線、電話、広報車、伝令、その他
- ウ 広報伝達の系統



2 町災対本部の設置

(1) 町災対本部の設置

地震災害情報を受けたら、必要に応じて職員を参集させ、町災対本部を編成し、その活動は次のとおりとする。

ア 職員の参集

地震災害情報の伝達を受けた場合、又は報道に接した場合は、必要に応じて登庁する。

イ 災害対策本部の設置

登庁した職員は、直ちに災対本部を設置し、本章第1節「防災組織計画」に基づいた 配置につく。

ウ 災害対策本部要員の連絡方法

(ア) 勤務時間内



(イ) 勤務時間外



エ 動員の計画

動員の伝達を受けたときは、本章第2節「動員計画」に基づくが、発災後、著しく被害を受けた地域内の職員は、当該地域内において、調査班が到着するまでの間、被災地の情報を災害対策本部へ伝達する。

オ 各地区情報連絡班の所掌事務

- (ア) 住民等に地震災害情報の伝達を行う。
- (イ) 地震予知情報の収集に努力するとともに、住民等の問い合わせに答え、的確な情報の伝達を行う。
- (ウ) 町保全防災協力会に地域防災活動の準備を依頼する。

(2) 町本部の所掌事務

- ア 地震災害情報の伝達
- イ 情報の収集、伝達
- ウ海岸線の監視、巡回

- エ 町保全防災協力会への活動要請
- オ 津波の予想される地域への避難指示
- カ 避難所の開設
- (3) 地震発生後の災害対策本部の役割
 - ア 監視カメラ等による海面の監視、海岸線の監視・巡回
 - イ 堤防外の住民、釣り人等の避難指示
 - ウ 避難所への誘導
 - エ 津波情報の収集、伝達
 - オ 被害情報の収集、伝達
 - カー人命救助、救急
 - キ 災害応援の要請

3 避難

- (1) 避難指示については、本章第10節「避難計画」に定めによるが、津波からの円滑な避難 については、特に別表に定める地域を指定し、住民(就業者、観光客等を含む)の避難が 円滑に行われるよう努める。
 - ア 避難指示等の発令基準
 - (ア) 大津波警報の「オオツナミ」が発表された場合 危険地域の住民に対して、直ちに避難を指示する。
 - (イ) 津波警報の「ツナミ」が発表された場合 危険地域の住民に対して、直ちに避難の準備を呼びかけるとともに、必要に応じ て避難を指示する。
 - (ウ) 津波注意報の「ツナミチュウイ」が発表された場合 危険地域の住民に対して、注意を呼びかけるとともに、海岸及び海上にいる者に 対しては避難を指示する。
 - イ 避難指示等における留意点

実施責任者は、避難の時機を失しないよう速やかに行う。この場合、危険地域の住民 を徒歩により避難させる。また、老人、乳幼児及び傷病者を優先的に避難させるととも に、必要に応じて危険地域内の物件(自動車等)を移動させるほか、危険地域内への立 入りを禁止するなどの措置を行う。

ウ 避難指示等の伝達

避難指示等を発したときは、同報無線・広報車等により、迅速に危険地域の住民に対し、周知徹底を図る。

エ 避難場所及び避難ルート 資料編2-1 避難所一覧参照

(2) 在港船舶等の避難

在港船舶及び沿岸で操業中の漁船は、津波予報を受けた場合又は津波のおそれがある場合は、それぞれ船舶の大きさ、予想される津波の規模等に応じ、湾外へ避難し、又は船舶を岸壁に固定し、もしくは、陸上へ引き上げ、乗員は陸上に避難するなど人命を最優先に措置をとる。

(3) 自主防災組織及び事業所における避難時の留意点

自主防災組織及び事業所は、避難指示が発令されたときは、あらかじめ定められた避難 計画及び町災対本部の支持等に従い避難誘導ための必要な措置をとる。

(4) 避難行動要支援者等の避難時の留意点

避難行動要支援者等については、支援を行なう者の避難に要する時間に配慮しつつ、次の点に留意する。

- ア 町はあらかじめ自主防災組織(自治会)単位に、避難行動要支援者の人数及び介護者 の有無等の把握に努める。
- イ 津波の発生の恐れにより町長より避難指示が発令されたときは、避難場所までの介護 及び搬送は、原則として本人の親族が中心となり、本人が属する自主防災組織(自治 会)、消防団がこれを支援する。
- ウ 町は自主防災組織等を通じて介護又は搬送に必要な資機材の整備に努める。

第8節 被害情報収集·連絡計画

災害応急対策活動を迅速、的確に行うため、被害に関する情報及び復旧状況に関する情報を早く、正確に収集し、関係機関へ連絡する。また、地震直後は、避難行動要支援者の把握を最優先に情報収集に努める。

したがって、町は災害が発生した場合又は二次災害の発生が予想される場合には、速やかに所 掌の情報を収集把握して、県災対本部に報告する。

1 被害状況等の収集・連絡

(1) 情報の収集

避難行動要支援者を含めた地域コミュニティ、孤立する恐れのある地区等からの情報収集・伝達について検討するとともに、避難所への情報伝達手段の構築に努める。

(2) 災害の報告

地域内に災害が発生した場合は、災害対策基本法及び災害報告取扱要領、火災、災害等 速報要領に基づき県にその状況等を報告するが、県と連絡がとれない状況にある時は、直 接消防庁へ報告する。

2 防災関係機関の収集する情報の内容

情 報·連 絡 内 容	情報	収 集・連 絡	系 統 図
1 被害・復旧の状況			
① 人的被害·家屋状况·火 災状況	総務班消防機関	_ 町災対本部	地方部(総括)
② 道路状況・交通状況	建設班	_ 町災対本部	地方部(総括)
③ 堤防・護岸・漁港施設の 状況	産業班 建設班 一	— 町災対本部 	─地方部(農商環)─地方部(建設)
④ 水道施設被害・断水状況	上下水道班 ——	_ 町災対本部	—— 地方部(衛民)
⑤ 文教施設関係状況	教育班	_ 町災対本部	地方部(総括)
⑥その他の施設の状況	各 班	_ 町災対本部	地方部(総括)
2 対策の実施状況			
① 住民避難の状況	避難誘導・調査班 ―	一町災対本部 一	地方部(総括)
② 救護物資・避難所運営・ ボランティアの受入れ状況	医療・救護・福祉班 ―	一町災対本部 —	地方部(総括)
③ その他の対策の状況	各 班 ———	一町災対本部 —	—— 地方部(総括)

※地方部=三重県災害対策本部松阪地方災害対策部

3 通信ボランティアの活用

- (1) 大規模な災害発生時で情報収集要員が不足した場合には、アマチュア無線家、インターネット利用者との協力を得る。
- (2) ボランティアの募集

ア アマチュア無線家のボランティア募集は日本アマチュア無線連盟三重県支部の協力を 得て行う。

イ インターネット利用者のボランティア活用は、平常時からホームページを通じて協力 を促す。

4 被害状況等の収集、連絡

(1) 報告責任者

災害情報及び被害報告は、災害対策上極めて重要なものであるから、各班においてあらかじめ報告の責任者を定めておき、数字等の調整について責任をもつ。

(2) 報告の要領

ア 報告の種類

報告の種類は次のとおりとする。

- (ア) 概況速報
- (イ) 災害速報
- (ウ) 被害報告
 - a 中間報告
 - b 確定報告

イ 報告の内容と時期

(ア) 概況速報

初期的なもので、被害の有無及び程度の概況についての報告とし、正確度よりも 迅速度を旨とし、全般的な状況を主とするもので、様式(1)に基づく内容とし、町 から地方部総括班(三重県松阪地域防災総合事務所)を経て、三重県災害対策本部 事務局総括班(防災対策部)に報告する。

なお、様式(1)の代替として、被害速報送受信票も可とする。

町に震度4以上の地震があったときは、原則として地震発生又は警報発表後速や かにその第1報を報告する。

通信手段の途絶、輻輳により地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、町は直接消防庁へ連絡する。また、火災の同時多発あるいは多くの死傷者が発生し、消防機関への通報が殺到した場合、その状況を地方部総括班(三重県松阪地域防災総合事務所)のほか、直接消防庁に対しても報告する。

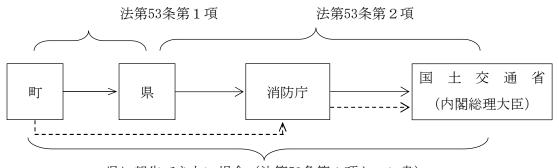
なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行う。

(イ) 災害速報

被害状況の判明次第、逐次報告するもので、被害速報送受信票及び様式(2)に基づく内容とし、町から地方部総括班(三重県松阪地域防災総合事務所)を経て、三重県災害対策本部事務局総括班(防災対策部)に報告する。ただし、通信手段の途絶により、地方部及び県災対本部に連絡できない場合には、下図のとおり町は、直接消防庁へ連絡する。

なお、県と連絡がとれるようになった後の連絡は、原則に戻って県に対して行う。 住家の被害状況が、救助法適用基準の2分の1に達したときは、上記の速報とは 別に様式(A)による住家等被害状況調書を、地方部(保健福祉事務所)を経由して 県災対本部(第一救助班)に報告する。

災害対策基本法第53条に基づく被害状況等のルート



県に報告できない場合(法第53条第1項かっこ書)

[消防庁連絡先]

(NTT回線)03—5523—7526FAX03—5253—7536(消防防災無線)7526FAX7536(地域衛星通信ネットワーク)87—048—500—6060FAX87—048—500—7536

(ウ) 被害報告

a 中間報告

(ア)、(イ)の速報の段階において、報告を求められたときは、その都度、次により報告する。

- (a) 町は、所定の様式又は項目により三重県松阪地域防災総合事務所に報告する。
- (b) 県本庁における報告経路等は、「三重県災害対策本部活動実施要領」に定めるところによる。

b 確定報告

被害状況の最終報告であり、法令、その他所定の様式、方法(時期)に基づき

報告する。

報告要領は、a中間報告のとおりとする。

[様式(1)、(2)、被害速報送受信票、(A)、(B)については資料編6-2参照]

(3) 異常現象発見時の通報

災害が発生するおそれがある異常な現象(以下「異常現象」という。)を発見したものは、 次の方法により関係機関に通報する。

ア 発見者の通報

「異常現象」を発見したときは、遅滞なくその旨を町長又は警察官に通報する。

イ 警察官の通報

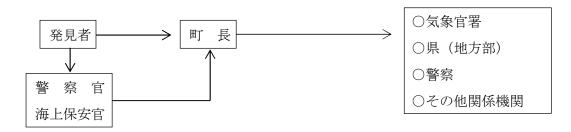
「異常現象」を発見し、あるいは通報を受けた警察官は、その旨を速やかに町長に通報する。

ウ 町長の通報

上記ア及びイによって「異常現象」の通報を受けた町長は、直ちに次の機関に通報又は連絡する。

- (ア) 気象官署
- (イ) 県
- (ウ) 警察本部
- (エ) その他関係機関

異常現象の通報系統



(4) 主要交通機関の災害速報

災害時における主要交通機関の運行状況等は、必要に応じ、次の機関により収集する。

ア 近畿日本鉄道株式会社

平日の昼間 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部運輸部運行課 (電話 059-354-7021)

平日の夜間及び土、日、祝日 近畿日本鉄道株式会社鉄道事業本部名古屋輸送統括部 運輸部運行課運転指令

(電話 059-354-7022)

鉄道路線全線

イ 三重交通株式会社

昼間 三重交通株式会社運転保安部運転指導課

(電話 059-229-5537)

夜間 三重交通株式会社中勢営業所

(電話 059-233-3501)

バス路線全線

第9節 通信運用計画

町及び防災関係機関は、南海トラフ地震等大規模地震災害に関する予報、警報及び情報その他 災害応急対策に必要な指示、命令、報告等の受伝達等重要通信を確保するため、通信施設の適切 な利用を図る。

災害時における迅速、的確な情報の収集及び伝達を図るための通信手段の確保については、町 防災行政無線等を利用するほか、特に必要があるときは、電話施設の優先利用、非常無線、公共 放送等を利用し、防災関係機関相互の有機的な災害応急対策活動の円滑な遂行を図る。

1 通信手段の利用方法等

(1) 電話による通話

町及び関係機関は通信設備の優先利用について、西日本電信電話(株)三重支店とあらか じめ協議し、使用手続を定める。

- ア 非常電話…天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、すべての通信に優先して接続する。
- イ 緊急通信…火災の発生、重大な事故等緊急事態が発生した場合 予防、救援、復旧等を内容とする通話については、一般通話に優先して接続する。
- (2) 県防災通信ネットワークによる通信

県は、災害時に県、町、関係機関が相互に通信を行うことができるよう県防災通信ネットワーク(地上系、衛星系)を整備しているが、通信を円滑に行わせるため必要と認めるときは、統制管理者は、普通通信(平常時に行う通信)を制限し、又は、中止させることができる。

なお、通信規定等については、「三重県防災行政無線通信の取扱等に関する訓令」に定めるところによる。

(3) 非常無線通信による通信

災害が発生し、又は発生のおそれがあるとき、他の通信機関が途絶又はふくそうしているときは、次の要領で非常無線通信を利用して通信する。(非常通信系統図は、三重県地域防災計画添付資料参照)

(4) 防災相互通信用無線による通信

防災に関係する行政機関、公共機関、地方公共団体、協議会の団体相互間で防災対策に 関する通信を行う。

(5) 孤立化防止用無線による通信

通信回線の途絶による地域の孤立を防止するため西日本電信電話(株)が防災関係機関 (市町等)に設置している孤立化防止用無線を通じて通報する。

(6) 災害応急復旧用無線による通信

防災関係機関(西日本電信電話(株)が特に指定した機関)に配備した災害緊急通信の確保のための災害応急復旧用無線を通じて通報する。

(7) 無線車の事前配置

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合、通信が途絶又は途絶のおそれがあるとき、 関係機関は被害状況等を把握するため、地域の状況の判断により、無線車を災害現地に派 遣し、災害状況報告並びに県災対本部からの通報事項等に関する通信連絡が確保できるよ うに努める。

(8) 公共放送の利用

基本法第55条による通知、要請、伝達又は警告が緊急を要する場合には「災害時における放送要請に関する協定書」により、県に対して放送の要請を行う。

防災対策又は応急対策の実施に必要がある場合に、民放各社(中部日本放送株式会社、 東海ラジオ放送株式会社、東海テレビ放送株式会社、名古屋放送株式会社、中京テレビ放 送株式会社、三重テレビ放送株式会社、テレビ愛知株式会社及び三重エフエム放送株式会 社)に放送を依頼する場合は、「災害時の放送に関する協定」により、県に対して放送の 要請を行う。また、松阪ケーブルテレビ・ステーション株式会社に放送を依頼する場合は、 「災害時の緊急放送に関する協定」に基づいて、要請を行う。

(9) インターネット等

常に情報の発信が可能である特性を生かし、利用する。

(10) 電報による通信

災害のための緊急を要する電報については、発信紙の余白に「非常」と朱書して、西日本電信電話(株)支店、営業所に差し出す。

- ア 非常電報…天災その他非常事態が発生し、又は発生するおそれがあると認められる場合、 すべての電報に優先して取り扱われる。
- イ 緊急電報…非常電報で発信できるものを除き、公共の利益のため緊急発信を必要とする 電報については、非常電報の次順位として取り扱われる。

第10節 被災者等への情報伝達計画

町及び防災関係機関は、震災時において住民の安全の確保、民心の安定及び迅速かつ円滑な災害応急対策を実施するため、テレビ、ラジオ、新聞、広報車等のあらゆる情報伝達手段を利用して、それぞれの所管業務について要配慮者にも配慮した被災者等への情報伝達活動を行う。

1 情報伝達内容

被災者等への情報伝達内容の主なものは、次のとおりとする。

- (1) 災害発生状況
- (2) 気象予警報・地震に関する情報
- (3) 主要道路情報
- (4) 公共交通機関の状況
- (5) 電気、水道、ガス等公益事業施設状況
- (6) 医療救護所の開設状況
- (7) 給食、給水実施状況
- (8) 避難所に関する情報
- (9) 衣料、生活必需品等供給状況
- (10) 河川、漁港、橋りょう等土木施設状況(被害状況、復旧状況等)
- (11) 被災者の安否に関する情報
- (12) 町民の心得等民心の安全及び社会秩序保持のための必要事項
- (13) 避難及び避難所の状況
- (14) ボランティア活動に対応するための情報

2 情報伝達手段

(1) 町の情報伝達手段

ア 緊急に伝達する必要がある場合は、町防災行政無線、広報車、町ホームページ、SN S、行政チャンネル、緊急速報メール(エリアメール)により伝達する。

イ テレビ、ラジオ、新聞紙面を通じて情報を伝達する。

(2) 報道機関への情報の発表

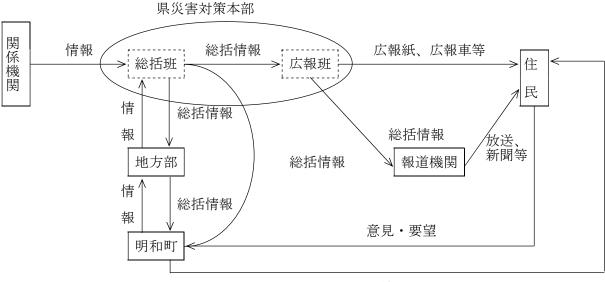
報道機関は、極めて広範囲にかつ迅速に伝達できるため、町災対本部は、災害、復旧に関する情報を迅速に報道機関に対して発表する。また、報道機関が独自に行う取材活動についても積極的に協力する。

(3) 情報伝達に対する協力

消防機関、警察、自衛隊は、協力して、被災者等への情報伝達を行うものとする。

3 広聴活動

町災対本部は、住民からの意見、要望、問い合わせに対応するため、広聴活動を行う。



無線•広報

4 記録写真の収集

- (1) 各班(各課等)は、各担当分野に係る災害写真を撮影し、災害の記録に努め、総務班 (総務防災課)は各班の協力のもとに全体記録を収集する。
- (2) 必要に応じ、PR用として「災害写真」「災害壁新聞」「災害映画」を作成する。

第11節 避難計画

南海トラフ地震等大規模地震災害時における人的被害を軽減するため、町長は災害対策基本法、 南海トラフ特措法等に基づき、必要に応じて避難のための可能な限りの措置をとる。

1 避難指示の実施

地震災害時、津波及び同時多発の火災が拡大延焼し、危険が大きいと予測される場合、又はガス等の流出拡散により広域的に人命の危険が予測される場合、その他住民の生命及び身体を災害から保護するため必要と認められるときは、当該地域住民に対して避難のため避難指示を発令する。

実加	直責任者	種別	要	件	根拠
町	長	災害全般	災害が発生し、又は発生するおそれにおいて、人の生命又は身体を災害がその他災害の拡大を防止するため特にと認めるときは避難のための立退きをこの場合速やかに知事に報告しなけ	いら保護し、 こ必要がある と指示する。	基本法60条
			\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		
敬言	察 官	災害全般	① 災害が発生し、又は発生する恐れにおいて、町長が避難の指示を行きないと認める、又は町長から要とき、警察官は、避難のための立急安全確保措置を指示する。このにその旨を町長に通知する。 ② 災害による危険な事態がある場は、その場の危険を避けるため、合わせた者を避難させる。この場	で とがで と が さ 表 う は き 又 し も る 、 警 客 。 を き 、 を き 、 を き る 、 を き る 、 を き る 、 を き る 、 を き る を き を き を を き を を を と を を と を と を を と を と	基本法61条警察官職務執行法第4条
			を公安委員会に報告する。 ③ 災害による危険を防止するため特 る場合において、町長等が現場 き、又は町長から要求があったと 官は警戒区域を設定する。この場 その旨を町長に通知する。	にいないときは、警察	基本法第63条第2項

第3章 災害応急対策計画

海上保安官	災害全般	町長が避難の指示を行うことができないとき、	基本法61条
		又は町長から要求があったときは、海上保安庁	
		は、自ら避難を指示することができる。この場合	
		は、海上保安庁は、速やかにその旨を町長に報告	
		する。	
自 衛 隊	災害全般	災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害	自衛隊法94条
		により危険な事態が生じた場合で、警察官がその	
		場にいないときは、その場の危険を避けさせるた	
		め、その場にいる者を避難させることができる。	
消防職員	火 災	火災現場において、消防警戒区域を設定して、	消防法28条
消防団員		その区域からの退去を命じ、出入を禁止し若しく	
		は制限する。	
知 事	洪水	洪水により、著しい危険が切迫していると認め	
知事の命を		られるときは、避難のための立退きを指示する。	
 受けた職員、		この場合警察署長に通知しなければならない。	水防法22条
水防管理者			
知 事	地すべり	地すべりにより著しい危険が切迫していると認	地すべり等
知事の命を		められるときは、避難のための立退きを指示す	防止法25条
受けた職員		る。この場合警察署長に通知しなければならな	
		٧١ _°	

(注意)

対策本部長が不在の場合等で特に急を要する場合は、町災害対策本部条例第2条の規定に基づき、その業務を委任する。

2 避難指示内容及びその周知

(1) 避難指示内容

避難指示は、次の内容を明示して行う。

- ○要避難対象地域
- ○避難先
- ○避難理由
- ○避難経路
- ○避難時の注意事項等

(2) 避難の周知徹底

避難指示者及び関係の各機関は、避難のため、立退きを指示したとき又は指示を承知したときは、その地域に居住する者及び関係する各機関に通知、連絡し、周知徹底を図る。

ア 関係機関相互の通知及び連絡

避難指示者等は、避難のための立退きを指示し、又は指示を承知したときは、関係機関に通知又は連絡する。

イ 住民等に対する周知

(ア) 事前処理

町長、水防管理者等関係機関は、避難のための立退きの万全を図るため、避難場 所及び避難経路等をあらかじめ住民に周知徹底する。

(イ) 指示等の周知徹底

町長及び水防管理者は、避難指示を発令したとき又はその通知を受けたときは、 関係機関と協力して以下の手段その他の実情に即した方法でその周知徹底を図る。

- a 同報無線による周知
- b 広報車による周知
- c 緊急速報メールによる周知
- d 町ホームページ等による周知
- e 三重県防災ヘリコプターによる周知

町長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、三重県 防災へリコプターの要請をすることができる。

f 放送等による周知

町長は、避難の周知につき必要と認められる場合は、県災対本部に対し、放送関係機関への放送を要請することができる。

県災対本部は、町長からの要請に基づき、放送機関へ放送を依頼するものとする。 依頼を受けた放送機関は、当該地域住民に徹底すべく放送時間、放送回数等を考慮 して放送する。

(ウ) 避難指示等の信号

災害により危険区域内の居住者に避難のため立退くべきことを知らせる信号は、

次による。

夢 鐘	乱 打	
余韻防止付き	<u>1分</u> <u>1分</u> <u>1分</u>	
サイレン信号	5秒 5秒	

注 信号に当たっては、適当な時間継続するものとし、必要に応じて、警鐘信号とサイレン信号を併用する。

3 避難方法

(1) 避難の順序

避難立退きの誘導にあたっては、避難行動要支援者を優先して行う。

また、避難行動要支援者の情報把握については、民生委員児童委員や地域住民と連携して行う。

(2) 移送の方法

避難立退きに当たっての移送及び輸送は、避難者が個々に行う。ただし、避難者が自力により立退き不可能な場合は、町において車両、船艇等によって行う。

(3) 広域災害による大規模移送

被災地が広域で大規模な立退き及び移送を要し、町において措置できないときは、町は 地方部(三重県松阪地域防災総合事務所)を通じ、県災対本部に、避難者移送の要請をす る。

県災対本部は、前記要請を受けたときは、自衛隊の出動を求める等適宜の方法により、 陸上、水上輸送をするほか、空輸等の方法によって避難させる。

なお、本要請を受けた地方部は、部内においてその対策が可能なときは、地方部で対応 するが、事態が急迫しているときは、町は、直接隣接市町村、警察署等に連絡して実施す る。

(4) 携帯品の制限

避難誘導者は、避難立退きに当たっての携帯品を必要に応じ最小限に制限するよう指示するなど、円滑な立退きについて適宜指導する。

4 避難所の開設及び運営(救助法適用の場合)

町長は、震災のため、現に被害を受け、又は受けるおそれがある場合で、避難しなければならない住民を一時的に収容し、保護するため避難所を開設する。

なお、避難所の開設にあたっては、発災直後に緊急点検・巡視を実施する。

また、余震による建築物の倒壊等から生ずる二次災害を軽減・防止するために、必要に応じ

て県と連携し、避難所等の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施する。

(1) 収容者

住居が全壊(焼)、流失、半壊(焼)等の被害を受け、あるいは受けるおそれがあるため、 避難した者で一時避難所に収容する必要のあるものに対して行う。

(2) 設置の方法

- ア 避難場所は学校、公民館、寺院、神社、工場及び倉庫等の既存建物を使用するのが適 当と認められるが、これらの適当な施設がないときは、テント等を借り上げて野外に仮 設する。
- イ 震災の様相が深刻で、被災町内に避難場所を設置することができないときには、知事 及び関係市町と協議し、隣接市町に町民の収容を委託し、あるいは隣接市町の建物又は 土地を借り上げて避難所を設置する。
- ウ 町長が避難所を設置したときは、その旨を公示し責任者を任命して、避難所に収容すべき者を誘導し保護しなければならない。

住民が町長の指示に基づかず勝手に親戚、縁者等の住家に集まって避難所と称しても認めることはできない。

(3) 設置報告及び収容状況報告

町長が避難所を設置したときは、直ちに開設状況等について次により、知事に報告する。

- ア 避難所開設の日時及び場所
- イ 箇所数及び収容人員
- ウ 開設期間の見込

(4) 運営管理

避難所の運営は避難所毎に運営委員会を設置し、次の点に留意して、運営委員会が適切 に運営する。

- ア 避難所における情報の伝達、食料等の配布、清掃等について、避難者、住民、自主防 災組織等の協力が得られるように努めるとともに、必要に応じて、県、他の市町に対し 協力を求める。
- イ 男女のニーズの違い等双方の視点等に配慮しつつ、避難者にかかるニーズの早期把握 に努める。
- ウ 避難所における生活環境に注意を払い、良好な生活の確保に努めるとともに、避難者 のプライバシーの確保にも配慮する。
- エ 被災地、特に避難所においては、生活環境の激変に伴い、被災者が心身双方の健康に 不調を来す可能性が高いため、常に良好な衛生状態を保つよう努めるとともに、健康状 態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。
- オ 要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じて、福祉施設等へ

の入所、ホームへルパーの派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等 の協力を得て、実施する。

カ 被災者の健全な住生活の早期確保のため、応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅や空 家等利用可能な既存住宅のあっせん等により、避難所の早期解消に努めることを基本と する。

(5) 開設の期間

ア 救助法が適用された場合、開設できる期間は災害発生の日から7日以内とする。ただ し、厚生労働大臣の承認により期間延長を行うことができる。

イ 一時収容した避難者に対しては所要の応急保護をなしたあと、縁故先のある者についてはできるだけ短期間に縁故先へ、その他の者についても他に分散するよう指導し、できる限り短期間にとどめること。

(6) 費用の限度

救助法が適用された場合、避難所の設置及び収容のため支出する費用は、資料編7-3 のとおりとする。

(7) 県有施設の利用

被災者を一時収容するため、町は県に対して県有施設の一時利用の要請を行う。

(8) 要配慮者への対応

町は避難所で生活する要配慮者等に対し、ボランティアの協力を得て、各種救援活動を 行う。

- ア 民生委員児童委員等が種々の相談を受け、必要な措置を関係機関に要請する。
- イ 保健師、ホームヘルパーなどによる支援活動を行う。
- ウ 県は、外国人被災者救援のため、町へ通訳ボランティア情報を提供する。
- エ 要配慮者の生活相談及び生活支援などを行うための、福祉避難所を設置する。
- オ 要配慮者情報などをもとに、福祉避難所への避難が必要な者の状況等を把握する。

第12節 消防救急活動に関する計画

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合には、建物等の倒壊をはじめ、火災の同時多発や 近隣への延焼拡大などにより、多大な人的・物的被害が発生するおそれがある。

このため、被災地の地元住民や自主防災組織等は、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼拡大の防止に努めるとともに、町にあっては、消火活動はもとより、住民の避難時における安全確保、的確な救急・救助活動など、住民の生命・身体の保護を優先した活動を展開する。

1 消防活動

(1) 初期消火活動

発災直後にあっては、道路交通網等の寸断が予測されることから、消防機関が被災地に 赴くのに時間を要する。

このため、住民や自主防災組織は、消防機関が到着するまでの間、可能な限り出火防止、初期消火及び延焼防止に努める。

(2) 対策

- ア 町は、消防活動の主体として、管内で火災等の災害が発生した場合に、住民に対し、 出火防止、初期消火活動の徹底を期するよう、あらゆる手段をもって呼びかけを行うと ともに、住民の避難時における安全確保及び延焼防止活動を行う。
- イ 町は、災害の規模が大きく他市町村の応援を必要とする場合に、消防組織法第21条、 基本法第68条等の規定により、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
 - (ア) あらかじめ消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところにより応援出動する。
 - (イ) 町は、近隣市町の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合に、県、 市町及び消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三 重県緊急消防援助隊の応援出動を要請する。

また、町は、被災市町村からの要請又は県からの指示があった場合に、三重県緊急消防援助隊を編成・応援出動するとともに、防災関係機関との連携を図るため、連絡調整員として緊急消防援助隊員の中から数名を県災対本部内に配置する。

2 救急活動

(1) 初期救急活動

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救急関係機関が到着するまでの間、可能な限り応急手当の実施に努める。

(2) 対策

- ア 町は、医療機関、運輸業者等の協力を求めて救急活動を実施する。
- イ 町は、多数の傷病者が発生し、他市町の応援を必要とする場合は、消防活動同様、協 定に基づき、県及び近隣市町に対し応援出動を要請する。
- ウ 町は、平常時において、住民に対し、応急手当の普及啓発を推進するとともに、救急 救命士の育成及び医師の指示のもとに特定行為を行うことができる救急搬送体制の強化 を図る。

3 資機材の調達等

- (1) 消防救急活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 町は、県と連携をとり、必要に応じて、民間からの協力等により、消防救急活動のため の資機材を確保し、効率的な消防救急活動を行う。

4 津波からの円滑な避難の確保等

消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために次の事項を重点として必要な措置を講ずる。

- (1) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
- (2) 津波からの避難誘導等
- (3) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する指導
- (4) 救助·救急等

第13節 救助活動に関する計画

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合には、家屋、事業所等が倒壊し、多数の居住者、 従業員等が建物等構造物の下敷きになることが予測される。

このため、町をはじめとした救助機関は、迅速な救助活動を実施するとともに、活動に当たっては各機関相互の情報交換、担当区域の割り振りなど円滑な連携のもとに実施する。

また、住民や自主防災組織等は、可能な限り初期の救助活動に参加し、被災者の救出に努める。

1 初期救助活動

大震災が発生した場合には、被害が広域において同時多発し、輸送路も麻痺しやすいことから、救助機関が被災地に赴くのに時間を要する。

被災地の地元住民や自主防災組織、消防団等は、救助関係機関が到着するまでの間、可能な限りの初期救助活動に努める。

2 救助活動

- (1) 町は、本来の救助機関として、迅速かつ優先的に救助活動に当たる。
- (2) 町は、救助力が不足すると判断した場合には、県に対して隣接市町、警察、自衛隊等の 応援を求める。
 - ア あらかじめ、消防相互応援協定を締結している近隣市町は、当該協定の定めるところ により応援出動する。
 - イ 近隣市町間の応援のみでは対応ができないほど災害が大規模な場合は、県、市町及び 消防組合により締結している「三重県内消防相互応援協定」に基づき、三重県緊急消防 援助隊等の応援出動を要請する。

3 対象者

被災者の救出は、次の状態にある者に対して行う。

- (1) 火災時に火中にとり残された場合
- (2) 倒壊家屋の下敷になった場合
- (3) 流失家屋及び孤立した地点にとり残された場合
- (4) 山津波あるいはなだれにより生埋めになった場合
- (5) 鉄道若しくは自動車等の大事故が発生した場合

4 資機材の調達等

- (1) 救助活動に必要な資機材は、原則として、当該活動を実施する機関が携行する。
- (2) 町は、県と連携をとり、必要に応じて、民間からの協力等により、救助活動のための資機材を確保し、効率的な救助活動を行う。

5 惨事ストレス対策

救助・救急または消防活動を実施した職員等の惨事ストレス対策の実施に努める。

6 救助法が適用になった場合

(1) 対象者

災害のため、現に救出を要する状態にある者又は生死不明の状態にある者に対して行う。

(注)「生死不明の状態にある者」とは、社会通念上生死の未だ判明しない者をいう。行 方不明であるが死亡したものと推定される者については、「遺体捜索」として行う。

(2) 費用の範囲

救出のために支出できる費用は、舟艇その他救出のための機械器具等の借上費又は購入 費修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。

(3) 救出期間

災害発生の日から3日以内とする。ただし、厚生労働大臣の承認により期間延長を行う ことができる。

第14節 医療・救護計画

南海トラフ地震等大規模地震により、傷病者が多数発生したとき、又は医療機関の一時的混乱により、その機能が停止したときにおいて、医療、助産及び救急救護の迅速、的確な行動を明らかにし、あわせて事故処理方策を強化し、被災救護の万全を図る。

1 実施体制

- (1) 町長は医師会の協力を得て、医師等の確保、医療救護班の編成、救護所設置及び傷病者 の手当並びに医療品、医療用具、衛生材料の手配等を実施する。
- (2) 町長は町のみの医療救護活動で対処できない場合は、県に応援を要請する。
- (3) 医師会は町災対本部長から要請があった場合で、急迫した事情のある場合及び医療機関 に収容する必要がある場合には会員の管理する医療施設の使用等について協力する。

災害発生場所業務担当	陸上	海上
傷病者の救出及び医療機関への搬送	警察、消防機関、日赤、医療 機関、※自衛隊	海上保安部、消防機関、日赤、医療機関、※自衛隊
医療機関への出動要請	町、県	海上保安部、町、県
現 場 及 び 搬 送 中 の 応 急 措 置	医療従事者、消防機関の救急 隊員	医療従事者、消防機関の救急 隊員
関係機関への協力要請	町、県	海上保安部、町、県
災 害 警 備	警察	海上保安部、警察

(※災害派遣要請があった場合)

2 医療救護活動

(1) 医療救護班の編成

震災時における活動を迅速かつ適切に実施するため、町は医療救護班を編成する。

ア 医療救護班の編成基準

医 師 1~2名(うち1名は班長)

看護師又は保健師 2~5名(うち1名は師長)

事務職員 1名

運 転 手 1名(診療車等を使用するとき。)

※災害の規模や種類に応じて、編成人数を増減し、また、専門分野の要員(医師、助産師、薬剤師等)を加える。

イ 医療救護班の体制

班長は、あらかじめ班員の招集方法等を定め、町が整備する医薬品及び衛生材料を確認するとともに常時出動できる体制を整える。

(2) 医療救護班の派遣による実施

町長は、あらかじめ医療施設の利用について医師会等と十分協議する。

ア 救護所 (現地医療活動場所) の場合

(ア) 設置時期

災害発生直後数日間

(イ) 設置者

町等

(ウ) 設置場所

中央公民館とする。設置困難な場合は、他の場所を検討する。

- (エ) 役割
 - a 医療のトリアージ
 - b 応急措置
 - c 周辺医療機関への搬送指示
 - d 遺体の一次収容
 - e 遺体の検視・検案に対する協力
- (オ) 救護所におけるトリアージ

救護所において行われるトリアージ(医療トリアージ)は、医師により行い、「保留群(緑)」、「準緊急治療群(黄)」、「緊急治療群(赤)」、「死亡群(黒)」の4分類とする。

イ 避難所救護センターの場合

(ア) 設置時期

避難所の設置が長期間と見込まれるときから周辺医療機関において医療行為が可能となるまでとし、避難所救護センターの撤去にあたっては、災害医療コーディネーター、医師会と県災対本部、町災対本部とが協議して決定する。

(イ) 設置場所

避難所内又は周辺

(ウ) 設置者

町等

- (エ) 役割
 - a 避難者の健康管理等の長期的ケア(内科、健康診断等)
 - b その他、状況に応じ、こころのケア、歯科等の医療行為

(3) 医療機関による実施

町長は、救護所の設置若しくは医療救護班が到着するまでの間又は被災地の救急病院等 医療機関によって医療を実施することが適当なときは、当該医療機関の協力を得て実施す る。また、町長は、被災地での医療を支援するため、必要に応じ周辺の救急病院等の医療 機関の協力を得て実施する。

(4) 患者搬送及び収容の実施

町長は、医療救護班又は被災地の医療機関で対応できない重篤救急患者等を、医療が可能な被災地周辺の救急病院等の医療機関へ搬送し、医療を実施する。

また、被災地及び被災地周辺の救急病院等の医療機関で対応できない重篤救急患者については、災害拠点病院へ搬送し、医療を実施する。

(5) 応援等

町長は、当該地域において医療、助産救助の実施が不可能又は困難なときは、松阪地方 災害対策部に医療救護班の派遣要請を行う。ただし、緊急を要する場合は、隣接地の医療 救護班の派遣要請等を行い実施する。

3 災害拠点病院による実施

町長は、被災地が広範囲にわたる場合若しくは地域の救急病院等の医療機関を支援する必要がある場合には、災害拠点病院を活用して実施する。

4 負傷者の搬送

- (1) 救護所から医療機関への搬送は原則として消防機関、医療機関及び警察機関等が、救急 自動車及び救急隊員等を災害現地に出動させ傷病者は医療機関等に搬送する。なお、傷病 者搬送用の車両が不足するときは、本章第19節「緊急輸送計画」により応急的に措置する。
- (2) 町及び関係機関は搬送車両の調達計画をあらかじめ定めておくものとし、また、状況により県防災へリコプターの派遣を要請する。

5 医薬品・衛生材料等の確保

災害時における医療に必要な医薬品・衛生材料等が円滑に供給できるよう、関係機関は緊急 時における医薬品・衛生材料等の確保に努める。

関係機関

三重県医薬品卸業協会 医薬品・衛生材料の供給

三重県細菌製剤協会 血清、ワクチンの供給

三重県防疫殺虫剤協会 防疫用薬剤の供給

三重県薬剤師会 医薬品・衛生材料の供給

三重県薬品登録販売者協会 "

三重県薬事工業会

6 医療施設の応急復旧

地震災害による医療施設の損壊は、医療機能の低下を招き、医療救護活動の大きな障害となる。また、病院等の損壊は入院患者等に不安、不便を与えるため被害を受けた建物、施設の応急復旧対策を講ずる。

第15節 水防活動に関する計画

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、河川、ため池等の護岸・堤防の損壊、山腹の崩壊などによる堰きとめ、溢流、氾濫などによって水害が生じることが予想される。

このため、地震後の水防活動としては、河川、ため池等その損壊によって水害となる各種施設の巡視を実施し、早期に危険箇所を把握し、必要な応急措置を講ずる。

また、水防活動に関する震災対策計画は、町水防本部長により次の事項を実施する。

1 河川等の巡視

水防本部長は、水防団と協議のうえ本部職員若しくは水防団員のうちから監視員を定め、常に河川、堤防等を巡視する。

2 水位の通報

水防本部長及び監視員は、出水のおそれがあるときは、水位の変動を監視し、通報水位に達したときは、県建設部及び関係者に報告する。

3 水防団及び消防機関の出動

水防団及び消防機関は、水防警報の発せられたとき、河川の水位が警戒水位に達しなお上昇のおそれがあるときは出動する。

4 警察官の援助の要求

水防本部長は警察署長と連絡を取り合い、住民の安全を計る。

5 応援

水防本部長は、区域において他の応援を必要とする場合には直ちに他区域水防団に依頼する とともに、県水防本部へも通知する。また、自衛隊の応援を必要とする場合は、県本部を通じ て要請する。

6 居住者等の水防義務

水防本部長、水防団長は状勢により、必要やむを得ない場合には、付近の住居者の出動を求めることができる。

7 決壊の通報

分団長は、堤防が決壊した場合は、直ちに水防本部長、水防団長に報告しなければならない。

8 決壊後の措置

水防団は、被害を最小限度にくい止めるよう必要な処置を講ずる。

9 立退きの指示

水防本部長は、洪水等により氾濫の危険に直面した場合又は、破堤したときは、直ちに必要と認める区域の居住者に対して立退き又はその準備を指示する。

第16節 災害警備計画

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、さまざまな社会的混乱及び道路交通を中心とした交通混乱の発生が予想される。このため、速やかに警備体制を確立し、情報収集に努めるとともに、住民等の生命、身体及び財産の保護を第一とした災害警備活動を実施するため、松阪警察署と緊密な連携のもと災害応急対策を実施する。

く参考>

■県が実施する対策 (三重県地域防災計画より)

- 1 警備体制の確立
 - (1) 職員の招集・参集
 - (2) 災害警備本部の設置 警察本部及び警察署に所要の規模の災害警備本部を設置する。
 - (3) 警察災害派遣隊の派遣要請 被害の規模に応じて、速やかに警察庁に対し警察災害派遣隊の派遣を求める。
- 2 災害警備活動の実施
 - (1) 災害情報の収集・連絡等
 - (2) 救出救助活動
 - (3) 避難誘導
 - (4) 緊急交通路の確保
 - (5) 身元確認等
 - (6) 二次災害の防止
 - (7) 危険箇所等における避難誘導等の措置
 - (8) 社会秩序の維持
 - (9) 被害者等への情報伝達活動
 - (10) 相談活動
 - (11) ボランティア活動の支援

第17節 交通応急対策

南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合、多くのところで交通網が寸断されることが想定されるため、発災後の緊急物資の輸送活動等の災害応急対策を円滑に行う緊急交通路を迅速に確保する。また、道路交通渋滞等により人命に係る応急対策活動が支障をきたさないよう、陸上及び海上の交通を確保する。

1 道路被害情報の収集

道路の被害状況を把握するため、職員及び消防団の巡視により、情報を収集する。また、住 民及び防災関係機関等から情報を収集する。

2 緊急輸送道路の確保

発災により道路施設が被害を受けた場合、被災者及び応急対策要員あるいは災害応急対策用物資及び資材の輸送等災害対策活動を迅速かつ効果的に推進するため重点的に応急復旧する路線として、町内主要道路の確保を図る。(資料編4-3「緊急輸送道路一覧表」参照)

3 交通規制

- (1) 災害等により交通施設、道路等の危険な状況が予想され、又は発見したとき、若しくは 通報等により承知したときは、その安全と緊急輸送道路を確保するため、速やかに必要な 規制を行う。この場合道路管理者と警察関係機関は密接なる連絡のもとに、適切な処置を とる。
- (2) 交通規制を行うときは、その内容を立看板、報道機関等を利用して一般に周知する。
- (3) 路上放置車両等に対する措置

道路管理者は、消防用緊急通行車両の通行に際し、災害対策基本法第76条第1項に基づき、緊急通行車両以外の車両の通行禁止規制が実施された区域又は道路の区間において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい障害が生じるおそれがあると認めるときは、その管理者等に対し、道路外へ移動する等必要な措置を命じることができる。

(4) 緊急通行車両等の確認と証明書等の交付

緊急通行車両等の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察 隊)、松阪警察署、災害時に設置される交通検問所、県防災対策部及び松阪地域防災総合 事務所等において以下のとおり行われる。

(ア) 緊急通行車両の確認

災害が発生した際、緊急通行車両等の事前届出済証の交付を受けている車両の使用者から確認を求める旨の申出がなされた場合、事前届出を行っていない者からの申出に優先して確認を行うものとし、その際、確認のための必要な審査は省略することができる。

(イ) 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

緊急通行車両等の申請に基づき、緊急通行車両等確認証明申請書と緊急通行車両等事前届出済証の記載内容を照合した上で、緊急通行車両等確認証明書及び標章が交付される。

第18節 障害物除去計画

南海トラフ地震等大規模地震発生時には、多数の建物が全壊又は半壊し、道路、河川等に障害物が発生することが想定されるため、救出・救助活動等の最優先に実施すべき応急対策活動に支障が生じないよう障害物を除去する。

1 実施機関

- (1) 山(崖)くずれ、浸水等によって住家又はその周辺に運ばれた障害物の除去は、町が行う。
- (2) 道路、河川等にある障害物の除去は、その道路及び河川等の管理者が行う。特に、町が 管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、 障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。
- (3) 救助法が適用された場合は、知事及び知事から委任を受けた町長が行う。

2 障害物除去の対象

災害時における障害物の対象は、次のとおりとする。

- (1) 住民の生命及び財産等の保護のため除去を必要とする場合
- (2) 河川はん濫、護岸決壊等の防止、その他水防活動の実施のため除去を必要とする場合
- (3) 緊急な応急措置の実施のため除去を必要とする場合
- (4) その他公共的立場から除去を必要とする場合

3 障害物除去の方法

- (1) 実施者は、自らの組織、労力、機械器具を用い、又は土木建築業者等の協力を得て速やかに行う。
- (2) 除去作業は、緊急な応急措置の実施上やむを得ない場合のほか、周囲の状況等を考慮し、 事後に支障の起こらないように実施する。
- (3) 実施者は、除去すべき廃棄物等は、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 除去した障害物の集積場所

障害物の集積場所については、それぞれの実施者において考慮するが、次の場所に集積廃棄 又は保管する。

- (1) 廃棄するものは、実施者の管理に属する遊休地及び空地、その他廃棄に適当な場所
- (2) 保管するものは、保管する工作物等に対応する適当な場所

5 障害物除去に関する応援及び協力

甚大な被害が発生した場合、町は県に速やかに支援要請を行う。

6 救助法が適用された場合

救助法適用時における障害物除去の実施基準は次による。

(1) 除去の対象

災害によって、土石、竹木等の障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれ、除去すること以外に当面の日常生活が営み得ない状況にあるもので、次に該当するものに対して行う。

- ア 自らの資力で障害物の除去ができないもの
- イ 住家は、半壊又は床上浸水したもの
- ウ 通常は当該災害により住家に直接被害を受けたもの

(2) 方法

障害物の除去は、現物給付をもって実施する。現物給付とは、除去するために必要なロープ、スコップ及び機械器具等の材料を現物で支給する意味ではなく、住み得る状態にすること。

(3) 除去の対象数

半壊又は床上浸水世帯数の1500以内

(4) 費用の限度

資料編7-3のとおり。

(5) 期間

災害発生の日から10日以内

第19節 海上災害応急対策

明和町地先海域において、南海トラフ地震等大規模地震による津波が来襲し、または来襲する おそれがある場合、及び地震による陸上での流出油事故が海域に及ぶ場合は、船舶及び沿岸地域 の人命、財産並びに水産資源を災害から保護する。

1 情報の伝達

(1) 船舶への周知

防災関係機関は、災害が発生し又はその波及が予想される場合は、海上における船舶の 安全を図るため、災害の状況並びに安全措置について、一般船舶に対し、周知に努める。

(2) 沿岸住民への周知

防災関係機関は沿岸住民及び施設等に波及し、又は波及することが予想される場合は、 人心の安定と施設の安全措置を図るため、沿岸住民に対し、周知に努める。

2 応急対策活動

防災関係機関は、相互間の連絡を密にし、次により、強力かつ円滑な応急対策を実施する。

- (1) 総合的応急対策の策定並びに災害救助活動の総合調整並びに統制
- (2) 災害情報の交換
- (3) 関係機関に対する協力要請

3 災害救助活動

防災関係機関は、必要に応じ、相互に協力して次により災害救助活動を実施する。

- (1) 流出油並びに火災対策
 - ア オイルフェンス展張による拡散防止
 - イ 油回収船、油吸着材及び油処理剤による油処理
 - ウ消火
 - エ 防災資材の輸送
 - オ 人命の救助、救護
 - カ 船舶及び沿岸警戒並びに避難誘導
 - キ 通信連絡

(2) 津波対策

- ア 船舶並びに沿岸住民の避難
- イ 外洋における前進警戒
- ウ 沿岸水防対策の実施
- エ 気象情報の収集、連絡

第20節 緊急輸送計画

南海トラフ地震等大規模地震の発生により、家屋の倒壊及び火災等が大規模な範囲で起こり、 多くの被害、被災者が生じるおそれがある。このため、救援、救急活動要員、救援用物資、応急 復旧用資機材等の輸送手段が著しく不足する事態が想定される。

町及び防災関係機関は、震災時における応急対策の実施にあたり必要な人員、物資等を迅速に 輸送するため、各々が保有する車両等を動員するとともに、運送関係業者等の保有する車両等を 調達して、緊急輸送体制を確保する。

また、物資調達・輸送調整等支援システムを使用することにより、必要な情報を共有し調整を 効率化することで、迅速かつ円滑な被災者への物資支援を実現する。

1 輸送の対象

- (1) 第1段階
 - ア 救助・救急活動、医療活動の従事者、医薬品等人命救助に要する人員、物資
 - イ 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員、物資
 - ウ 災害対策要員、情報通信、電力、ガス、水道施設保安要員等初動の応急対策に必要な 要員、物資等
 - エ 後方医療機関へ搬送する負傷者等
 - オ 緊急輸送に必要な道路や防災上の拠点となる施設の応急復旧、交通規制等に必要な人 員及び物資
- (2) 第2段階
 - ア 上記(1)の続行
 - イ 食料、水等生命の維持に必要な物資
 - ウ 被災地外へ搬送する傷病者及び被災者
 - エ 輸送施設(道路、ヘリポート等)の応急復旧等に必要な人員及び物資
- (3) 第3段階
 - ア 上記(2)の続行
 - イ 災害復旧に必要な人員及び物資
 - ウ 生活必需品

2 輸送車両等の確保

「災害輸送」は、町が公用車の使用により対処するが、処理できないときは、三重県松阪地 方災害対策部に車両その他の輸送力の確保あるいは輸送及び移送についての応援等を要請する。

(1) 車両等の確保

ア 担当課

車両等の把握、配車については総務班が担当する。

イ 配車の要請

- (ア) 町長の指示により、各班の協力を得て、総務班が輸送計画を樹立し、要請者に通報するなど活動の停滞のないように努める。
- (イ) 輸送に従事する車両は、災害輸送の表示をし、すべて指定された場所に待機する。
- (ウ) 車両の出動は、すべて配車指令により行い、業務完了の場合は直ちに帰着し、その旨を総務班に報告する。
- (エ) 配車にあたる職員は、常に車両活動状況を記録し、配車の適性を期する。
- (2) 町所有以外の車両の確保
 - ア 各課は町所有以外の車両を確保する必要がある場合は民間車両に確保要請する。
 - イ 車両等確保の協力要請

町災対本部長は、町内の民間車両の協力を得て確保するが確保が、困難な場合又は輸送上他の市町で車両等を確保することが効率的な場合は隣接市町、県又は協定先に協力を要請する。

3 輸送ルートの情報収集・伝達

交通規制等道路情報をできる限り一元的に収集し、関係機関等に提供できる体制を整える。 また、輸送上の拠点となる施設の被害情報を収集し、利用できる輸送ルートを勘案したうえ で、必要となる輸送手段を確保する。特に輸送ルートの要となる緊急輸送道路等の道路閉塞 状況については、優先的に情報収集・伝達を行う。

(参考) 三重県緊急輸送道路ネットワーク図

「https://www.pref.mie.lg.jp/DOROKI/HP/77496006278.htm」参照(三重県HP)

4 輸送手段の確保

- (1) 陸上輸送手段の協力要請
 - ア 指定公共機関、指定地方公共機関への要請
 - イ 指定事業者(協定締結団体)への要請
 - ウ 国への要請

指定公共機関、指定地方公共機関及び指定事業者による対応が困難な場合は、県を通じて国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

エ 自衛隊への要請

上記による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、県を通じ自衛隊に対し陸 上輸送の支援要請を行う。

才 鉄道輸送

鉄道等の利用については、必要の都度、各関係機関と連絡して処理する。

なお、日本貨物鉄道株式会社の利用については、別に定める運賃減免の基準に従って 実施し、減免の要請については、知事、町及び日本赤十字社三重県支部長が支社長に申 請して、日本貨物鉄道株式会社において必要と認めたとき、その取扱いをする。

(2) 海上輸送手段の協力要請

ア 指定事業者(協定締結団体)への要請

イ 国への要請

指定業者による対応が困難な場合は、県を通じ国土交通省中部運輸局に対して支援を要請する。

ウ 自衛隊、海上保安庁への要請

上記による輸送が困難な場合、または緊急を要する場合は、県を通じ自衛隊及び海上 保安庁に対し海上輸送の支援要請を行う。

(3) 航空輸送手段の協力要請

「第3章第21節 県防災ヘリコプター活用計画」に準ずる。

(4) 人力による輸送

自動車等による輸送が不可能なときは、救援隊を組織して行う。

5 応援の要請等

町長は、応急措置を実施するため必要と認める場合、基本法第68条第1項の規定に基づき、 県へ要請を行う。ただし、事態が急を要するときは、電話または無線をもって要請し、事後に 文書を送付する。

6 輸送記録

災害輸送関係者は、車両の使用、その他輸送に関する記録を整理及び保存する。

7 費用の基準

輸送業者による輸送あるいは車両の借上げは、地域における慣行料金(国土交通省の認可を 受けている料金以内)による。

○救助法が適用された場合

救助法に基づく応急救助の実施に必要な輸送

- (1) 範 囲
- ア 被災者の避難
- イ 医療及び助産
- ウ 災害にかかった者の救出
- エ 飲料水の供給
- オ 死体の捜索
- カ 死体の処理(埋葬を除く。)
- キ 救済用物資の整理配分
- (2) 費用

応急救助のための支出できる輸送費は、当該地域における通常の実費とする。

(3) 期間

応急救助のための輸送を認められる期間は、当該救助の実施が認められる期間とする。

第21節 県防災ヘリコプター活用計画

県域内において、南海トラフ地震等大規模地震が発生し、より迅速かつ的確な対応を必要とする場合には、広域的かつ機動的な活動ができる防災へリコプターを有効に利用するため、県に応援要請等を行う。

1 防災ヘリコプターの応援要請

町長等(消防の一部事務組合管理者を含む)の知事に対する防災へリコプターの応援要請は、「三重県防災へリコプター応援協定」の定めによるが、概要は次のとおりとする。

(1) 応援要請の原則

現に災害が発生し、又は発生するおそれのある場合で次のいずれかに該当するとき、町 長等の要請に基づき応援する。

- ア 災害が、隣接する市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれのある場合
- イ 町等の消防力によっては、防御が著しく困難と認められる場合
- ウ その他救急搬送等、緊急性があり、かつ防災ヘリコプター以外に適切な手段がなく、 防災ヘリコプターによる活動が最も有効な場合

(2) 応援要請方法

知事に対する応援要請は、電話等により、次の事項について連絡を行うものとするが、 事後速やかに防災へリコプター緊急要請書(三重県地域消防計画添付資料参照)を知事に 提出する。

- ア 災害の種別
- イ 災害発生の日時、場所及び被害の状況
- ウ 災害発生現場の気象状態
- エ 災害現場の最高指揮者の職名・氏名及び連絡方法
- オ 場外離着陸場の所在地及び地上支援体制
- カ 応援に要する資機材の品目及び数量
- キ その他の必要事項

(3) 緊急時応援要請連絡先

三重県防災航空隊

	電話番号	FAX電話番号
NTT	059-235-2558(緊急専用回線)	059-235-2557
地上系	23-4010	23-4019
衛星系	31-145-11	31-145-19

2 防災ヘリコプターの活動内容

防災へリコプターは、次に掲げる活動等で、ヘリコプターの特性を十分活用することができ、 その必要性が認められる場合に運用する。

- (1) 被災状況等の調査及び情報収集活動
- (2) 救急患者、医療従事者等の搬送及び医療器材等の輸送
- (3) 消防隊員、消防資機材等の搬送
- (4) 被災者等の救出
- (5) 食料、衣料その他の生活必需品及び復旧資機材等の救援物資、人員等の搬送
- (6) 災害に関する情報、警報等の伝達等広報宣伝活動
- (7) その他災害応急対策上、特に防災へリコプターによる活動が有効と認める活動

第22節 危険物施設等応急対策計画

南海トラフ地震等大規模地震による危険物施設、火薬類貯蔵施設、高圧ガス貯蔵施設等の損傷は、種々の災害を生じさせる可能性がある。

地震による被害を最小限にとどめ、施設の関係者及び周辺住民に対する危害防止を図ることを 目標とするとともに、関係機関は相互に協力し、これらの施設の被害を軽減するための対策を確立する。

1 危険物施設

関係事業所の管理者、危険物保安統括管理者、危険物取扱者等は、県、町の指導を受けて、 危険物施設の実態に即して、応急対策を講ずる。

2 火薬保管施設

火薬保管施設は、地震火災、爆発等の危険が大であり、施設の地震被害を最小限にとどめる ため、関係事業者は、危害予防規定を整備し、自主防災体制を確立する。

火薬保管施設の二次災害防止のため、関係機関との連絡を密にし、施設に対する自衛保安に 必要な指示を行うとともに、必要に応じ応急措置命令又は緊急措置命令を発する。

3 ガス施設等

(1) 地震災害における危険時に際して、ガス事業所、高圧ガス製造所・貯蔵所・販売所等の 事業主は、経済産業大臣(中部近畿産業保安監督部長)、知事、町長及び警察官に通報す る。

なお、移動中における事故発生等に際しては、迅速かつ適切な対応を図るため、三重県 高圧ガス地域防災協議会の指定する最寄りの防災事業所の協力を求める。

- (2) 災害発生防止の緊急措置として、町長は次の措置をとる。
 - ア 消防機関への出動命令及び警察官への出動要請(基本法第58条)
 - イ 警戒区域の設定に伴う、立入制限、禁止及び退去(同法第63条)
 - ウ 応急公用負担行為、障害物除去等必要な措置(同法第64条)

第23節 公共施設・ライフライン施設応急対策計画

庁舎、公民館等の公共施設建物や交通施設、道路、河川、海岸、砂防等の公共土木施設、電気、ガス、電話、上水道等のライフライン施設等は、地震により被害を受けた場合には大きな混乱の原因となり、応急対策上障害ともなる。

このため、これら公共施設、ライフライン施設の関係機関は、相互に連絡を深め、迅速な応急復旧体制を整備する。

1 公共土木施設

(1) 道路、橋りょう

ア 緊急輸送道路の確保に引き続き、町民生活に欠くことのできない重要な生活道路については、被災後速やかに被害状況を把握するほか、障害物の除去、応急復旧工事に着手する。

イ 障害物の除去は、道路管理者、警察、消防機関及び自衛隊等と協力して必要な措置を とる。

(2) 漁港・海岸施設

災害の発生により漁港・海岸の各施設が被害をうけたときは、速やかにその被害状況を 的確に把握し、これらの施設の機能を維持するために、障害物の除去や応急復旧の実施等 必要な応急措置を講じる。

(3) 河川

河川の堤防並びに護岸については、被災後、速やかに応急復旧工事に着手し、浸水を防除する。

2 電気

災害が発生した場合には、直ちに各施設の被害状況及びその他の情報を収集するとともに、 的確に情報を分析検討し、迅速な指令・伝達を行うとともに関係機関との連絡体制を確立する。

3 ガス

LPガス販売事業者は、災害によりLPガス機器等に被害が生じた場合は、二次災害の発生を防止するとともに、速やかに応急措置を講ずる。

(1) 緊急対策

ア L P ガス使用需要家よりガス漏洩等緊急出動の要請を受けた販売事業者は、その受信 の際、容器の元バルブの閉止を指示し、速やかに出動し、漏洩部分の修理を行う。

- イ その他、LPガス消費設備の安全総点検を行う。
- ウ 安全確認後、早期ガス供給を開始する。

4 電話

西日本電信電話(株)及び移動通信事業者は、地震発生時には、速やかに応急措置、応急復 旧工事に着手する。

5 上水道

水道施設の復旧作業は、他のライフライン事業者(電気、ガス、電話、情報供給機関)との 連携を図りながら、関係事業者間の広域応援体制を確立し、その協力を得て、早期復旧に努め る。

(1) 町の水道事業

- ア 町の水道事業の復旧に当たっては、収集した情報に基づき速やかに応急復旧計画を策 定する。この際、復旧のための優先順位を明らかにし、速やかに実施する。
- イ 配水管の復旧に際しては、必要に応じ、共同栓を仮設して給水を開始する。
- ウ 被災の状況により、必要に応じ、仮設管を敷設する等により早期復旧に努める。

6 下水道施設

施設の被害を最小限に抑え、早期の機能回復を図るため、水道事業の復旧及び他のライフライン事業者(電気、ガス、電話、情報供給機関)との連携を図りながら、早期復旧に努める。

7 バス

県内における一般乗合旅客自動車運送業者の地震対策計画は、三重交通株式会社を参考としたので、他の事業者においても防災体制の確立を図る。

<三重交通株式会社の地震対策計画>

地震災害発生時における速やかな応急措置、復旧については、人命尊重を第一にして、輸送 の確保を図る。

(1) 災害発生時の組織対応

災害対策本部を設置し、被災現地への救援活動を行うとともに、情報収集、連絡を行い、 必要に応じ応急計画に沿って、組織の一部を派遣し、応急・復旧に当たる。

(2) 運転基準

- ア 運転士は、地震を感知したときは、直ちに運転を停止させ、輸送の安全確保を行い、 車両を安全な場所に避難させるとともに、旅客の保護に努める。
- イ 前項の処置をとった後、輸送の安全確保にとって必要な情報収集を行うため、車両搭

載の無線・有線を使って、速やかに運行管理者に連絡・報告し、以降の指示を受ける。

(3) 旅客への広報・避難誘導

- ア 乗務員は震災状況等、情報収集の範囲において、旅客への広報を積極的に行い、安全 確保のための協力を求める。
- イ 運行を中断したときは、速やかに車内に現存する旅客の人員を把握し、旅客の生命に 危険が予想されるときは、直ちに安全な場所への避難誘導を行い、救助、応援の依頼等、 旅客の保護のための適切な処置に当たる。

8 庁舎、公民館等の公共建築物の点検及び巡視

役場庁舎、総合体育館、担い手センター、中央公民館、ふるさと会館、福祉センター、人権 センター、中学校、小学校、幼稚園、保育所、こども園等の公共建築物及び指定避難所建築物 については、速やかに被害調査を行い、その状況を災害対策本部等関係機関に報告するととも に、被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を実施し二次災害を防止する。

第24節 給水計画

南海トラフ地震等大規模地震発生に伴う水道施設の損壊等により、生活用水が枯渇又は汚染し、 飲料に適する水を得ることができない者に対する救助法、感染症予防法等に基づく生活用水の供 給は、本計画により実施する。

1 実施体制

(1) 実施機関

町は震災発生により、水道施設が損壊したときに、地域住民の生活用水及び医療機関等の医療用水を確保するため、応急給水活動を実施する。

(2) 対象者及び給水量

震災のため、給水施設が損壊し、飲料水が汚染し又は枯渇のため現に飲料水が得られない者に対し、応急給水量1日1人3リットルを給水し、給水能力増強見込みが樹立すれば徐々に給水量を増加する。

2 生活用水及び給水資機材の確保

(1) 個人備蓄の推進

町は、飲料水をはじめとする生活用水の発災後7日分、最低3日分を、個人において準備しておくよう、住民に啓発する。

(2) 生活用水の確保

災害時の生活用水は、町内の配水池等の貯留水を確保するとともに、不足する場合は井 戸水、河川水、ため池、プール、受水槽、防火水槽等の水をろ過、滅菌して供給する。

町単独による応急水の実施が困難であると判断した場合は、「三重県水道災害広域応援 協定」に基づき、応援要請を行う。

(3) 給水資機材の確保

町は災害時に使用できる応急給水資機材の確保に努め、保有状況を常時把握し、被災地 給水人口に応じ、給水車、散水車及びろ水器等を所有機関から調達して、給水に当たる。

なお、災害の規模等により町内の調達だけでは不足する場合は、「三重県水道災害広域 応援協定」に基づき、応援要請を行うとともに、県、近隣市町及び自衛隊に対しても応援 要請を行う。

3 給水の方法

飲料水はおおむね次の方法によって供給する。

(1) 給水方法は、次項の施設を給水拠点とし、応急給水設備による直接給水を行うほか、運搬給水のための補給水利とする。また、配水管での送水が可能となった地域の指定避難所、防災拠点などを二次給水拠点とする。なお、供給する飲料水は水道水を原則とする。

また、配水池までの距離が遠い地区では、次項の応急給水拠点において井戸水をろ過消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適合した場合のみ供給する。

- (2) 飲料水が汚染したと認められるときは、ろ過後消毒し、水質検査を実施した上で、飲料水として適する場合のみ供給する。
- (3) 被災地、医療機関等において、確保することが困難なときは、被災地付近の配水池等から給水車、容器等(給水タンク、ポリタンク)により運搬供給する。

4 給水拠点及び応急給水拠点

前項の給水拠点及び応急給水拠点は、以下のとおりとする。

【給水拠点】

- (1) 南部水源地(金剛坂地内)
- (2) 北部第1水源地(竹川地内)
- (3) 北部第2水源地(大淀地内)
- (4) 北部第3水源地(佐田地内)

【応急給水拠点】

(1) 曙会館(明星地内)

○救助法が適用された場合

(1) 対象者

災害のため現に飲料水を得ることができない者

- (注) この救助は他の救助と異なり、家屋とか家財の被害はなくともその地区において どうしても自力では飲料水を得ることができない者であれば、被害のない世帯で あっても差し支えないが、反対に被災者であって自力で近隣より確保できれば供給 の必要はない。
- (2) 供給期間

災害発生の日から7日以内とする。

(3) 費用

飲料水供給のため支出できる費用は、ろ水器、その他給水に必要な機械、器具の借上 費、修繕費及び燃料費並びに浄水用の薬品及び資材費とし、その地域における通常の実費 とする。

第25節 食料供給計画

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴う家屋の倒壊、焼失等は、地域の住民の食料、自炊手段を奪うのみならず、食料の供給、販売機能の麻ひを招き、人心の不安を増大させる。

したがって、被災者(帰宅困難者を含む)及び応急対策活動従事者等に対する迅速な食料の応 急供給を行うため、これら給食活動の実施体制、食料の調達等を迅速、的確に行う。

1 実施体制

町は、震災時における在宅並びに避難所の避難者に対して、備蓄を活用した食料の提供に努めるとともに、不足する場合は、協定締結団体等から調達した食料や全国からの支援物資等を供給する。または、炊出し等応急給食を実施する。

救助法が適用され知事から委任されたとき、又は、知事による救助のいとまがないときにおいても、町が実施する。

町において食料の調達が困難である場合は、県に対して調達要請をする。

2 食料の調達

(1) 米穀の取扱い

ア 町は、災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、炊出し等、給食を行う必要があると認められる時は「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領(平成21年5月29日付け21総食第113号総合食料局長通知)」及び「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領[平成18年7月19日付け農商第17-371号]」により取扱うものとし、県が締結している「災害救助用米穀の緊急引き渡しについての協定書」に基づき、農林水産省所管部局に直接、連絡要請することができる。

イ 卸売業者の精米センター等を活用した応急食料供給協力体制の確立を図る。

(2) 副食の供給

ア 炊出し用の副食物については、関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給 に応じる。

- イ 水産物については、災害地に近い生産業者、加工業者及び魚市場と連絡を保ち、供給 のあっせんする。
- (3) 乳幼児用牛乳、乳製品の供給 関係業者と常に連絡を保ち、要求があれば直ちに供給に応じられるよう方策を講じる。
- (4) その他食料品の取扱い 災害対策用応急食料として、パン、インスタント・レトルト食品等の供給を必要とする

場合に備え、これらの食料品を取り扱う小売、卸売業者等と事前に連絡調整を図る等、迅速に調達できる方法を定める。

(5) 要配慮者に配慮した食料の備蓄

社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した食料の備蓄を促進するよう啓発を行う。

- ア 食料は、必需品を中心に品目を選定する。
- イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 炊出しの実施及び食料の配分

- (1) 炊出しの実施
 - ア 炊出しは町本部の奉仕団等の協力により給食施設等既存の施設を利用して行う。 なお、炊出しの場所には町の職員等責任者が立会い、その実施に関して指揮するとと もに関係事項を記録する。
 - イ 供給対象者は被災者及び救助作業、急迫した災害の防止、あるいは緊急復旧作業の従 事者とする。
 - ウ 供給品目は米穀及び副食のほか、必要に応じ乾パン、パン及び麺類等とする。
 - エ 供給数量は町長及び知事が必要と認めた数量とする。

(2) 食料の配分

災害用の食料の配分について、事情により急を要すると認められるときは、町長がその 責任において現品の購入又は引渡しを受けて実施する。

4 主食の供与

応急食料については、炊き出し等、給食を行う必要があると認められときは、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」及び「災害時又は国民保護法が発動された場合における災害救助用米穀等の緊急引渡実施要領」に基づき、次により実施する。

(1) 供給対象

- ア 被災者に対し、炊出しによる給食を行う必要があるとき。
- イ 被災により供給機関が通常の供給を行うことができないためその機関を通じないで供 給を行う必要があるとき。
- ウ 災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事する者に対して給食を行う必要があるとき。
- (2) 供給品目

供給品目は、米穀とするが、消費者の実情によっては、乾パン及び麦製品とする。

(3) 供給数量

ア 供給数量は、次の1人1日当たり供給量に知事(救助法適用前においては町長)が必

要と認める受配者の数及び実施期間の日数(食数)を乗じて得た数量とする。

- イ 1人当たりの供給数量は次のとおりとする。乾パン及び麦製品の精米換算率は100% とする。ただし、生パンは原料小麦重量で計算する。
 - (ア) (1)のアの場合 精米換算1人1食当たり 200g
 - (イ) (1)のイの場合 1人1日当たり 400g ただし1人1月当たり10キロの範囲以内
 - (ウ) (1)のウの場合 精米換算1人1食当たり 300g
- ウ 町長は、特に必要があると認めるときは、乾パン及び麦製品について、(3)のイの供給量のほかに加配することができる。

(4) 供給の実施

ア 災害時の応急供給は知事が農林水産省生産局長から直接購入した現品の供給を受けて 実施するが、事情により急を要すると認めるときは、町長の責任において現品の購入又 は引渡しを受けて供給を実施し、知事は事後報告に基づいて措置する。

なお、知事と町長とは応急食料の引渡しの円滑を期するため、応急食料の延納販売に 関する事前の協定を締結する。(災害時又は国民保護法が発動された場合における災害 救助用米穀等の緊急引渡実施要領)

- イ 救助法適用前において、町長が災害応急供給を必要と認めたときは、上記アに準ずる 方法をもって供給を実施する。
- (5) 町指定の主食、副食応急調達先は、次のとおりとする。
 - ア 多気郡農業協同組合(IA多気郡)本店(明和町大字斎宮1831 TEL 52-0121)
 - イ 明和町商工会 (明和町大字馬之上945 TEL 52-5235)
 - ウ イオンリテール株式会社東海長野カンパニー三重事業部
 - エ その他

5 副食の供与

炊出し用の副食物については、明和町商工会と常に連絡を保ち供給体制をとる。

なお、上記において保有数が不足する場合及び緊急やむをえない場合には、他の町内商業者 に協力を求め供給の確保に努める。

6 乳幼児の粉乳の配給

- (1) 対象乳児及び幼児
- (2) 配給数量

乳児 1日当たり 115g (1回23gで5回) 幼児 1日当たり 80g (1回40gで2回)

(3) 粉乳調達

粉乳については、関係業者と常に連絡を保ち要求があれば直ちに供給する。

救助法適用時は知事(又は知事の指示により町長)が提供に応じるものとし、救助法適 用前においては町長が行う。

7 個人備蓄の推進

町は、インスタントやレトルト等の応急食品を7日分、最低3日分、個人において準備して おくよう、住民に広報する。

○救助法が適用された場合

(1) 対象者

避難所に収容された者、住家に被害を受けて炊事ができない者及び被害をうけ一時縁故 地へ避難する必要のある者に対して行う。

(2) 実施期間

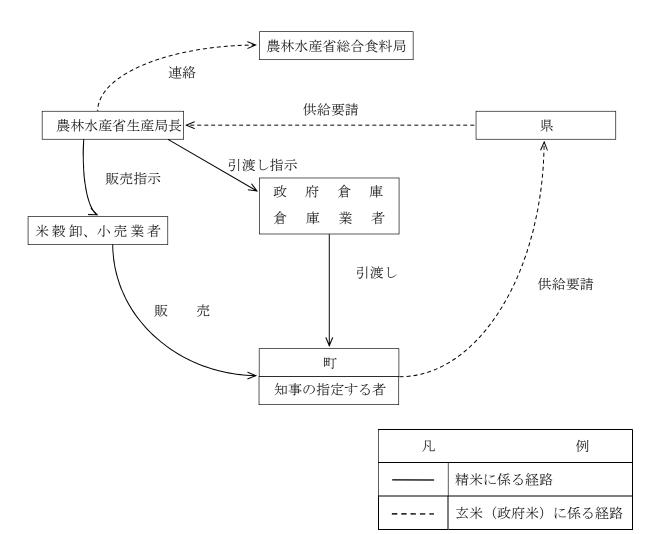
災害発生の日から7日以内とする。

ただし、被災者が一時縁故先等へ避難する場合においては、この期間内に3日分以内の 現物により支給することができる。

(3) 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

災害時における応急食料供給経路(物流)



第26節 生活必需品等供給計画

震災による住家被害等により、日常生活に欠くことのできない被服、寝具、その他の衣料品及 び生活必需品を喪失又はき損した者に対して、生活必需品を給与又は貸与する。

1 実施体制

(1) 実施機関

町の被災者に対する生活必需品の給与又は貸与が不可能であると判断された場合、県が 生活必需品等の確保を行い、町に供給する。

また、災害救助法が適用された場合は、これらの物資の確保及び輸送は知事が行う。 ただし、物資拠点が設置された場合、物資拠点から避難所等までの運搬については、町 に協力を要請する。

(2) 生活必需品等供給対象者

供給対象者は災害によって日常生活に欠くことのできない生活必需物資を喪失又はき損 し、しかも資力の有無にかかわらず、これらの物資を直ちに入手することができない状態 にある者とする。

2 生活必需品の確保

(1) 支給品目等

支給品目等は被害の実情に応じ、寝具、外衣、肌着、身の回り品、炊事道具、食器、日 用品及び光熱材料等について現物をもって行う。

(2) 物資の調達、輸送

ア 町は地域内で調達できる生活必需品の調達先及び集積場所等の状況を把握する。

イ 町は地域内において、輸送が不能になったときは、県に協力を求めることができる。

(3) 燃料の確保

町は、炊出しに必要なプロパンガス及びその器具の調達が困難な場合は、県及び協定先に対し要請を行う。

(4) 要配慮者に配慮した物資の備蓄

町は県に、県は社会福祉施設に対し、要配慮者に配慮した物資の備蓄を促進するよう要請を行う。

ア 生活物資は、必需品を中心に品目を選定する。

イ 被災施設への応援、地域での支援活動を考慮して確保する。

3 生活必需品の受入れ及び配分

救援物資等の受入れ及び配分に当たっては、各配付段階において必ず受払の記録及び受領書を整備する。

4 個人備蓄の推進

町は、震災直後に最低限必要となる衣類等の生活必需品を非常持出品として個人において準備しておくよう、住民に広報する。

○救助法が適用された場合

(1) 対象者

全半壊(焼)、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需 品を喪失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者

- (2) 給(貸) 与品目
 - ア 被服、寝具及び身のまわり品
 - イ 日用品
 - ウ 炊事用具及び食器
 - 工 光熱材料
- (3) 給(貸) 与の方法

原則として、物資の確保及び輸送は県において行うが、それ以後の措置は町において 行う。

ただし、緊急の場合は、知事の委任により、町長が生活必需品を購入し配分することができる。

- (4) 給(貸) 与の期間及び費用の限度
 - ア 給与又は貸与の期間は、災害発生の日から10日以内とする。
 - イ 給(貸)与のため支出できる費用は、「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

5 物資の調達先

保有数が不足する場合及び緊急やむを得ない場合には、多気郡農協等の物資協定締結先や町 内商工業者に協力を求め供給の確保に努める。

6 調達、救助物資集積場所

災害の規模及び災害発生の地域等に応じ、いつきのみや地域交流センター、小・中学校、公 民館、コミュニティセンター、及び総合体育館等に物資を集積し、配分を行う。

第27節 防疫・保健衛生計画

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴う家屋、工作物等の倒壊、水道断水、浸水等は、生活環境の悪化を招き、感染病の発生の危険を高める。

1 実施責任者

被災地の防疫についての計画の樹立及び実施は町が行う。ただし、町が実施できない場合は、 県が代わって行う。

2 防疫体制の確立

町は、地方部(松阪保健所)と連絡を密にし、要配慮者に対する配慮を行い、防疫組織の体制、器具、機材の整備、予防教育及び広報活動を整える。

3 検病調査及び健康診断

(1) 検病調査班の編成

検病調査班は、医師1名、保健師(又は看護師)1名及び助手1名で編成する。

(2) 検病調査の実施

検病調査班の稼働能力を考慮し、緊急度に応じて計画的に実施するが、たん水地域においては、週1回以上集団避難所においてできる限り頻回行う。

- (3) 検病調査班の用務
 - ア 災害地区の感染症患者の発生状況を迅速正確に把握
 - イ 患者及び保菌者の救護とその適切な処理
 - ウ 全般的な戸口調査
 - エ 前号による疑わしい症状のあるものの菌検索及び接触者の保菌者検索

4 食品衛生監視

町は、県職員である食品衛生監視員による被災地営業者及び臨時給食施設(避難所その他炊出し施設)調査の実態を把握し、救援物資の緊急安全確認やボランティア等に対する衛生指導を行うなど、適切な措置を講じ、被災者に対し安全で衛生的な食品を供給する。

5 保健活動

(1) 保健師活動

被災者の心身の健康状態と生活環境の実態を把握し、計画的・継続的に支援を行う。要

配慮者への支援や被災者の多様な健康課題に対応するため、関係者と連携及びチームでの 活動を行い、必要に応じて関係機関に応援要請を行う。

(2) 栄養・食生活支援

- ア 関係機関・部署と連携を図りながら、避難所等での栄養・食生活支援活動を行う。
 - (ア)要配慮者に対する栄養相談・指導を行う。
 - (イ)避難所での共同調理、炊き出し等への指導助言を行う。
 - (ウ)避難所、応急仮設住宅等の被災者に対する食事相談・指導を行なう。
- イ 栄養・食生活支援活動を行う管理栄養士・栄養士が不足する場合には、県又は近隣市 町に応援要請を行う。

6 ペット対策

町は、三重県獣医師会の助言、協力を得て、避難所に隣接した場所に飼い主責任を基本としたペットの管理場所及び救護所を設置するよう努める。

第28節 清掃計画

南海トラフ地震等大規模地震時には、建築物の倒壊、火災等によって一時的にがれき等大量の 廃棄物が発生し、かつ、避難所等からは非日常的な多量のごみが排出されることが予想される。

また、倒壊家屋、焼失家屋や避難所における仮設トイレ等の汲取りし尿の処理需要が発生するほか、し尿処理施設及び下水道施設の損壊による機能低下が予想される。

このため、被災地における廃棄物の収集処理を適切に実施し環境衛生に万全を期する。

1 実施責任者

被災地に対する清掃計画の策定及び実施は、町が行う。

2 障害物の除去

町が管理する緊急輸送道路等について、障害物等により交通の安全が確保できない場合には、 障害物等を撤去することにより緊急輸送機能を確保する。

隣家への倒壊のおそれや道路への支障が生じている等の危険家屋については、優先的に解体 処理を行う。

3 生活ごみ等処理

(1) 処理体制

町は、被害地域の生活ごみの発生状況と、道路交通状況、収集運搬体制及び処理施設の 稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷く。また、町は、日々大量に発生する 生活ごみ等の処理や一時保管が困難とならないよう、住民に対して集積や分別の協力依頼 を行う。

処理機材、人員等については、可能な限り町の現有の体制で対応するが、必要に応じて、 災害時の応援協定に基づき、人材の派遣及び機材の借上げ等の応援要請を行うことにより 迅速な処理を実施する。

甚大な被害を受けた場合、機材、人員等が不足する場合は、「三重県災害等廃棄物処理 応援協定書」により、県、近隣市町及び応援協定市町村に応援を要請する。

(2) 処理の方法

生活ごみ等の処理は、焼却のほか、必要に応じて埋立等環境影響上支障のない方法で行う。

なお、施設の能力低下や一時的なごみの大量発生が予想される場合には、一時保管場所 の確保、性状に応じた処理順位の設定など、公衆衛生の確保と生活環境の保全に配慮する。 また、倒壊家屋等の除去作業においては、解体に伴う粉じんや騒音の発生抑止に十分配 慮するとともに、できる限りの分別排出とリサイクルに努める。

4 し尿処理

(1) 処理体制

町は、し尿の発生量について、発生箇所、利用人数等を総合的に判断し、適切な処理体制を敷く。特に、仮設トイレ、避難所の汲取便所については、貯蓄容量を超えることがないように配慮する。(し尿の発生量は、ひとり1日当たり1.7リットルを目安とする。)

また、人員、機材が不足する場合には、ごみ処理に準ずる。

(2) 処理の方法

し尿の処理は、し尿処理施設によることを原則とし、必要に応じて、環境衛生に支障のない方法を併用する。

5 災害廃棄物処理

(1) 処理体制

災害廃棄物の処理を担当する組織を速やかに設置し、災害の規模、被災状況、災害廃棄物の発生量の推計、仮置場の設置等を行い、「明和町災害廃棄物処理実行計画」に基づいて適正かつ迅速に処理を行う。

また、甚大な被害が発生した場合は、県への支援要請の判断を速やかに行う。

(2) 処理の方法

明和町災害廃棄物処理実行計画に基づき処理を行う。人の健康や生活環境への影響が大きいものを優先的に収集運搬、処理処分を行う。

また、災害廃棄物の仮置場への搬入段階から適切な分別と可能な限りリサイクルに努め、 廃棄物処理法等の規定に従い、適正に処理を行う。

6 死亡獣畜の処理

(1) 処理方針

死亡獣畜(牛・馬・豚等が死亡したもの)の処理は、町の定める手続きに従い次のよう に行う。

なお、家畜伝染病を疑う場合は南勢家畜保健衛生所に連絡し、その指示を受ける。

ア 移動し得るものについては、適当な場所に集めて処理する。

イ 移動し難いものについては、その場で個々に処理する。

(2) 処理方法

ア埋却

深さ2mの穴を掘って生石灰を散布し、土砂をもって覆う。

イ 焼却

0.8mの穴を掘り、薪を入れ、ロストル、鉄板を置き、死亡獣畜をのせ、その上に更に薪を置き、重油(A)をかけ、むしろを被覆して焼き、土砂をもって覆う。

(3) 特定動物(猛獣類)における準用

死亡した特定動物の処理については、死亡獣畜の処理に準拠して行う。

第29節 遺体の捜索・処理・埋火葬計画

南海トラフ地震等大規模地震によって多数の死者、行方不明者が発生した場合の捜索、処理内容、埋葬等を的確に実施する。

1 遺体の捜索

(1) 実施者及び方法

遺体の捜索は、町災対本部において消防機関、警察、自衛隊、海上保安庁等救助機関と 連携し、救出救助活動に必要な舟艇、車両その他機械器具等を借り上げて実施する。

(2) 応援の要請等

町災対本部において被災その他の条件により実施できないとき、又は遺体が流失等により他市町にあると認められるとき等にあっては、近隣市町又は遺体漂着が予想される市町に直接捜索応援の要請する。

応援の要請に当たっては、次の事項を明示して行う。

- (ア) 遺体が埋没し、又は漂着していると思われる場所
- (イ) 遺体数、氏名、性別、年令、容ぼう、特徴及び持物等
- (ウ) 応援を求めたい人数又は舟艇器具等
- (エ) その他必要な事項

2 検視場所・遺体安置所

松阪警察署と調整を図り、被災状況に応じて、必要な検視場所・遺体安置所を開設する。 (検視場所・遺体安置所については、速やかに開設できるよう松阪警察署と調整を図り、候補 地を事前に検討しておく。)

3 遺体の処理、収容

遺体を発見したときは、町災対本部は、速やかに松阪警察署と連携して検視場所・遺体安置 所に収容するとともに、検視・検案・身元確認を実施し、必要に応じ、次の方法により遺体を 処理する。

(1) 実施者及び方法

遺体の処理は、町災対本部において医療救護班又は医師が日本赤十字社三重県支部の協力を得ながら、遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置をし、埋火葬までの間、開設した遺体安置所に安置する。ただし、町災対本部において実施できないときは、他機関所属の医療救護班の出動応援を求める等の方法により実施する。

(2)遺体保存用資材の確保

検視・検案・身元確認を行い埋火葬等の措置をするまでの間、遺体を一時保存するため、 棺、遺体保存袋、ドライアイス等の遺体保存用資材を確保する。ただし、町災対本部にお いて資材の確保が困難な場合は、県に対し要請する。

4 遺体の埋火葬

災害の際、死亡したもので町災対本部がその必要を認めた場合は、次の方法により応急的な 埋葬を行う。

(1) 実施者及び方法

埋火葬の実施は、町災対本部において直接土葬若しくは火葬に付し、又は棺及び骨つぼ 等を遺族に支給する等現物給付をもって行う。

なお、埋火葬の実施に当たっては、次の点に留意を要する。

- ア 事故死等による遺体については、警察から引継ぎを受けたあと埋火葬する。
- イ 身元不明の遺体については、警察その他関係機関に連絡し、その調査に当たるととも に、埋火葬に当たっては土葬とする。
- ウ 被災地以外に漂着した遺体等のうち、身元が判明しないものの埋葬は、旅行死亡人と しての取扱いによる。

なお、埋葬の実施が、町災対本部でできないときは、「1(2)応援の要請等」に準じて他機関の応援及び協力を得て実施する。

○救助法が適用された場合

1 遺体の捜索

(1) 捜索の対象

災害により現に行方不明の状態にある者で、周囲の事情によりすでに死亡している と推定される者

(2) 費 用

遺体捜索のため支出できる費用は、舟艇、その他捜索のための機械、器具等の借上 費又は購入費、修繕費及び燃料費等とし、当該地域における通常の実費とする。な お、輸送費及び賃金職員等雇上費は、遺体捜索費から分離し、「賃金職員等雇上費」、 「輸送費」として、一括計上するものとする。

(3) 期 間

災害発生の日から10日以内とする。

- 2 遺体の処理、収容
 - (1) 遺体処理の対象

災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のためにその遺体の処理(埋葬を除く)ができない場合に行う。

- (2) 処理の内容
 - ア 遺体の洗浄、縫合及び消毒等の処置
 - イ 遺体の一時保存
 - ウ検案

検案は原則として医療救護班によって行うこと。

(3) 方 法

遺体の処置は、救助の実施機関内において現物給付で行うものであること。

- (4) 費用の限度
 - ア 「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。
 - イ 検案が医療救護班によることができない場合は、当該地域の慣行料金の額以内と する。
 - ウ 遺体処理のため必要な輸送費及び賃金職員等雇上費は、当該地域における通常の 実費とする。(輸送費及び賃金職員等雇上費の項で処理する。)
 - エ 期 間 災害発生の日から10日以内とする。
- 3 遺体の埋火葬
 - (1) 遺体埋火葬の対象

災害の際、死亡した者に対して、その遺族が混乱期のため、資力の有無にかかわらず、埋火葬を行うことが困難な場合又は死亡した者の遺族がない場合

(2) 方 法

埋火葬は、遺体処理の現物給付であって、実施時期は、災害の混乱期を予想しているものであるから、知事又は町長(補助又は委任による。)が行うことを原則とする。

(3) 費 用

ア範囲

次の範囲内において、なるべく棺、棺材等の現物をもって実際に埋火葬を実施する者に支給すること。

- (ア) 棺(付属品を含む。)
- (イ) 埋葬又は火葬(賃金職員等雇上費を含む。)
- (ウ) 骨つぼ及び骨箱

イ 費用の限度

「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

ウ 期 間

災害発生の日から10日以内とする。

第30節 文教対策計画

南海トラフ地震等大規模地震時における児童・生徒等の安全確保及び災害復旧時等において通 常の教育が行えない場合に教育活動が円滑に行えるよう計画を定める。

1 応急計画の策定

地震発生時における児童・生徒等の安全及び教育施設の確保を図るため、県教育委員会、町 教育委員会及びその他の学校管理者は、次に掲げる事項について必要な計画を策定して、実施 する。

(1) 防災上必要な体制の整備

災害発生時に迅速かつ適切な対応を図るために、各学校では平素から災害に備え職員等 の任務の分担、相互の連携、時間外における職員の参集等についての体制を整備する。

(2) 児童・生徒等の安全確保

ア 在校(園)中の安全確保

在校(園)中の児童・生徒等の安全を確保するために、児童・生徒等に対して防災上 必要な安全教育を行うとともに、災害発生時に迅速かつ適切な行動がとれるよう防災訓 練等の実施に努める。

イ 登下校時の安全確保

登下校時の児童・生徒等の安全を確保するため、情報収集伝達方法、児童・生徒等の誘導方法、保護者との連携方法、緊急通学路の設定及びその他登下校時の危険を回避するための方法等について計画を樹立するとともに、あらかじめ教職員、児童・生徒等、保護者及び関係機関に周知徹底を図る。

ウ 放課後児童クラブの児童の安全確保

放課後児童クラブの児童の安全を確保するため、運営事業者に対して、災害発生時に 迅速かつ適切な行動がとれる体制を整えるよう指導する。

(3) 施設の防備

文教施設、設備等を災害から防護するため、定期的に安全点検を行い、危険箇所あるいは要補修箇所の早期発見に努めるとともに、これらの改善を図る。

2 応急教育の実施

文教施設の被災又は児童・生徒等の被災により、通常の教育が行えない場合の応急教育は本 計画による。

(1) 教育施設の確保、教職員の確保(実施責任者)

県立学校、県立学校以外の県の教育機関……県教育委員会 町立学校、町立学校以外の町の教育機関……町教育委員会

(2) 文教施設の応急対策

被災施設の状況を速やかに把握し、関係機関と密接な連絡のうえ、次の対策をとり、教育の低下をきたさないように努める。

- ア 校舎の被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定を行う。
- イ 校舎の被害が軽微なときは、速やかに応急修理を行う。
- ウ 校舎の被害が相当に大きく、全面的に使用不能で、復旧に長時間要する場合には使用 可能な学校施設、公民館、公会堂、その他民有施設の借上げ等仮校舎を利用する。

(3) 応急教育の方法

校舎の被害が甚大で、復旧に相当の期間を要し、授業ができないため、学力低下のおそれがある場合は応急の仮校舎で授業を行う。

(4) 教職員の確保

教職員の人的被害が大きく、教育の実施に支障をきたすときは、明和町教育委員会は、 三重県教育委員会と連携し、学校間等の教職員の応援を図るとともに、非常勤講師等の任 用などを行う。

(5) 授業料の減免等

三重県立高等学校授業料減免及び徴収猶予要綱(平成5年教育委員会告示第6号)により、授業料支弁困難な者に減免の措置を講ずる。

日本学生支援機構の奨学金を必要とする場合は、災害による特別採用を行うことができる。

(6) 県立学校施設等の一時利用の措置

災害応急対策のため、県立学校、県営施設等の一時利用を県本部に要請することができる。

3 学用品の調達及び確保

(1) 救助法が適用された場合

ア 対象者

災害のため住家に被害を受け、就学上欠くことのできない学用品を喪失又はき損し、 しかも物品販売機構等の一時的混乱により資力の有無にかかわらず、これらの学用品を 直ちに入手することができない状態にある小学校児童及び中学校生徒(盲学校、ろう学 校及び養護学校の小学部児童及び中学部生徒を含む。)

イ 学用品の給与

被害の実状に応じ、次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行うこと。

- (ア) 教科書
- (イ) 文房具
- (ウ) 通学用品
- ウ 費用及び期間

資料7-3「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

4 文化財の保護

(1) 被害防止対策

ア 基本方針

災害発生時における文化財の保護を図るため町斎宮跡・文化観光課及び所有者・管理 者は、三重県教育委員会と連携し、必要な計画を樹立し実施する。

イ 対策

文化財の被害を未然に防止し、又は文化財の被害拡大を防止するため、町斎宮跡・文 化観光課は、文化財の所有者及び管理者に保存管理に万全を期すよう指導、助言する。

(2) 被害報告

国・県指定文化財が被害を受けたときは、所有者及び管理者は被害状況を調査し、結果 を速やかに町斎宮跡・文化観光課を通じて、三重県教育委員会に報告するものとする。

(3) 応急対策

国・県指定文化財が被害を受けたときは、その所有者及び管理者は、国・県の指示に従い、その保存を図るものとする。

ただし、人命にかかわるような被害が発生した場合は、この限りではない。

5 被災児童・生徒の保健管理

- (1) 被災児童・生徒の心の相談を行うため、保健室におけるカウンセリング体制の確立を図る。
- (2) 学校の設置者は応急処置器材を、各学校に整備し、養護教諭等が応急措置にあたる。

第31節 応急住宅対策計画

南海トラフ地震等大規模地震の発生は、住宅の倒壊等を生じ、多数の住民が住居を失う。 このため、町は三重県と連携をとり、応急仮設住宅の設置や被害家屋の応急修理の実施又は、 既存公営住宅等の活用によって、被災住民の住居の確保を図る。

1 実施体制

- (1) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理は原則として三重県が行う。 救助法が適用された場合においても知事から委任されたとき、又は知事による救助のい とまがないときは町長が行う。
- (2) 応急仮設住宅の建設及び住宅の応急修理に係る建設資材の調達については、県建設業協会等の業界団体に協力を求めて、実施する。

2 応急仮設住宅の建設

災害のため、住家が滅失したり、被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者に対し、公営住宅や民間賃貸住宅を活用するとともに、応急仮設住宅を建設し、一時的な居住の安定を図る。

(1) 設置場所

町において決定する。

なお、町は、応急仮設住宅の建設可能箇所について、あらかじめ、候補地リストを作成 し、候補地ごとに道路等の周辺環境、災害の危険性、ライフライン施設の設置状況等を把 握しておく。

(2) 入居者

- ア 住家が全壊(焼)流失した世帯であること。
- イ 居住する住家がない世帯であること。
- ウ 自己の資力では住宅を建設することができない世帯であること。
- (注) ウに該当する者の例
- (ア) 生活保護法の被保護者並びに要保護者
- (イ) 特定の資産のない失業者
- (ウ) 特定の資産のない寡婦及び母子家庭
- (エ) 特定の資産のない高齢者、病弱者及び身体障がい者
- (オ) 特定の資産のない勤労者

- (カ) 特定の資産のない小企業者
- (キ) 前各号に準ずる経済的弱者
- (4) 要配慮者に配慮した仮設住宅

仮設住宅の建設に当たっては高齢者、障がい者に配慮した住宅の建設を考慮する。

(5) 建設期間

災害発生の日から20日以内に着工し、速やかに完成する。したがって町においては、災害発生の日から7日以内に建設場所及び入居該当者について報告しなければならない。

(6) 費用の限度

資料編7-3「救助の程度、方法、期間等一覧表」のとおりとする。

(7) 供与期間

建築工事が完了した日から2年以内とする。

3 住宅の応急修理

(1) 対象者

災害のため住家が半壊又は半焼し、当面の日常生活が営み得ない状態であり、かつ自ら の資力では応急修理をすることができない者

(2) 費用の限度

資料編7-3「救助の程度、方法、期間等一覧表」参照。

(3) 期間

災害発生の日から1か月以内とする。ただし、特別の事情がある場合は、厚生労働大臣 の承認を得て延長することができる。

4 被災建築物応急危険度判定の実施

町は、建築物の余震による倒壊や落下物による二次災害の防止を図るため、被災建築物応急 危険度判定を実施する必要があると認め、実施を決定したときは、災害対策本部に被災建築物 応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を遅滞なく県に連絡する。併せて、被災 者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県に応急危険度判定士の派遣を 要請する。

応急危険度判定士は、建築物の被災状況を現地調査して建築物の危険度を判定し、その結果を使用者(所有者・管理者)に説明の上、当該建築物に判定結果等を表示し、使用者だけでなく、近隣住民等にも注意喚起する。

5 被災宅地危険度判定の実施

町は、被災宅地危険度判定の実施を決定したときは、災害対策本部に被災宅地危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を遅滞なく県に連絡する。併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じ、必要に応じて県へ判定士派遣要請を行い、被災宅地危険度判定

を実施する。

被災宅地危険度判定士は、宅地の被害状況を現地調査して宅地の危険度を判定し、宅地に判定結果等を表示することにより、所有者や使用者だけでなく、付近を通行する人や近隣住民等にも注意喚起する。

第32節 救助法適用計画

南海トラフ地震等大規模地震発生時においては、家屋の倒壊をはじめとして、火災、土砂崩れなど各種災害の多発によって、多大の人的、物的被害が発生することが予想され、救助法に基づく救助実施の必要が生じるので、必要と認めたときは速やかに所定の手続きを行う。

1 適用基準

救助法の適用基準は、救助法施行令第1条に定めるところによるが、県における具体的適用 基準は次のとおりとする。

(1) 適用の要件

- ア 災害のため一定規模以上の被害を生じた場合で、被災者が現に応急救助を必要として いること。
- イ 救助法による救助の要否は、町単位で判定すること。
- ウ 原則として同一の原因による災害であること。

(2) 適用基準

- ア 町の区域内の人口に応じそれぞれ「市町村別適用基準」に定める数50世帯以上の世帯 の住家が滅失したこと(救助法施行令第1条第1項第1号)。
- イ 県の区域内において、1,500世帯以上の住家が滅失し、市町村の区域内の人口に応じ それぞれ「市町村別適用基準」に定める数25世帯以上の世帯の住家が滅失したこと(教 助法施行令第1条第1項第2号)。

			人	П	世	帯	数	第	1	号	第	2	号
明	和	町		22, 893		9	9, 353			50			25

(令和4年4月現在)

- ウ 県の区域内において、7,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は災害が隔絶した地域に発生するなど、被災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、 市町の区域内で多数の住家が滅失したこと(救助法施行令第1条第1項第3号)。
- エ 多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたこと(救助法施行 令第1条第1項第4号)。

2 被災世帯の算定基準

(1) 住家の滅失等の認定

「救助法適用基準」による被害認定方法を用いる。

(2) 住家の滅失等の算定

住家が滅失した世帯の数の算定にあたり、全壊、全焼、流失等住家が滅失した世帯は、 生活を一にする実際の生活単位をもって1世帯とするが、住家が半壊又は半焼した世帯は 2世帯をもって、住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができな い状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家が滅失した一の世帯とみなす。

3 救助の種類と実施権限の委任

- (1) 救助法による救助の種類(資料編7-3参照)
 - ア 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
 - イ 炊出しその他による食品の給与及び飲料水の供与
 - ウ 被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与
 - エ 医療及び助産
 - オ 災害にかかった者の救出
 - カ 災害にかかった住宅の応急修理
 - キ 生業に必要な資金の貸与
 - ク 学用品の給与
 - ケ埋葬
 - コ 遺体の捜索及び処理
 - サ 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等で、日常生活に著しい支障を 及ぼしているものの除去
- (2) 知事が災害発生の都度町長に委任した救助については、町長が実施責任者となるものである。
 - (参考) (1)のキにいう生業資金の貸付については、各種の貸付金制度が充実されている ため、事実上停止しており、これに代わって「災害弔慰金の支給等に関する法律」 による支給や貸付が実施されている。

第4章 災害復旧計画

第1節 民生安定のための緊急措置

南海トラフ地震等大規模地震の発生は、多数の死傷者を生じることにとどまらず、家屋の倒壊、 焼失、流失などによる住家喪失、環境破壊などをもたらし、多くの住民を極度の混乱状態におと しいれる。

従って、このような混乱状態を解消し、早期に人心の安定と社会秩序の維持の回復を図るため、 被災者の生活の安定、社会経済活動の早期回復に万全を期する。

1 生活確保に関する計画

町は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、被災者への支援措置を早期に実施するため、火災によるものを除く住家の被害認定やり災証明書の交付体制をただちに確立し、速やかに被災者にり災証明書を交付する。

また、災害を受けた地域の民生を安定させるため、世帯更生資金、母子福祉資金の貸付、被 災者に対する職業のあっせん、租税の徴収猶予及び減免、簡易保険、郵便年金契約者に対する 非常貸付、郵便貯金者に対する非常払渡し、住宅資金貸付、生活必需物資及び災害復旧用資機 材の確保等に関する対策を講ずる。

さらに、被災者の生活再建に向け、被災者一人ひとりのニーズに沿った相談支援を行う。

(1) 災害弔慰金、災害見舞金、災害援護資金

災害弔慰金の支給等に関する条例(昭和49年9月12日条例第29号)に基づき、災害 (救助法適用を受ける災害)により死亡した被災者の遺族に対して災害弔慰金を、 災害により精神又は身体に著しい障害を受けた被災者に対して災害障害見舞金を支 給する。また、災害により被害を受けた世帯の世帯主に対して災害援護資金の貸付 けを行う。

ア 災害弔慰金

町は、災害(救助法適用を受ける災害)により死亡したときは、その被災者の遺族に対し、災害弔慰金の支給を行う。

(ア) 弔慰金の支給額

災害により死亡した者1人当たりの災害弔慰金の額

- ①その者が生計を主として維持していた場合は、500万円。
- ②その他の場合は、250万円。

イ 災害見舞金

町は、災害(救助法適用を受ける災害)により負傷し、又は疾病にかかり、治ったとき(その症状が固定したときを含む。)に法別表に掲げる程度の障害があるときは、 当該被災者に対し、災害障害見舞金の支給を行う。

(ア) 災害見舞金の支給額

障害者1人当たりの災害障害見舞金の額

- ①その者が、生計を主として維持していた場合は、250万円。
- ②その他の場合は、125万円。

ウ 災害援護資金の貸付

住宅、家財の被害の程度に応じて150万円から350万円の貸し付けを行う。(10年償還、 年利3%)

(2) 生業資金等の貸付

ア 救助法による生業資金の貸付

被災者のうち、生活困窮者等に対する事業資金その他の少額融資は本計画による。

(ア) 対象者

住家が全壊(焼)又は流失し、生業の手段を失った世帯で次の各号に該当する者 に対して行う。

- a 小資本で生業を営んでいた者であること。
- b 蓄積資金を有しないこと。
- c 主として家族労働によって生業を維持している程度の者であること。
- d 生業の見込みが確実であって、具体的事業計画を有し、かつ償還能力のある者であること。
- (イ) 貸付限度額 30,000円 就職支度金15,000円

イ 生活福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象世帯

- a 低所得世帯(貸付と必要な援助指導を受けることにより独立自活ができると認められる世帯で、必要な資金の融通を他から受けることが困難な比較的所得の少ない世帯 ※世帯の所得が生活保護基準の2倍以下)
- b 障害者世帯 (障害者の属する世帯 ※世帯の所得が生活保護基準の3倍以下)
- c 高齢者世帯(日常生活上療養または介護を要する65歳以上の高齢者に属する 世帯※世帯の所得が生活保護基準の2倍以下)

ただし、貸付金の種類によっては対象とならない世帯となる場合がある。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、借入申込書を町社会福祉協議会に提出し、その居住 地を担当区域とする民生委員の調査及び、町社会福祉協議会の貸付調査を経て、三 重県社会福祉協議会貸付審査等運営委員会に提出する。

(ウ) 貸付金の種類

a 総合支援資金

(生活支援費、住宅入居費、一時生活再建費)

b 福祉資金

(療養費、介護等費、福祉費、住宅費、福祉用具購入費、障がい者自動車購入費、 災害援護資金、生業費、技能習得費、緊急小口資金)

c 教育支援資金

(教育支援費、就学支度費)

d 不動產担保型生活資金

(不動産担保型生活資金、要保護世帯向け不動産担保型生活資金)

- ※1 療養費について、療養期間は介護サービス利用経費を支払うことが困難と認められる期間が1年を超え1年6ヶ月以内の場合であって、世帯の自立のために必要と認められるときは貸付限度額増となる。
- ※2 災害援護資金は被害の大きさの程度に応じて福祉費(住宅)との重複貸付が可能。
- *3 技能習得費は6ヶ月終了の場合が基準だが。終了時期に応じて1ヶ月単位で最 長3年間までの延長が可能。
- ※4 教育支援費は高等学校には専修学校高等課程を、短期大学には専修学校専門課程を含む。

ウ 母子父子寡婦福祉資金の貸付

(ア) 貸付の対象

配偶者のない女子及び配偶者のない男子であって、現に児童(20歳未満の者)を 扶養している者及び「母子及び父子並びに寡婦福祉法」の対象となっている寡婦等。 ただし、現に扶養する子等のない寡婦及び40歳以上の配偶者のない女子の場合は、 前年度所得が政令で定める額以下の者を原則とする。

(イ) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申請書(町役場に備え付けられている)に関係 書類を添付して、町役場を経由して県に提出する。

(ウ) 貸付金の種類

- a 事業開始資金
- b 事業継続資金
- c 住宅資金
- d 技能修得資金
- e 生活資金
- f 就職支度資金
- g 修学資金
- h 転宅資金
- i 就学支度資金
- i 修業資金
- k 医療介護資金
- 1 結婚資金
- 工 年金担保貸付、労災年金担保貸付

(ア) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、年金を受け取られている銀行、信用金庫等の店舗 (「独立行政法人福祉医療機構代理店」と表示。)(※ゆうちょ銀行、農協及び労働 金庫は、取扱窓口となっていません。)で所定の手続きを行う。

(イ) 貸付金の限度、期間等

貸付額 年金額の1.0倍以内、各支払期の返済額の15倍以内または 250万円以内のうち最も低い額。

償還期限 2年6カ月以内

金利その他詳細についての問い合わせ先:独立行政法人福祉医療機構 (03-3438-0224)

才 恩給担保貸付金

(ア) 借入の手続

貸付を受けようとする者は、貸付申込書(株式会社日本政策金融公庫に備え付けられている。)に証書及び貸付証明書を添付して、株式会社日本政策金融公庫(津市万町津133)に提出する。

(イ) 貸付金の限度、期間等

貸付額 250万円以内。ただし、担保とする年金の年額の3年分以内の額。 償還期限、金利等その他詳細についての問い合わせ先:株式会社日本政策金融公 庫津支店(津市万町津133)

(3) 被災者に対する職業あっせん等

ア 通勤地域における適職求人の開拓

- (ア) 職業転職者に対して常用雇用求人の開拓を実施する。
- (イ) 復旧までの間の生活確保を図るため、日雇求人の開拓を実施する。
- イ 巡回職業相談所、臨時職業相談所の開設
 - (ア) 災害地域を巡回し、職業相談を実施する。
 - (イ) 収容場所に臨時相談所を設け、職業相談を実施する。
- ウ 「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」の適用により雇用保険 求職者給付を行う。
- (4) 租税の徴収猶予及び減免等

災害による被害者の納付すべき租税の徴収猶予及び減免を行って被災者の生活の安定を 図る。

- ア 国税の徴収猶予及び減免等
 - (ア) 災害等による期限の延長

国税通則法(昭和37年法律第66号)第11条の規定に基づき、災害により国税に関する法律の定めるところによる申告、申請、請求、届出その他書類の提出、納付又は徴収に関する期限までにこれらの行為をすることができないものと認めるときは、国税庁長官、国税局長及び税務署長は、当該期限を延長することができる。

(イ) 災害被害者に対する租税の減免及び徴収猶予等

「災害被害者に対する租税の減免徴収猶予等に関する法律」(昭和22年法律第175号)の規定に基づき、震災、風水害、落雷、火災その他これに類する災害に因る被害者の納付すべき国税の軽減若しくは免除、その課税標準の計算若しくは徴収の猶予又は災害を受けた物品について納付すべき国税の徴収に関する特例については、他の法律に特別の定めのある場合を除いてこの法律の定めるところによる。

イ 県税の減免及び期限延長

(ア) 県税の減免

災害が発生した場合において必要があると認めるときは、被災納税者に対する県 税の減免を行う。

なお、災害が広範かつ大規模にわたる場合は、県税の減免に関する単独条例を制 定して被災納税者の救済を図る。

(イ) 各種期限の延長

広範囲にわたる災害が発生し、交通又は通信等が途絶した場合等においては、被 災地域内における県税の納税者について、県税の納付期限、申告期限及び申請期限 を延長する。

ウ 町税の減免等の措置

町においては、被災者の町民税及び固定資産税等の減免、徴収猶予並びに納期等の延

長について、町の条例の定めるところに従って必要な措置を行う。

- (5) 簡易保険・郵便年金保険契約者に対する非常貸付、郵便貯金等預金者に対する非常払渡 等
 - ア 簡易保険・郵便年金保険契約者に対する非常貸付

天災等により、多数の保険契約者が被災した場合に保険者が一定地域の保険契約者の ため必要と認める場合には、特に指定した郵便局で普通貸付金を即時払い渡す。

イ 郵便貯金等の預金者に対する非常払渡

救助法が適用された区域内に対し、郵便局において非常払渡を取扱う。

ウ 災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付

救助法第2条に規定する被災者であって、同法第23条第1項第1号に掲げる救助、又は同項第3号に掲げる救助を受ける者は、郵便法の規定により郵便葉書及び郵便書簡の無償交付を受けられる。

(6) 自力再建支援、災害公営住宅の建設及び独立行政法人住宅金融支援機構資金のあっせん ア 自力再建支援

住宅に関する情報提供は、復旧・復興対策として重要であり、被災者の住宅再建に向けた意思形成を支援できるよう、その提供体制構築を含めて円滑に行う。

特に、被災住宅の修理による活用は、被災者にとっては早期の生活再建に、県及び町にとっては復興期までの様々な行政需要の抑制に、資するものであるため、早期から積極的に促進を図る。

また、再建資金等の調達方法等を含めた支援メニュー等災害発生時における住宅に関する情報の提供に努める。

イ 災害公営住宅の建設

災害により住居を滅失又は焼失した場合で、前述の自力再建支援を行っても自らの資力では住宅を得ることができない被災者に対しては、町及び県は、将来の住宅需要も勘案したうえで必要に応じて災害公営住宅を供給し、住居の確保を図る。

滅失又は焼失した住宅が、公営住宅法に定める基準に該当する場合には、町及び県は 被災住宅の状況を速やかに調査して国土交通省に報告するとともに、災害公営住宅建設 計画を作成し、災害査定の早期実施が得られるよう努める。

ウ 独立行政法人住宅金融支援機構資金のあっせん

県及び町は、独立行政法人住宅金融支援機構との情報共有及び連携を図り、災害時における被災者対象住宅相談窓口の円滑な設置運営に資するよう努めるとともに、災害時においては家屋の被害状況調査を早期に実施し、災害復興住宅資金の融資が円滑に行われるよう取り組む。

(7) 生活必需物資・災害復旧用資機材の確保

防災関係機関は、災害復旧に当たって被災者の生活必需物資の確保に努め、又災害復旧 用資機材の調達、輸送等に努める。

2 義援金品、見舞金品の受入、配分計画

被災者、被災設備等に対する義援金品等の募集、保管輸送及び配分は、本計画による。

(1) 実施機関

災害義援金品等の募集、輸送及び配分は、次の関係機関が共同し、あるいは協力して行う。

- 三重県共同募金会、日本赤十字社三重県支部
- 三重県社会福祉協議会、県、明和町、その他各種団体

(2) 募集

県内又は都道府県に大災害が発生した場合、実施機関が一般住民を対象に募集するものであり、募集内容に当たっては被災地の状況等を十分考慮して行う。

(3) 集積引継ぎ

ア 各家庭から募集したときは、社会福祉協議会及び民生委員児童委員等の組織が訪問して集積するか、あるいは集積場所を指定して各家庭から持参してもらう等の方法によって集積し、実施機関へ引き継ぐ。

イ 職域募集あるいは生徒会等によって集積されたものは、一括して実施機関に引き継ぐ。

(4) 保管

義援金及び見舞金(有価証券を含む。)については、町災対本部(総務班)において一括とりまとめ保管し、義援金品等については、各関係機関において保管する。

(5) 配分、輸送

配分の単位を、被災地の状況、義援金品等の内容、数量等を検討し、速やかに被災者に届くよう、関係機関を通じ、配分及び輸送する。また、他の都道府県に配分する場合は、都道府県に送付する。

(6) 費用

義援金品等の募集及び配分に要する労力等は、できるだけ無料奉仕とするが、輸送その 他に要する経費は実施機関において負担する。

3 被災者生活再建支援制度

被災者生活再建支援法に基づき自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対して、 都道府県が拠出した基金を活用して支援金を支給する。

(1) 対象となる自然災害

暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他の異常な自然現象により

生ずる被害であり、対象となる災害の程度は次のとおりである。

- ①災害救助法施行令第1条第1項第1号(明和町の場合50世帯)又は第2号(三重県の場合1,500世帯)に該当する被害が発生した市町村
- ②10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村
- ③100 世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県
- ④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村 (人口10 万人未満に限る)
- ⑤ ①~③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る)
- ⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、 5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口10万人未満に限る) 2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村(人口5万人未満に限る)

(2) 対象となる被災世帯

対象となる被災世帯は、上記(1)の自然災害により被災した次の世帯である。

- ①住宅が全壊した世帯
- ②住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯
- ③災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯
- ④住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯(大規模半壊世帯)

(3) 支援金の支給額

支援額は、以下の2つの支援金の合計額となる。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額)

①住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金)

住宅の被害程度	全 壊	解 体	長期避難	大規模半壊
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円

②住宅の再建方法に応じて支給する支援金 (加算支援金)

住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借 (公営住宅以外)
支給額	200万円	100万円	50万円

※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、 合計で200(又は100)万円

(4) 支援金の支給申請

	申請期間	添付書類			
①基礎支援金	 災害発生日から13月以内	り災証明書、住民票、預金通			
①	炎音先生日から13月以内	帳等の写し 等			
○ m 答士 極 △	(学業化日本と9.7日以内	契約書等の写し 等			
②加算支援金	災害発生日から37月以内	(預金通帳の写し)			

(5) 支援金支給までの手続き

- ① 被 害 報 告……市町→三重県(地域防災総合事務所→防災対策部)
- ②被害状况等報告……三重県→国(内閣府)、被災者生活再建法人
- ③ 支援法対象災害の報告……三重県→国(内閣府)、被災者生活再建法人
- ④ 支 援 法 適 用 報 告……三重県→国、被災者生活支援法人、市町
- ⑤ 支援法適用の公示……三重県
- ⑥ 住 家 の 被 害 認 定……市町→被災者
- ⑦ り 災 証 明 書 交 付……市町→被災者
- ⑧ 支 援 金 支 給 申 請……被災者→市町
- ⑨申請書の送付……市町→三重県→被災者生活支援法人
- ⑩ 支 援 金 の 支 給……被災者生活支援法人→被災者
- ⑪ 補 助 金 申 請……被災者生活支援法人→国
- ⑫ 補 助 金 交 付……国→被災者生活支援法人

4 生活再建に向けた相談支援

総合的な被災者相談窓口を開設し、関係者と連携しながら被災者一人ひとりの生活再建に係るニーズに沿った相談支援を行う。

第2節 激甚災害の指定

南海トラフ地震等大規模地震の発生に伴う被害が甚大であり、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(昭和37年法律第150号。以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受ける必要があると考えられる場合の手続き及び指定を受けた場合の手続き等について別に定める。

1 激甚災害に関する調査

- (1) 町は、県が行う激甚災害及び局地激甚災害に関する調査等について協力する。
- (2) 関係各班は、激甚法に定める必要な事項を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるよう措置する。

2 激甚災害指定の促進

知事が激甚災害の指定を受ける必要があると認めたときは、町は、国及び県の関係機関と密接な連携のうえ、指定の促進を図る。

第5章 地震防災強化計画

第1節総則

1 計画作成の趣旨

大規模地震対策特別措置法(昭和53年法律第73号。以下「大震法」という) は大規模地震発生前の事前措置を行って、地震災害を防止軽減することを目的に制定された。

同法に基づき、東海地域を中心に1都7県157市町(平成26年4月1日現在)が、東海地震を 想定した地震防災対策強化地域に指定されており、本県では10市町が指定され、その他の市町 についても強化地域の周辺に位置しているため、津波被害を中心に被害発生が憂慮される。ま た、東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられた場合においては、社会的混乱の発生が懸念さ れる。

このため、町民の生命身体及び財産を地震による災害から保護することを目的として、「地震防災強化計画」を策定する。

2 計画作成の基本方針

- (1) この計画は、東海地震の発生に伴う被害の発生を防止又は軽減するため、町防災関係機 関等のとるべき事前措置の基本的事項について定める。
- (2) この計画は、大震法第6条第1項の規定に基づいて東海地震注意情報又は警戒宣言が発せられてから、地震発生までの間、又は警戒解除宣言が出されるまでの緊急対策を中心に作成する。
- (3) 地震発生後の災害対策は「第3章災害応急対策計画」により対処する。
- (4) 町防災関係機関は、この計画を基本としながら各々の計画に基づき、判定会招集又は警戒宣言発令に伴う緊急応急対策に万全を期する。

第2節 活動体制

町は注意情報又は警戒宣言が発せられ災害が発生するおそれがある場合には、社会生活の維持 を図り、緊急対策を推進するため、災害対策本部を設置する。

また、防災関係機関は、地震災害の発生を未然に防御するための活動体制を整備する。

1 町の活動体制

町は、注意情報又は警戒宣言が発令されたら、第3章第1節に準じて活動する。

2 防災関係機関の活動体制

各機関は、注意情報又は警戒宣言が発令された場合は、それぞれの防災業務計画その他の計画により、災害対策組織を整備して自らの活動を実施するとともに、町の活動が円滑に行われるよう相互に情報交換を行い、業務について協力する。

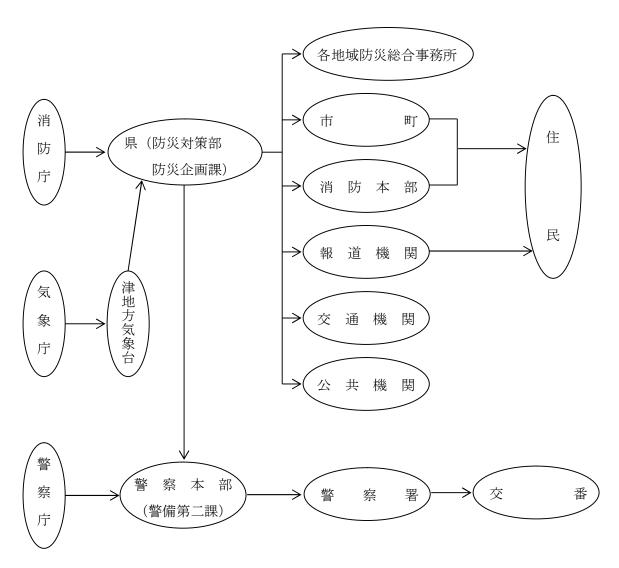
3 防災関係民間団体の協力

町防災関係機関は、所掌事務に関係する民間機関等に対し、災害が発生した場合に積極的な協力が得られるよう協力体制の確立に努める。

第3節 情報伝達計画

注意情報が発令された場合又は、警戒宣言が発せられた場合には、町、防災関係機関は、警戒 宣言及び大規模地震に関する情報等を各機関の有機的連携のもとに正確かつ迅速に伝達する。

1 伝達系統(大震法に基づく地震予知情報等の伝達系統) 警戒宣言、地震予知情報等に関する情報は、次の系統により伝達する。



※ ただし、津地方気象台は、気象庁から「東海地震に関連する情報」の通報があったとき、 直ちに県(防災企画課)に連絡する。

- 上冊	識	<i>D</i>		種	類	;	識					
標		D)			鐘	音	サ	イ	レ	ン	音
						(5点)	(約45秒	少)			
警	戒	宣	言	標	識	• • • •	$\bullet \bullet \bullet \bullet$		Y \			\rightarrow
											/ (斜	勺15秒)

2 住民等への伝達

町は、内部伝達組織を整備するとともに、避難行動要支援者に配慮しつつ速やかに住民等へ 伝達する。ただし、判定会招集連絡報の町から地域住民への伝達については、報道機関の報道 開始時から行うよう努める。

東海地震の地震災害警戒宣言及び国民に対する呼び掛け(例文)

大規模地震対策特別措置法に基づき、ここに地震災害に関する警戒宣言を発します。

本日、気象庁長官から、東海地域の地震観測データ等に異常が発見され、2、3日以内に駿河湾及びその南方沖を震源域とする大規模な地震が発生するおそれがあるとの報告を受けました。

この地震が発生すると、東海地震の地震防災強化地域内のうち、静岡県全域並びに神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、及び愛知県の一部では震度6弱以上、それに隣接する周辺の地域では震度5強程度の地震になると予想されます。

また、太平洋沿岸の広い地域に津波の来襲が予想され、特に伊豆半島南部、駿河湾から遠州 灘、熊野灘沿岸にかけてと、伊豆諸島の一部、相模湾の一部及び房総半島南部の一部では大津 波となるおそれがあります。

強化地域内の公的機関及び地震防災応急計画作成事業所は、速やかに地震防災応急対策を実 施して下さい。

強化地域内の居住者、滞在者及び事業所等は警戒態勢を執り、防災関係機関の指示に従って 落ち着いて行動して下さい。

なお、強化地域内への旅行や電話は差し控えて下さい。

地震予知情報のくわしい内容については、気象庁長官に説明させますからテレビ、ラジオに 注意して下さい。

平成 年 月 日

内閣総理大臣 〇 〇 〇

第4節 町民への広報計画

注意情報、警戒宣言発令等に伴う混乱を未然に防止するとともに、これらの正確な情報を住民 に周知徹底するため、町及び各防災関係機関は、地震予知情報等に関する広報計画を作成する。

1 広報内容

町災対本部が広報すべき事項については、文案及び優先順位をあらかじめ情報広報実施要領に定め、住民生活に密接な関係のある事項を中心に、避難行動要支援者に配慮しつつ適切かつ 迅速な広報を行う。広報事項の主なものは次のとおりである。

- (1) 地震発生時の注意事項、特に出火防止、余震に関する注意の喚起
- (2) 地震情報等
- (3) 防災関係機関の対応状況
- (4) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (5) 民心安定のための住民に対する呼びかけ
- (6) 避難及び避難所の状況

2 広報手段

地域住民への広報は、報道機関の協力を得て行うとともに、地震防災信号、同報無線、広報 車、ヘリコプター等の手段を用いる。

3 報道機関の広報

- (1) 東海地震に係るNHKの放送
 - ア 注意情報ニュースは、招集後30分より中央からテレビ、ラジオを通じて同一の内容で 全国放送される(約2時間)。
 - イ 警戒宣言発令ニュースは、内閣府から中継車で全国放送される(約10分)。
 - ウ 警戒宣言発令に関するローカルニュースは、各県の地方放送局から放送される(約20分)。
 - エ 警戒宣言に関するニュースは、発令後30分間隔で全国ニュース (約10分)、ローカルニュース (約20分) として、発災 (又は解除) まで繰返し放送される。

(2) 報道機関の協力

県は状況により、県民に対して、テレビ、ラジオを通じて知事によるメッセージを送り 民心の安定を図るとともに交通規制等の生活関連情報を広報する場合があるので、報道機 関は災害時における放送協定により各種緊急広報に協力する。

県民への呼び掛け (例文: 東海地震注意情報発表後)

県民の皆さん、三重県知事の○○○でございます。

先ほど、気象庁から発表されましたように、東海地震の気象観測データに異常が観測された ため、東海地震注意情報が発表されました。

県及び県内の市町は万一に備えて防災体制を整えています。

県民の皆さんも万一に備えて、不要不急の旅行等を控え、日頃行なっている安全対策をもう 一度点検してください。また、事業所も従業員やお客さまのための安全対策をもう一度点検し てください。

東海地震に関連する情報は、気象庁から継続して発表されますので、県民の皆さんは今後の テレビ、ラジオや市町のからの広報に十分注意するようにお願いいたします。

第5節 避難計画

注意情報又は警戒宣言が発せられた場合、町は地震発生後の火災等の災害から避難を容易にするための事前措置及び発災前の避難行動による混乱防止措置に努めるとともに、児童・生徒等の安全対策を定める。

1 町の対策

- (1) 町は、あらかじめ住民等に対して、注意情報又は警戒宣言発令時にとるべき安全確保について、周知徹底を図る。
- (2) 町は、自治会等を単位として、避難行動要支援者等避難に当たって支援を必要とする者 の人数、有無等の把握に努め、発災後の避難に備えるものとし、避難行動要支援者に対す る適切な対応を図る。
- (3) 崖地崩壊危険地域等の危険地域において、住民が避難する場合、町は、避難誘導、避難路の確保に努め、混乱が生じ、秩序が乱れるのを未然に防ぐ。

2 県の対策

- (1) 町が行う避難状況の把握に努め、必要な連絡調整及び指導を行う。
- (2) 県の管理する施設を避難場所及び収容者の救護施設として地域住民に開設する等町に協力する。
- (3) 避難者の救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため町から要請があれば協力する。

3 警察の対策

- (1) 警察は、町が行う避難対策に協力し、避難指示等の伝達、避難誘導、避難路の交通規制 等必要な措置を講ずる。
- (2) 避難に伴う混乱等危険な事態が発生すると認められるときは、これらを防止するため、 必要な措置を講ずる。

4 児童・生徒等の安全対策

- (1) 児童・生徒等の安全対策については、原則として次のとおり取り扱う。
 - ア 児童・生徒等が在校中に注意情報又は警戒宣言が発せられた場合には、授業・部活動 等を中止し、あらかじめ定められた方法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。
 - イ 児童・生徒等が登下校中に警戒宣言が発せられた場合には、あらかじめ定められた方

法に基づき速やかに帰宅するよう指導する。

- ウ 児童・生徒等が在宅中に警戒宣言が発せられた場合には、休校として、児童・生徒等 は登校させない。
- (2) 学校等においては、(1)の原則を踏まえて通学方法、通学距離、通学時間、通学路の状況、交通機関の状況等を勘案し、あらかじめ保護者等と協議の上、地域の実態に即して具体的な対応方法を定める。
- (3) 注意情報又は警戒宣言が発せられた場合の学校等における対応の方法については、児童・生徒等をはじめ保護者その他関係者に周知する。
- (4) 施設、設備について、日頃から安全点検を行い注意情報又は警戒宣言発令時には災害の 発生を防止するため必要な措置をとる。

第6節 緊急輸送計画

警戒宣言が発せられた場合の緊急輸送用車両、人員、機材等の確保に努める。

1 対策の体制

- (1) 町の地震防災応急対策を実施するために必要な緊急輸送は町が行う。
- (2) 町は、自衛隊の支援による緊急輸送が特に必要であるときは、県に対し、必要な措置を要請する。

2 緊急輸送の方針

- (1) 警戒宣言発令時の緊急輸送は、地震防災応急対策の実施に最低限必要な人員、物資について行う。
- (2) 警戒宣言発令後相当期間が経過し、町内における食料、その他の物資に不足が生じた場合には、必要に応じ、県及び国の警戒本部と協議し、緊急輸送を行う。
- (3) 地震発生後の緊急輸送活動を円滑に行うための要員、車両、船舶、燃料の確保等について、輸送関係機関の協力を求め、輸送の準備を行う。

3 緊急輸送の対象となる人員、物資等

- (1) 地震防災応急対策実施要員の配備又は配備替え及び地震防災応急対策活動に要する最小 限の資機材
- (2) 緊急の処置を要する患者及び医薬品、衛生材料等
- (3) 輸送の安全が確保される場合に限り、状況に応じて次の輸送
 - ア 食料
 - イ 日用品等
 - ウ その他緊急に輸送を必要とするもの。

第7節 自衛隊との連携計画

警戒宣言が発せられた場合、町は、地震防災応急対策を迅速かつ的確に実施するため必要があると認めたときは、知事に対して自衛隊の地震防災派遣を要請する。

1 町長の要請手続

町長は、知事に対し、派遣を要請する事由、派遣を希望する期間、派遣を希望する区域及び その他参考となるべき事項を示して、自衛隊の派遣を要請する。

なお、派遣要請を依頼する予定の事項は次のとおりである。

- (1) 車両、航空機による広報の支援
- (2) 航空機等による緊急輸送の確保
- (3) 住民の避難、誘導についての支援
- (4) 水防の応急措置
- (5) 情報の収集、通信の支援
- (6) 医療手段等の提供等のための体制の準備

2 派遣部隊の受入体制

町は、派遣部隊の任務が円滑に実施できるよう、次の事項について配慮するものとする。

- (1) 派遣部隊と町との連絡窓口及び責任者の決定
- (2) 作業計画及び資機材の準備
- (3) 宿泊施設(野営施設)及びヘリポート等施設の準備
- (4) 住民の協力
- (5) 派遣部隊の誘導

第8節 消防活動に関する計画

警戒宣言が発せられた場合、町は町防災計画及び消防計画に基づき、出火の防止に関する活動を行う。

1 町の対策

- (1) 消防団員の非常呼集を行うとともに消防車両の積載器具を点検、増強し、警備体制の強化を図る。
- (2) 通信施設の確保並びに通信統制の確立を図る。
- (3) 正確な情報の収集及び伝達を行う。
- (4) 災害危険地域に事前に消防団を配置し、火災の未然防止並びに出動の迅速化を図る。
- (5) 火災発生の防止、初期消火の予防広報を行う。
- (6) 安全避難路の確保及び避難誘導を行う。

第9節 社会秩序維持計画

警戒宣言が発せられた場合における交通混雑、社会的混乱等に対して民生の安定及び犯罪の発生を防止する。

1 対策を講じるべき予想される事態

- (1) 地震予知情報に関する流言
- (2) 帰宅者による道路の混乱
- (3) 電話の輻輳
- (4) 避難に伴う混乱
- (5) 道路交通の混乱
- (6) 旅行者等の混乱

2 町の実施事項

町は、県及び警察との連携において、各種の混乱が生ずるおそれのあると認めたとき、又は 混乱が生じたときは、町民のとるべき措置について呼びかけを実施する。

また、状況に応じて警戒本部を通じて生活物資の買占め、売り惜しみ防止を啓発するが、生活物資の異常な価格の高騰、買占め、売り惜しみが発生した場合は、状況に応じて特定物資を指定し、物資の円滑な供給を確保する。

第10節 警察活動に関する計画

町は、警察の災害警備活動に協力し、町民の生命、身体及び財産の保護に努める。

東海地震注意情報が発表された場合、警察は災害警備本部を設置して警備体制を確立し、関係機関との緊密な連携のもとに情報収集に努め、犯罪の予防、混乱の防止、交通の確保等の災害警備活動を推進する。

〈参考〉

1 警備体制の確立県警備本部の設置

東海地震注意情報が発表された時点において、次により災害警備本部を設置して、警備体制 を確立する。

- ① 災害警備本部の設置
 - 警察本部に本部長を長とする「三重県警察災害警備本部」を、警察署に署長を長とする「警察署災害警備本部」をそれぞれ設置する。
- ② 警備部隊の編成 警察本部員及び警察署員をもって所要の部隊を編成する。
- 2 警戒警備活動の基準
 - ① 情報の収集・伝達
 - ② 住民等への情報伝達活動
 - ③ 社会秩序の維持
 - ④ 交通対策
 - ⑤ 警察施設の点検及び整備
 - ⑥ その他必要な措置

第11節 ライフライン施設応急対策計画

警戒宣言が発せられた場合の飲料水、電気及びガスの供給、通信の確保等の対策を図るととも に、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に実施するため、関係機関は必要な措置をとる。

1 飲料水の確保

町及び町民は、地震発生後における飲料水を確保するため次の事項を実施する。

(1) 町

- ア 住民に対して貯水の励行を呼びかける。
- イ 応急給水計画に基づき応急給水活動の準備を行う(応急給水計画の中に資機材の準備 給水班の編成を定める。)。
- ウ 水道施設の安全点検を実施し、二次災害防災措置の準備を行う(防止措置は別に具体的に定める。)。
- エ 応急復旧体制の準備をする。

(2) 町民

- ア 飲料水及び生活用水を可能な範囲で貯水する。
- イ 自主防災組織の給水班を中心として応急給水資機材を点検する。

2 電気の供給

警戒宣言が発せられた場合、電気事業者は次の配置を講ずる。

- (1) 地震警戒対策本部の設置
- (2) 要員・資機材等の確保
- (3) 情報連絡ルートの確保
- (4) 被害予防措置
- (5) 広報活動

3 ガスの供給

- (1) ガスの供給は継続する。
- (2) 重要施設の点検、要員の配備、緊急供給制限の準備等防災措置を行う。

4 通信の確保

西日本電信電話(株)は、警戒宣言が発せられた場合、強化地域への通信はもちろん一般通話 の激増による麻ひから防災関係機関の緊急に必要な電話回線を確保するため、一般加入電話等 の強化地域への通話及び県内の通話についても状況に応じて制限する等の措置を講ずる。

(1) あらかじめ指定された防災関係機関の非常緊急通信を優先して接続する。このため必要に応じ一般通話を制限する。

なお、この場合においても、公衆電話からの通話は確保する。

(2) 地震発生後の通信施設の緊急復旧に備えて資材、要員を準備する。

第12節 交通対策計画

警戒宣言が発せられた場合、車両等が滞留して一般道路の交通が著しく混雑することが予想されるため、県公安委員会及び各道路管理者は、相互に協力して適切な交通規制を実施し、交通混乱の防止、緊急物資の輸送、警察・消防活動等が円滑に行われるよう交通の確保を図る。

また、公共輸送機関は、警戒宣言が発せられた場合、各機関の定める計画により、安全の確保を図りつつ、運行の確保に努める。

1 道路交通対策

(1) 交通規制方針

警戒宣言が発せられた場合における交通規制は、隣接県との連携を図り、広域的な交通 対策の観点から、広域交通規制対象道路、主要幹線道路等について、応急対策上必要な交 通規制、交通検問を次により行う。

- ア 強化地域内における一般車両の運行は極力制限するとともに、強化地域への一般車両 の流入は極力制限する。
- イ 強化地域内から強化地域外への一般車両の流出は、交通混乱が生じない限り、制限しない。
- ウ緊急交通路の優先的な機能確保を図る。

(2) 緊急通行車両の確認

ア 事前届出制度

町は、緊急通行車両として使用する車両について、松阪警察署交通課から事前届出済 証の交付を受ける。

イ 緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付

災害時における緊急通行車両の使用者は、事前届出済証を提示し、大規模地震対策特別措置法施行令第12条に規定されている緊急通行車両等確認証明書及び標章の交付を県公安委員会から受ける。

ウ確認等機関

緊急通行車両の確認と証明書等の交付は、警察本部(交通規制課、高速道路交通警察隊)、各警察署、警戒宣言発令時に伴い設置される交通検問所並びに防災対策部、地域 防災総合事務所及び地域活性化局において取り扱う。

2 公共輸送対策

(1) 鉄道(東海旅客鉄道株式会社、西日本旅客鉄道株式会社、日本貨物鉄道株式会社)

警戒宣言が発せられた場合における列車及び乗客等の安全を確保するため、次の措置を 講ずる。

ア 判定会招集報の受領及び報道時

(ア) 列車の運転規制等

- a 警戒宣言が発せられた時の列車の運転規制手配を円滑に行い、かつ、運転規制 による旅客への影響を少なくするため、次の各号に掲げるところにより、あらか じめ列車の運転規制手配を行う。
- b 前項の運転規制の方法は、あらかじめ定める。

(イ) 旅客の案内等

判定会招集報が報道された場合、旅客等に対して警戒宣言が発せられたときは、 列車の運転を中止すること等状況を説明し、旅行の中止等を勧める。

なお、震源地予想地域の境界付近を内方へ向かって運転中の列車の旅客に対しては、状況により最寄りの駅で震源地予想地域外へ向かう列車に移乗することを案内する。

イ 警戒宣言発令時

(ア) 列車の運転規制等

警戒宣言が発せられたときの、列車の運転規制手配は、次の各号による。

- a 震源地予想地域内への列車の入り込みは、規制する。
- b 当該地域内を運転中の列車は、最寄りの安全な駅その他の場所まで安全な速度 で運転して停止させる。
- c 周辺地域(震源地予想地域外地震影響圏)での列車の運転は、あらかじめ定めた規制速度により行う。
- d 警戒解除宣言が発せられたときは、必要により車両、線路、信号装置等の機能 確認等を行った後、列車の運行を再開する。

(イ) 旅客の待機、救護等

- a 駅舎内の旅客及び駅に停止した列車内旅客は、自己の責任において行動を希望 するものを除き、原則として駅舎内又は列車内に残留させる。
- b 前項の旅客のうち、病人等緊急の救護を要する旅客は直営医療機関又は駅周辺 の指定医療機関に収容することとし、その協力体制を確立する。

また、駅等で常備している応急医薬品を定期的に整備点検するとともに、救護を要する旅客に対し応急措置が可能な体制を整える。

(2) 路線バス (三重交通株式会社)

警戒宣言が発せられた場合のバスの運行については、次のとおりとする。

ア 直ちに停止、乗客の安全確保(避難)し、現状報告を無線、有線の通信手段にて営業

所、関係機関と連絡を取り、運行の停止・継続を実施する。

- イ 山崩れ、落石、老朽橋りょう等危険な箇所が存在する路線の運行については休止又は 制限することもある。
- ウ 家屋が密集し、かつ、狭隘路の場所は、その場所を避け、迂回する場合もある。
- エ 警察、中日本高速道路株式会社、町の講ずる措置並びに指示に従い、運行する。
- オ 乗客が集中する場合は、その都度追加車両を運行する。

第13節 食料・生活必需品確保計画

警戒宣言が発せられた場合、町及び防災関係機関は、発災後の災害応急対策を迅速かつ的確に 実施するため、食料、生活必需品の確保を図り、民生の安定に努める。

1 町の対策

- (1) 町は、早急に調達計画量及び在庫量を確認する。調達先は原則としてあらかじめ町と供 給協定を締結した緊急物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の緊急物 資保有者から調達する。
- (2) 緊急物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに自主防災組織 及びボランティアの協力を求め公平の維持に努める。
- (3) 避難所、その他の要所に自主防災組織及びボランティアを主体として炊出しを実施するとともに食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。

第14節 医療・救護計画

警戒宣言が発令された場合、発災後の災害応急対策活動を迅速かつ的確に実施するため、医薬 品の確保等の必要な措置をとる。

1 町の対策

町は、町内の医療救護を行うため、医師会の協力を得て救護所を設置し、また、あらかじめ 指定した救護病院に中等傷病患者及び重傷患者の処置及び収容を行う。

なお、救護病院を確保できない場合及び管内に救護病院がない場合には、仮設救護病院を設置する。

第15節 公共施設等対策計画

警戒宣言が発せられた場合、町は自らが管理する公共施設及び民間の施設等における地震発生 に備えた対策を速やかに実施する。

また町は、民間の施設及び事業所に対してあらかじめ消防計画等に警戒宣言が発せられた場合の措置を盛り込むよう指導するとともに、警戒宣言が発せられた場合には混乱を防止し、安全を確保するための緊急措置をとるよう要請する。

1 公共施設 (町が管理又は運営する施設)

(1) 道路

警戒宣言が発せられた場合、町は直ちに所管道路の緊急点検及び巡視を実施して状況を 把握し、必要に応じ工事中の道路における工事の中断等の措置をとる。

(2) 河川

警戒宣言が発せられた場合、町は直ちに河川等の緊急点検及び巡視を実施して状況を把握し、水門、樋門の閉鎖、工事中の場合には中断等の適切な措置を講ずる。

(3) 不特定多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、学校、社会教育施設及び社会福祉施設等における管理上の措置は概 ね次のとおりとする。

- ア 警戒宣言、地震予知情報等の来訪者への伝達
- イ 来訪者の避難等の安全確保のための措置
- ウ 施設の防災点検、応急修理及び設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防 止等危険物による危害の予防
- エ 出火防止措置
- オ 受水槽、予備貯水槽等への緊急貯水
- カ 消防用施設等の点検、整備と事前配備

なお、緊急応急対策の実施上重要となる庁舎の管理者は上記のほか、次に掲げる措置を とる。

- ア 自家発電装置、可搬式発電機等による非常電源の確保
- イ 無線通信機等通信手段の確保

2 民間施設(事業者に対する指導、要請)

町は、消防法等により消防計画等を作成する義務のある施設及び事業所に対し、警戒宣言が 発せられた場合にとるべき措置等について、次に掲げる事項を盛り込むよう指導するとともに、 警戒宣言が発せられた場合の安全確保、混乱の防止を図るための措置をとるよう要請する。

- (1) 警戒宣言が発せられた場合における事業所の営業の継続又は自粛に関すること。
 - ア 不特定多数の人の出入りする施設等 (パチンコ店等) で地震発生時にパニックの発生 するおそれがある場合は営業を自粛する。
 - イ 生活必需品等を取扱う事業所にあっては、安全の確保を図りつつ、できるだけ営業の 継続に努める。
- (2) 警戒宣言、地震予知情報等の顧客、観客、来訪者等への伝達に関すること。
- (3) 火気使用の自粛等出火防止措置に関すること。
- (4) 顧客、観客、来訪者、従業員等施設利用者の安全確保に関すること。
- (5) 自衛消防組織に関すること。
- (6) 工事中の建築物等の工事の中断等の措置に関すること。
- (7) 設備、備品等の転倒落下防止措置、薬品の転倒落下防止等危険物による危害の予防措置 に関すること。
- (8) 施設、消防用設備等の点検に関すること。
- (9) 警戒宣言に関する防災訓練及び教育に関すること。

第16節 町民のとるべき措置

警戒宣言が発せられた場合、町民は家庭又は職場等において、個人又は共同で、人命の安全を 第一として、混乱の防止に留意しつつ、地震災害の発生を最小限にとどめるために以下の項目に ついて必要な措置をとる。

1 家庭における措置

- (1) テレビやラジオのスイッチは常に入れ、正確な情報をつかむこと。 また、町役場や消防署、警察署などからの情報に注意すること。
- (2) 警戒宣言が発せられたとき家にいる人で、家族と良く話合い、仕事の分担と段取りを決めて、すぐに取りかかること。
- (3) とりあえず、身を置く場所を確保し、家具等重量物の転倒防止措置をとること。
- (4) 火の使用は自粛すること。
- (5) 灯油等危険物やプロパンガスの安全措置をとること。
- (6) 消火器や水バケツ等の消火用具の準備、確認を行うこと。
- (7) 身軽で安全な服装に着替えること。
- (8) 水、食料、携帯ラジオ、懐中電灯、医薬品等の非常持出品及び救助用具の用意を確認すること。
- (9) 万一のときの脱出口を確保すること。
- (10) 自主防災組織は配置につくこと。
- (11) 自動車や電話の使用は自粛すること。

2 職場における措置

- (1) 防火管理者、保安責任者などを中心に、職場の防災会議を開き、分担に従い、できるだけの措置をとること。
- (2) とりあえず、身を置く場所を確保し、ロッカー等重量物の転倒防止措置をとること。
- (3) 火の使用は自粛すること。
- (4) 消防計画、予防規程などに基づき危険物の保安に注意し、危険箇所を点検すること。
- (5) 職場の自衛消防組織の出動体制を整備すること。
- (6) 重要書類等の非常持出品を確認すること。
- (7) 職場の条件と状況に応じ、安全な場所で待機すること。
- (8) 不特定かつ多数の者が出入りする職場では、入場者の安全確保を第一に考えること。
- (9) 正確な情報をつかむこと。

- (10) 近くの職場同士で協力し合うこと。
- (11) マイカーによる出勤、帰宅等は自粛すること。また、危険物車両等の運行は自粛すること。

3 運転者のとるべき措置

- (1) 警戒宣言が発せられたことを知ったときは、地震の発生に備えて低速走行に移行すると ともに、カーラジオ等により継続して地震情報及び交通情報を聴取し、その情報に応じて 行動すること。
- (2) 車両を置いて避難するときは、できる限り路外に停車させること。やむを得ず道路上に 置いて避難するときは、道路の左側に寄せて停止し、エンジンを切り、エンジンキーはつ けたまま、車検証など貴重品を持ち出し、窓を閉め、ドアはロックしないこと。

第17節 大規模な地震に係る防災訓練計画

町は、県及び防災関係機関と連携し、地震防災強化計画の熟知、民間企業及び町民の自主防災 体制との協調体制の強化を目的として、大規模な地震を想定した防災訓練を実施する。

1 町の対策

- (1) 防災訓練は少なくとも年1回以上実施する。
- (2) 町は、県及び防災関係機関と連携し、居住者等の参加を得て行う総合防災訓練を実施するほか、津波警報伝達訓練など、次のような訓練を地域の実情に合わせて、より高度かつ 実践的に行う。
 - ア 動員訓練及び本部運営訓練
 - イ 情報収集、伝達訓練
 - ウ 警備及び交通規制訓練
 - エ 避難行動要支援者、滞留旅客等に対する避難誘導訓練
- (3) 町は、県との連携を図り、自主防災組織が実施する訓練に対して、積極的に支援を行う。

第18節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

東海地震が発生すれば、町内に多大な被害を被ることが予想されるため、町民が「自らの身の 安全は自らが守る」という自覚を持つ。

1 町民に対する普及計画

町は、県と連携をとり、町民が地震防災の正しい知識と判断を持って行動できるよう、パンフレット等を作成し、各種防災行事や地震体験車による巡回時等に配布するとともに、報道機関と協力してマスメディアを通じて災害予防、応急措置等知識の向上に努める。

また、防災知識の普及にあたっては、特に避難行動要支援者に十分配慮する。

- (1) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれ に基づきとられる措置の内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報が出された場合及び地震が発生した場合における出火防止、近隣の人々と協力して行う救助活動、初期消火及び自動車運行の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる地震防災応急対策等の内容
- (6) 各地域における津波危険予想地域、がけ地崩壊危険地域等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 平素住民が実施できる応急手当、生活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止、ブロック 塀の倒壊防止等の対策の内容
- (10) 住居の耐震診断と必要な耐震改修の内容

2 児童生徒等に対する普及計画

地震の発生等に関する科学的知識の普及、災害予防、避難方法等災害時の防災知識を児童生徒等に理解させるため、各学校(園)においては地域の実情に即した防災教育を計画的かつ継続的に行い、消防機関並びに自主防災組織等と協力した防災訓練を実施する。

3 職員に対する防災教育

町職員は、震災に関する豊富な知識と適切な判断力が求められるので、職員研修等を利用して、次の事項等について地震防災教育の徹底を図る。

また、災害時に迅速、的確な行動がとれるよう災害時の事務マニュアルを作成し、その内容 について職員に周知徹底を図る。

- (1) 東海地域の地震・地殻活動に関する情報、判定会招集連絡報、警戒宣言の性格及びこれ に基づきとられる警戒本部等の措置に関する内容
- (2) 予想される地震及び津波に関する知識
- (3) 地震予知情報等が出された場合及び地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 職員等が果たすべき役割
- (5) 地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 今後地震対策として取り組む必要のある課題

4 個人備蓄の推進

地震発生からしばらくの間、水道施設や商業施設の損壊及び交通網の寸断等により飲料水及 び食料等の迅速な供給が行えない事態が想定されているため、飲料水をはじめとする生活用水、 食料、生活必需品等を7日分、最低3日分程度、個人において備蓄しておくよう、町民に広報 する。

5 自動車運転者に対する普及計画

警戒宣言時における自動車の運転の自粛について啓発に努める。

第6章 南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節総則

1 推進計画の目的

この計画は、南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成14年法律第92号。以下「法」という。)第5条第2項の規定に基づき、南海トラフ地震防災対策推進地域について、南海トラフ地震に伴い発生する津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項、南海トラフ地震に関し地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備に関する事項等を定め、当該地域における地震防災対策の推進を図ることを目的とする。

2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱

本町の地域に係る地震防災に関し、防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱は、 震災対策編第1章総則第2節第2項処理すべき事務または業務の大綱のとおりとする。

第2節 関係者との連携協力の確保

1 資機材、人員等の配備手配

- (1) 物資等の調達手配
 - (ア) 地震発生後に行う災害応急対策に必要な次の物資、資機材(以下「物資等」という。)が確保できるよう、あらかじめ物資の備蓄・調達計画を作成する。 備蓄食料及び資機材については、資料編 備蓄品一覧のとおりとする。
 - (イ) 町は、県に対して地域住民等に対する応急救護及び地震発生後の被災者救護のため 必要な次の物資等の供給の要請をすることができる。
 - ①避難者用食料
 - ②生活必需品
- (2) 人員の配置

町は、人員の配備状況を県に報告するとともに、人員に不足が生じる場合は、県等に応援を要請する。

- (3) 災害応急対策等に必要な資機材及び人員の配置
 - (ア) 防災関係機関は、地震が発生した場合において、明和町地域防災計画に定める災害 応急対策及び施設等の応急復旧対策を実施するため、あらかじめ必要な資機材の点検、 整備、配備等の計画を作成する。
 - (イ) 機関ごとの具体的な措置内容は、機関ごとに別に定める。

2 他機関に対する応援要請

- (1) 町が災害応急対策の実施のため必要な協力を得ることに関し、締結している応援協定は、資料編 災害支援協定一覧のとおりとする。
- (2) 町は必要があるときは、(1)に掲げる応援協定に従い、応援を要請する。

3 帰宅困難者への対応

- (1) 町は旅館・ホテルや飲食店等の施設等を飲料水や道路情報等の提供場所、一時休憩場所または一時避難場所として利用できるよう関係事業者、団体等との連携を図る。
- (2) 都市部において帰宅困難者が大量に発生することが予想される場合は、帰宅困難者に 対する一時滞在施設等の確保対策等の検討を進める。

第3節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に 関する事項

1 津波からの防護

- (1) 町又は堤防、水門等の管理者は、地震が発生した場合は直ちに、水門等の閉鎖、工事中の場合は工事の中断等の措置を講ずる。また、内水排除施設等は、施設の管理上必要な操作を行うための非常用発電装置の整備、点検その他所要の被災防止措置を講ずる。
- (2) 町又は堤防、水門等の管理者は、次の計画に基づき、各種整備等を行う。
 - (ア) 堤防、水門等の点検方針・計画

海岸堤防の点検は、管理者である三重県が巡視する。

ただし、大淀漁港及び下御糸漁港については、明和町が巡視する。

河川堤防の点検は、町内を流れる祓川、笹笛川、大堀川の点検について、管理者である三重県が巡視する。

水門等の点検は、下記の水門等について、管理者である三重県が実施する。

【表1】

	施設名	所在地		
海岸	北藤原樋門	明和町大字北藤原		
	浜田1号樋門*	明和町大字浜田		
	浜田2号樋門*	明和町大字浜田		
	八木戸樋門*	明和町大字八木戸		
	大堀川新田樋門	明和町大字大堀川新田		
河川	南藤原樋門	明和町大字南藤原		
	浜田3号樋門	明和町大字浜田		
	八木戸樋門*	明和町大字八木戸		
	西新田樋門	明和町大字大堀川新田		
	大堀川水門※	明和町大字大堀川新田		
	笹笛川水門※	明和町大字八木戸		

- (イ) 堤防、水門等の自動化・遠隔操作化・補強等必要な施設整備等の方針・計画
 - ① (ア) 【表1】の施設について、三重県から委託を受け、明和町が操作を行う。
 - ② (ア) 【表1】の※印の施設については、役場庁舎から遠隔操作、*印の施設については、役場職員が手動で操作する。

それ以外の施設については、明和町が指定した指定管理人が手動で操作する。

(ウ) 水門等の閉鎖を迅速・確実に行うための体制、手順及び平常時の管理方法 明和町及び指定管理人は、定期的に巡視し、開閉及び揚降に支障がないよう努める。 明和町及び指定管理人は、高潮、洪水等の異常気象時には速やかに門扉の操作を行い、 海水、洪水の侵入、内水の排除に努める。

待機、出動の基準は、次のとおりとする。ただし、身の危険が予想される場合については、この限りではない。

- ① 高潮、洪水、津波等注意報が出たときは、いつでも出動できるよう待機し、町長の指示により巡視する。
- ② 高潮、洪水、津波等警報が出たときは、現地に出動し操作する。
- (エ) 津波により孤立が懸念される地域のヘリポート、ヘリコプター臨時発着場等の整備の 方針及び計画

資料編第4 4-2 ヘリポート一覧のとおりとする。

(オ) 防災行政無線の整備等の方針及び計画

防災行政無線(同報系)及び(移動系)について、年1回の保守点検を実施、必要に 応じて修繕を行う。

町内に設置した屋外拡声子局について、年1回の点検を実施し、必要に応じて修繕を 行う。

各世帯に配布している戸別受信機について、故障等不具合が生じた際は、随時交換または修理を行い、常に町からの情報が住民に伝達できるよう努める。

2 津波に関する情報の伝達等

津波警報等の津波に関する情報の収集・伝達に係る関係者の役割分担や連絡体制は、以下のとおりとする。

情報の収集・伝達における町、関係機関の役割は、震災対策編第3章第8節被害情報収集・連絡計画及び第10節被災者等への情報伝達計画のとおりとする。

国、県、関係機関との連絡体制図は、震災対策編第3章第6節地震・津波情報等の伝達計 画のとおりとする。

3 避難指示等の発令基準

地域住民に対する避難指示の発令基準は、明和町避難情報に関する判断基準・伝達マニュアルのとおりとする。

4 避難対策等

(1) 地震発生時において津波による避難指示の対象となる地域は、三重県津波浸水予測図

平成25年度版の浸水予測エリアに含まれる自治会とする。

なお、町は、理論上最大クラスの地震の津波にも対応できる避難場所となる津波避 難ビル等を適切に指定するほか、別に定める基準に基づき、耐震診断等を行い、原則と して避難行動要支援者の避難支援のために必要に応じて行う屋内避難に使用する建物を 明示する。

町は、地震発生時の建築物の倒壊や火災被害等の物的被害、それらに伴う人的被害 の発生が懸念される木造住宅密集市街地において避難場所等を検討する場合は、必要に 応じて延焼被害軽減対策等に取り組む。

また、町は災害救助法の適用となる避難対策について、適切な対応を行う。

- (2) 町は、(1) に掲げる地区ごとに、次の事項について関係地域住民等にあらかじめ十分周知を図る。
 - (ア) 地域の範囲
 - (イ) 想定される危険の範囲
 - (ウ) 避難場所(屋内、屋外の種別)
 - (エ) 避難場所に至る経路
 - (オ) 避難指示の伝達方法
 - (カ) 避難所にある設備、物資等及び避難所において行われる救護の措置等
 - (キ) その他避難に関する注意事項(集団避難、防火、防犯、持出品、服装、車の使用の禁止等)
- (3) 町が、避難所の開設時における、①応急危険度判定を優先的に行う体制、②各避難所との連絡体制、③避難者リストの作成等に関し、あらかじめ準備する事項は、次のとおりとする。
 - ①について、各避難所に危険度判定チェック表を配置し、そのチェック表に基づき第一 避難者が当該避難所に危険度判定を行う。
 - ②について、防災行政無線(移動系)を活用する。
 - ③について、各避難所に避難所受付票、避難所受付簿を設置する。
- (4) 町は、避難所を開設した場合に、当該避難所に必要な設備及び資機材の配備、食料等生活必需品の調達、確保並びに職員の派遣が行えるよう、あらかじめ計画を作成しておく。
- (5) 地域の自主防災組織及び施設又は事業所の自衛消防組織は避難指示があったときは、 あらかじめ定めた避難計画及び町災害対策本部の指示に従い、住民、従業員、入場者等 の避難誘導のため必要な措置をとる。
- (6) 他人の介護等を要する者に対しては、支援を行う者の避難に要する時間に配慮しつつ、 次の点に留意する。

- (ア) 町は、あらかじめ避難行動要支援者名簿を作成し、必要に応じて関係者と情報共有 する。
- (イ) 津波の発生のおそれにより、町長より避難指示が行われたときは、(ア)に掲げる者の避難場所までの支援及び搬送は、避難行動要支援者や避難支援等関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定するものとし、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。関係者等を含めた地域住民全体の合意によるルールを決め、計画を策定し、町は自主防災組織を通じて介護又は担送に必要な資機材の提供その他の援助を行う。
- (ウ) 地震が発生した場合、町は(ア)に掲げる者を収容する施設のうち自ら管理するもの について、収容者等に対し必要な救護を行う。
- (7) 外国人、観光客等に対する避難誘導等の実施体制。外国人雇用企業、観光施設運営事業者等の協力を得て、避難場所及び経路の周知に努める。
- (8) 避難所における救護上の留意事項。
 - (ア) 町が避難所において避難者に対し実施する救護の内容は次のとおりとする。
 - ① 収容施設への収容
 - ② 飲料水、主要食糧及び毛布の供給
 - ③ その他必要な措置
 - (イ) 町は(ア)に掲げる救護に必要な物資、資機材の調達及び確保を図るため、次の措置をとる。
 - ① 流通在庫の引き渡し等の要請
 - ② 県に対し県及び他の市町村が備蓄している物資等の供給要請
 - ③ その他必要な措置
- (9) 町は、居住者等が津波来襲時に的確な避難を行うことができるよう、津波避難に関する意識啓発のための対策を実施する。
- (10) 町は、地域特性等を踏まえ、津波による浸水想定区域の設定、避難対象地域の指定、 避難場所・避難路等の指定、津波情報の収集・伝達の方法、避難指示の具体的な発令基 準、避難訓練の内容等を記載した津波避難計画を策定する。

5 消防機関等の活動

- (1) 消防機関は、津波からの円滑な避難の確保等のために、次の事項を重点として必要な措置を講ずる。
 - (ア) 津波警報等の情報の的確な収集・伝達
 - (イ) 津波からの避難誘導

- (ウ) 自主防災組織等の津波避難計画作成等に対する支援
- (エ) 津波到達予想時間等を考慮した退避ルールの確立
- (2) (1)に掲げる措置を実施するため必要な動員、配備及び活動計画を策定する。

6 水道、電気、ガス、通信、放送関係

(1) 水道

地域住民等の津波からの円滑な避難を確保するため、水道管の破裂等による二次災害を 軽減させるため、配水池及び水源地に緊急遮断弁を設置し、大量の水が流出することを防ぐ とともに水の確保に努める。

(2) 電気

- (ア) 電力事業者は、津波からの円滑な避難を図るうえで、津波警報等の伝達や夜間の避難時の照明の確保等が必要なことから、電力供給のための体制確保等必要な措置を講じるとともに、感電や火災等の公衆災害並びに二次災害を防止するため報道機関による報道及び広報車による周知等により広報活動に努める。また、災害応急活動の拠点等に対して電力を優先的に供給するために必要な措置を実施するよう努める。
 - (イ) 指定公共機関中部電力パワーグリッド株式会社松阪営業所が行う措置は、次のとおり。
 - ① 電力復旧に必要な要員及び資機材の確保
 - ② 電力供給設備への必要な応急対策を含む、災害防止措置の実施
 - ③ 地方自治体、警察、消防等の防災関係機関並びに関係会社等との連携
 - ④ 発災後の電力供給設備被害状況の把握及び復旧計画の立案
 - ⑤ 電力供給施設の早期復旧の実施
 - ⑥ 被害状況、復旧見込み、公衆災害並びに二次災害防止等などの広報活動の実施

(3) ガス

- (ア) ガス事業者は、津波からの円滑な避難を確保するため、火災等の二次災害防止のための利用者によるガス栓閉止等必要な措置に関する広報に努める。
- (イ) 指定地方公共機関一般財団法人三重県エルピーガス協会が行う措置は、次のとおりとする。
- ①被害復旧の実施及び状況調査
- ②需要者に対する特別措置の計画と実施
- (4) 通信
 - (ア) 指定公共機関西日本電信電話株式会社三重支店が行う措置は、次のとおりとする。
 - ①電気通信施設の防火管理
 - ②被災通信回線の応急復旧及び被害非常通信の調整確保対策

(イ) 市町村が行う支援の措置は、次のとおりとする。 応急復旧及び被害事情通信に必要な用地等の確保に努める。

(5) 放送

- (ア) 指定公共機関日本放送協会津放送局が行う措置は、次のとおりとする。
 - ① 災害時における放送番組は、災害の種別・状況に応じ、緊急警報放送、災害関係の情報、警報、注意報、ニュースおよび告知事項、災害防御または災害対策のための解説・キャンペーン番組等、有効適切な関連番組を機動的に編成して、災害時の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧を図る。
 - ② 放送にあたっては、外国人、視聴覚障害者等にも配慮を行うよう努める。
 - ③ 警戒宣言、地震予知情報等の放送による社会的混乱防止のための町民への周知を図る。
 - ④ 町民に対する防災知識の普及並びに各種予警報等の報道による周知を図る。
 - ⑤ 町民に対する情報、対策通報、ニュース及びお知らせの迅速な報道に努める。

7 交通

- (1) 道路
 - (ア) 町、県警察及び道路管理者は、津波襲来のおそれがあるところでの交通規制、避難 経路についての交通規制の内容をあらかじめ計画し周知する。
- (2) 海上
 - (ア) 鳥羽海上保安部は、津波による危険が予想される地域から安全な海域へ船舶を退避させる等の措置に係る具体的な実施要領「鳥羽地区津波災害防止マニュアル」(鳥羽地区災害防止対策委員会)を定め、これに基づき必要な措置を実施する。
- (3) 鉄道
 - (ア) 津波の発生により危険度が高いと予想される区間における運行の停止その他運行上 の措置をとる。
 - (イ) 走行中の列車の乗客や駅等に滞在する者の避難誘導計画等は、鉄道事業者の規定に よるものとし、町が指定する避難所に誘導する。

8 町が自ら管理等を行う施設等に関する対策

(1) 不特定かつ多数の者が出入りする施設

町が管理する庁舎、社会教育施設、社会体育施設、社会福祉施設、教育文化施設、観光施設、学校等の管理上の措置はおおむね次のとおりである。

- (ア) 各施設に共通する事項
 - ①津波警報等の入場者等への伝達

- ②入場者等の安全確保のための退避等の措置
- ③施設の防災点検及び設備、備品等の転倒、落下防止措置
- ④出火防止措置
- ⑤水、食料等の備蓄
- ⑥消防用設備の点検、整備
- ⑦非常用発電装置の整備、防災行政無線、テレビ、ラジオ、パソコン等の情報を入手するための機器の整備

(イ)個別事項

- ①学校等にあっては、
 - ⑦当該学校等が、本町の定める津波避難対象地域にあるときは、避難の安全に関する措置
 - ① 当該学校等に保護を必要とする生徒等がいる場合(特別支援学校等)これらの者 に対する保護の措置
- ② 社会福祉施設にあっては重度障がい者、高齢者等、移動することが不可能又は困難な者の安全の確保のための必要な措置
 - なお、具体的な措置内容は施設ごとに別に定める。
- (2) 災害応急対策の実施上重要な建物に対する措置
 - (ア) 災害対策本部又はその支部が設置される庁舎等の管理者は、(1)の(ア)に掲げる措置をとるほか、次に掲げる措置をとる。

また、災害対策本部等を町が管理する施設以外の施設に設置する場合は、その施設の管理者に対し、同様の措置をとるよう協力を要請する。

- ①自家発電装置、可搬式発電機等の整備による非常用電源の確保
- ②無線通信機等通信手段の確保
- ③災害対策本部開設に必要な資機材及び緊急車両等の確保
- (イ) この推進計画に定める避難所又は応急救護所が設置される学校、社会教育施設等の管理者は(1)の(ア)又は(1)の(イ)の掲げる措置をとるとともに、町が行う避難所又は応急救護所の開設に必要な資機材の搬入、配備に協力する。
- (3) 工事中の建築等に対する措置 工事中の建築物その他の工作物又は施設については、工事を中断する。

9 迅速な救助

(1) 消防機関等による被災者の救助・救急活動の実施体制

町は、消防庁舎等の耐震化等、救助・救急隊の体制の整備及び車両・資機材の確保に 努める。 (2) 緊急消防援助隊の人命救助活動等の支援体制の整備

町は、緊急消防援助隊運用要綱に定める受援計画等による緊急消防援助隊の人命救助 活動等の支援体制の整備を行う。

(3) 実動部隊の救助活動における連携の推進

町は、自衛隊・警察・消防等実働部隊による迅速な救助のため、被災地への経路の確保を含む救助活動における連携の推進を図る。

(4) 消防団の充実

町は、消防団に関し、加入促進による人員確保、車両・資機材の充実、教育・訓練の 充実を図る。

第4節 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応

1 南海トラフ地震臨時情報について

近い将来発生が懸念されている南海トラフ地震に対する防災対策について、平成30年12月に中央防災会議の有識者会議において「南海トラフ沿いの異常な現象への防災対応のあり方について」がとりまとめられ、平成31年3月には、内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン(第1版)」を公表し、防災対応をとるべきケースを3つのケースに分類して、それぞれの具体的な防災対応について整理がなされた。これらの防災対応は、令和元年5月に国の「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」に位置付けられたことから、これを受けて、気象庁は南海トラフ地震の震源域において異常な現象が観測され、南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会で南海トラフ地震の発生の可能性が通常と比べて相対的に高まったと評価された場合に発表する「南海トラフ地震臨時情報」の運用が開始された。

本節では、気象庁により臨時情報が発表された際の本町の防災対応について定める。

臨時情報の種類	状 況
南海トラフ地震臨時情報	・観測された異常な現象が南海トラフ沿いの大規模な地震と関連
(調査中)	するかどうか調査を開始した場合、又は調査を継続している場合
南海トラフ地震臨時情報	・想定震源域のプレート境界で、マグニチュード8以上の地震が
(巨大地震警戒)	発生した場合【半割れ】
南海トラフ地震臨時情報	・想定震源域又はその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生
(巨大地震注意)	した場合(プレート境界のマグニチュード8以上の地震を除く)
	【一部割れ】
	・想定震源域内のプレート境界面において、通常と異なるゆっく
	りすべりが発生したと評価した場合【ゆっくりすべり】
南海トラフ地震臨時情報	・巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれでもなかった場合
(調査終了)	

2 町が実施する対策

(1) 配備体制

気象庁が南海トラフ地震臨時情報を発表した場合、「第3章第1節 配備体制」に基づく 配備を行い、明和町災害対策本部を設置する。

- (ア) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(調査中)」を発表し、三重県が「南海トラフ地 震準備体制」を取ったとき。
- (イ) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意) | を発表したとき。

- (ウ) 気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を発表したとき。
- (2) 町の対応方針
 - (ア) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)が発表された場合
 - ① 情報収集・連絡体制の整備
 - ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
 - ③ 災害対策本部本部員会議の開催
 - ④ 町民への広報
 - ⑤ 公共施設等の緊急点検
 - ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の準備・点検(各部署)
 - ⑦ 別に定める高齢者等事前避難対象地域(津波浸水想定区域)に対し、「高齢者等避難」の発令
 - ⑧ 後発地震に備えた事前避難(自主避難)の呼びかけ
 - ⑨ 避難所設置及び運営
 - ⑩ 福祉避難所の開設
 - (イ) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)が発表された場合
 - ① 情報収集・連絡体制の整備
 - ② 県及び防災関係機関との連絡体制の確保
 - ③ 災害対策本部本部員会議の開催
 - ④ 町民への広報
 - ⑤ 公共施設等の緊急点検
 - ⑥ 大規模地震に備えた災害応急対策の準備・点検(各部署)
- (3) 南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)に伴う事前避難について
 - (ア) 事前避難の対象地域

国のガイドラインでは、南海トラフの想定震源域内の西側の領域(九州~和歌山方面)で大規模地震が発生し、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を東側(三重~静岡方面)に発表した場合、後発地震により津波の到達までに避難が間に合わないおそれのある地域(事前避難対象地域)の住民に対し、1週間の事前避難を呼びかけるなどの防災対応を行うことを基本としている。

事前避難対象地域のうち、全ての地域住民等が後発地震の発生に備え、1週間避難を継続すべき地域として、町があらかじめ定めた地域(以下「住民事前避難対象地域」という。)及び事前避難対象地域のうち要配慮者等を対象に、後発地震の発生に備え、1週間

避難を継続すべき地域(以下「高齢者等事前避難対象地域」という。)は、次のとおりと する。

事前避難対象地域の種別	設定する対象地域
住民事前避難対象地域	なし
高齢者等事前避難対象地域	三重県津波浸水予測図(平成26年3月三重県)に より津波の浸水が予想されている地域

上記の高齢者等事前避難対象地域内の避難行動要支援者等に対し、町は、避難場所、避難路、避難方法及び家族との連絡方法等を平常時から確認しておき、国からの指示が発せられた場合の事前避難等の備えに、万全を期するよう努める旨を周知する。

また、高齢者等事前避難対象地域内の地域住民等(要配慮者等除く)に対しては、日頃からの地震への備えを再確認する等、適切な防災対応をとる旨を呼びかける。

(イ) 事前避難に伴う避難所開設

気象庁が「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」を発表した場合、国のガイドラインでは、住民一人一人が日常生活を継続しつつ、日頃の地震への備えを再確認することや、知人・親類宅等への事前避難など、個々の状況に応じた防災対応を自ら行うことを基本としているが、一方で、事前避難を行う町民の多くは高齢者等の避難行動要支援者であり、知人・親類宅等への避難が困難な場合も想定されることから、避難所及び福祉避難所を開設する必要がある。

避難所開設にあたり、1週間の事前避難の期間は、明和町災害対策本部による災害対応 業務とともに通常業務も並行して行うことが想定されるため、ローテーション等による効 率的な避難所派遣職員の配置や、避難者、地域住民等による自主的な避難所運営の協力を 呼び掛けるなど、可能な限り通常業務の継続に配慮した形での対応に留意する。

また、拠点の避難所となる小学校等の教育施設については、開設する施設の確保や学校の休校措置等について、あらかじめ教育委員会と協議調整し、南海トラフ地震臨時情報発表時には速やかに対応できるよう体制の構築に努める。観光客や帰宅困難者等の対応、車中泊避難者等の避難場所の確保、避難所での生活が困難な障がい者や要介護認定者等の避難先として福祉避難所やデイサービス、ショートステイ等の介護事業施設等の活用について検討し、災害時のリソースの確保に努める。

また、事前避難者の避難が既存の避難所で収容が困難な場合があることから、県や近隣市町と協力し、広域避難等町外への避難について調整を行う必要がある。

なお、高齢者等事前避難対象地域に基づく避難所等の避難対策については、災害救助法 の適用対象となる可能性があることに留意し、県の災害対策本部と緊密に連携し、適切に 対応する。

(4) 災害対策本部の廃止

次の場合に、明和町災害対策本部を廃止する。

- (ア) 「南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)」が発表され、町内で被害が確認されなかったとき。
- (イ) 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」の警戒措置、「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」の注意措置のいずれも解除され、町内で被害が確認されなかったとき。

3 町民や事業所等が実施する対策

- (1) 町民は、防災行政無線、ケーブルテレビ、ラジオ、電子メール、SNS、町ホームページ等のあらゆる手段を活用して、多重的かつ積極的に南海トラフ地震臨時情報に関する情報や、町等から発表される防災情報を入手するよう努め、事前警戒を心掛ける。
- (2) 事業所等は、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合に備えて、あらかじめ事業継続・中止の判断基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策を検討する。
- (3) 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」発表時において、高齢者等事前避難対象 地域における高齢者等の避難行動要支援者は、町からの避難の呼び掛けに基づき、知人・ 親類宅等や開設された避難所等へ1週間の事前避難を実施し、それ以外の町民は、必要に 応じて自主的な避難の検討や、日頃からの地震への備えの再確認などの防災対応をとるよ う努める。

また、事業所等については、企業BCP等により事前に検討した事業継続・中止の判断 基準及び従業員や利用者の安全確保等の対策に基づき、適切な対応をとるよう努める。

(4) 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」発表時において、町民や事業所等は、日常生活を続けながら、家具・什器等の転倒防止等の建物内の安全確保や水・食糧等の備蓄、企業BCP等の地震の備えの再確認を行うことや、必要に応じて自主的な避難を検討するなど、個々の状況に応じた防災対応を取るよう努める。

第5節 地震防災上緊急に整備すべき施設等の整備計画

1 避難場所の整備

耐震性、津波浸水予測等を考慮し、避難スペース等避難場所として適切であると判断できる 場所について、新たに指定し、整備に努める。

2 避難経路の整備

地域特性を踏まえ、避難経路の整備に努める。

第6節 防災訓練計画

- 1 町及び防災関係機関は、地震防災対策推進計画の熟知、関係機関及び地域住民等の自主防災 体制との協調体制の強化を目的として、推進地域に係る南海トラフ地震を想定した防災訓練を 実施する。
- 2 1の防災訓練は、11月5日の津波防災の日に津波避難訓練を実施するなど、少なくとも年 1回以上実施するよう努める。
- 3 1の防災訓練は、地震発生から津波来襲までの円滑な津波避難のための災害応急対策を中心とし、津波警報等が発表された場合の情報伝達に係る防災訓練も実施する。
- 4 町は、自主防災組織等の参加を得て訓練を行う場合には、県に対し、必要に応じて助言と指導を求める。
- 5 町は、県、防災関係機関、自主防災組織等と連携して、次のようなより具体的かつ実践的な 訓練を行う。
 - (1) 要員参集訓練及び本部運営訓練
 - (2) 避難行動要支援者、観光客等に対する避難誘導訓練
 - (3) 津波警報等の情報収集、伝達訓練
 - (4) 災害の発生の状況、避難指示、自主避難による各避難場所等への避難者の人数等について、迅速かつ的確に県及び防災関係機関に伝達する訓練

第7節 地震防災上必要な教育及び広報に関する計画

町は、防災関係機関、地域の自主防災組織、事業所等の自衛消防組織等と協力して、地震防 災上必要な教育及び広報を推進する。

1 町職員に対する教育

地震災害応急対策業務に従事する職員を中心に、地震が発生した場合における地震災害応急 対策の円滑な実施を図るため、必要な防災教育を各部、各課、各機関ごとに行うものする。防 災教育の内容は次のとおりとする。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合に具体的にとるべき行動に関する知識
- (4) 南海トラフ地震が発生した場合に職員等が果たすべき役割
- (5) 南海トラフ地震防災対策として現在講じられている対策に関する知識
- (6) 南海トラフ地震対策として今後取り組む必要のある課題

2 地域住民等に対する教育

町は、関係機関と協力して、ハザードマップの作成・見直し・周知、ワークショップの開催、 防災訓練等の機会を通じて、津波からの避難に関する意識の啓発など、地域住民等に対する教 育を実施する。

防災教育の内容は、次のとおりとし、地域の実態に応じて地域単位、職場単位等で行う。

なお、その教育方法として、印刷物、ビデオ等の映像、各種集会の実施など地域の実情に合わせた、より具体的な手法により、自助努力を促し地域防災力の向上を図ることにも留意しながら、実践的な教育を行う。

- (1) 南海トラフ地震に伴い発生すると予想される地震動及び津波に関する知識
- (2) 地震・津波に関する一般的な知識
- (3) 南海トラフ地震が発生した場合における出火防止対策、近隣の人々と協力して行う救助活動・避難行動、初期消火及び自動車運転の自粛等防災上とるべき行動に関する知識
- (4) 正確な情報入手の方法
- (5) 防災関係機関が講ずる災害応急対策等の内容
- (6) 各地域における避難対象地域、急傾斜地崩壊危険箇所等に関する知識
- (7) 各地域における避難場所及び避難経路に関する知識
- (8) 避難生活に関する知識
- (9) 地域住民等自らが実施し得る、最低でも3日間、可能な限り1週間分程度の食料及び生

活必需品の備蓄、家具の固定、出火防止等の平素からの対策及び災害発生時における応 急措置の内容や実施方法

(10) 住宅の耐震診断と必要な耐震改修の内容

3 相談窓口の設置

県及び市町村は、地震対策の実施上の相談を受けるため必要な窓口を設置するとともに、その旨周知徹底を図る。

第8節 津波避難対策緊急事業計画の基本となるべき事項

第3節4(1)で示された津波避難の対象地域のうち、津波からの避難が困難な地域について、実施すべき事業の種類、その目標と達成期間は次のとおりとする。

	津波から避難するために必要な	目標	達成期間
	緊急に実施すべき事業の種類		
	避難施設の整備事業	大淀津波避難タワー	平成28年度
	避難施設の整備事業	山大淀津波避 難タワー	平成31年度
	避難施設の整備事業	大堀川津波避難タワー	平成30年度
明和地区	避難施設の整備事業	浜田・八木戸 津波避難タワ	平成28年度
	避難施設の整備事業	北藤原・川尻 津波避難タワ	平成30年度
	避難施設の整備事業	根倉・行部津波避難タワー	令和元年度